

南洋群島事情

委任統治  
地域

南洋群島事情

南洋廳

|   |    |        |    |
|---|----|--------|----|
| 庫 | 文  | 閣      | 内  |
| 函 | 一冊 | 二〇〇四二號 | 和書 |
| 架 |    |        |    |

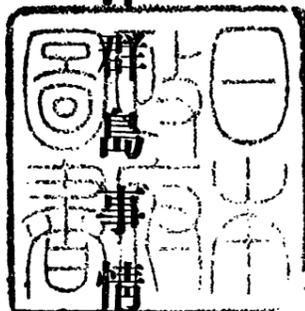


274

297  
20042  
18

治委  
地任  
域統

南  
洋



本書は我が委任統治地域たる南洋群島の事情を周く紹介する  
目的を以て編纂したり。  
南洋群島は我が占領以來十年を経過したるも、其の事情未だ多  
く世に知られず、殊に占領以前の島情に關しては、殆ど知らるゝこ  
ころなし。現在の南洋群島を知るには、過去の情勢を知るの特に  
必要なるを思ひ、我が占領前に遡りて記述を試みたり。  
南洋群島は特殊の地勢を有し、全群島の連絡不便なるのみなら  
ず、人文幼稚にして、諸般の調査困難なる事情あり。  
本書材料とするところのもの或は不備なるものあらむ。姑ら  
く録して後日の完成を期す。

大正十四年十二月

南  
洋  
廳

委任地 南洋群島事情 目次

第一章 地誌

第一節 總說

一 位置 二 布置 三 地質

第二節 各群島

一 「マリアナ」群島 二 「カロリン」群島 三 「マーシャル」群島

第三節 經度及緯度

一 南洋群島 二 各群島

第四節 面積及島數

一 群島別 二 支離竹風別 三 主要島別面積

第二章 沿革

目次

一

二

九

八

五

一

第一節 總說

一 南洋群島の發見 二 發見後の推移

第二節 各群島

一 「マリアナ」群島 二 「カロリン」群島 三 「マーシャル」群島

第三節 獨逸國の施設

一 總敘 二 「マーシャル」群島に於ける産業的經營 三 「ヤップ」島に於ける通信施設 四 學術的探検 五 「アンガウル」舞臺 六 教化施設 七 行政施設

第四節 占領前に於ける我が國との交渉

一 總敘 二 官憲との交渉 三 民間との交渉

第三章 委任統治の由來及其の根據

第一節 委任統治の由來

第二節 委任統治條項

第三節 「ヤップ」島其他に關する日米條約

第四章 氣象

第一節 氣候

一 概説 二 氣象觀測 三 氣溫 四 雨量 五 氣壓 六 風向 七 概括

第二節 暴風

第五章 種族及風俗

第一節 種族

一 總説 二 「チャモロ」族 三 「カナカ」族

第二節 風俗

一 服裝 二 食物 三 住居

第三節 社會的事情

一 人文的觀察 二 社會組織 三 經濟的生活 四 人情 五 言語

第六章 戶口

第一節 戸口の概要……………五

一 島民 二 邦人 三 外國人 四 戸口調査に關する施設 五 島勢調査

第七章 行政……………六

第一節 沿革……………六

第二節 南洋廳……………六

第三節 行政區劃……………六

第四節 所屬官署……………六

第五節 行政系統……………六

第八章 警察……………七

第一節 南洋廳設置前……………七

第二節 南洋廳設置後……………七

第三節 警察取締……………七

第九章 衛生……………七

第一節 衛生狀態……………七

一 一般衛生狀態 二 地方病及傳染病 三 種痘及健康診断

第二節 衛生施設……………八

第三節 醫療機關……………八

第十章 裁判監獄……………八

第一節 裁判……………八

一 沿革 二 法院制度

第二節 監獄……………九

第十一章 教 育

第一節 沿 革……………九三

第二節 教育状況……………九四

一 教育制度 二 小學校 三 公學校

第三節 私立學校其他教育諸會……………九六

一 私立學校 二 養學會 三 教育會

第十二章 宗 教

第一節 沿 革……………一〇三

第二節 基督教……………一〇五

一 基督教の状況 二 基督教の效果

第十三章 産 業

第一節 概 要……………一〇七

第二節 農 業……………一〇八

一 農耕地と農民 二 農業の現状 三 畜産 四 絹青島

第三節 糖 業……………一一二

一 概説 二 甘蔗栽培及製糖の状況

第四節 商 工 業……………一一五

一 現状 二 開港地及貿易 三 物價 四 貨銀

第五節 林 業……………一二九

一 概説 二 椰子 三 其他の林木

第六節 水 産 業……………一三三

一 現状 二 水族 三 漁業 四 製造業 五 養殖業

第七節 鑛 業……………一三八

一 現状(アンガツル鑛) 二 其他の鑛物

第八節 産業施設……………一三九

一 農業 二 糖業 三 商工業 四 林業 五 水産 六 産業試験場

第十四章 土木港灣

三五

第一節 道路

三五

第二節 港灣

三六

第三節 鐵道

三六

第十五章 交通通信

三九

第一節 海事

三九

一 命令航路

第二節 通信

四〇

一 通信機關 二 郵便業務 三 爲替貯金 四 電信業務

第三節 航路標識

四二

第十六章 財政

四五

第一節 歳計

四五

第二節 歳入

五五

一 租税 二 租税外收入

附圖及裏頁

南洋群島地圖 (距離入)

- 一、南洋羣島、二、ナンマルターの遺跡(ボナペ島) 三、タカ族の墓(テニアン島) 四、サイパン市街、
- 五、トラツク夏島諸官衙の遺蹟(二) 六、トラツク島々民の風俗(カナカ族) 七、チヤモロ族の風俗(三) 八、ボナペ島々民の風俗(カナカ族) 九、カナカ族男子の踊(サイパン島) (四) 一〇、タロキ(五) 一一、パラオ島々民の家屋 一二、ヤツプ島民集會所(オールメンハウス) (六) 一三、ボナペ醫院(八) 一四、パラオ尋常小學校生徒の遊戯(九) 一五、ボナペ公學校生徒の體操、一六、マキヨク公學校生徒(一七) 一七、ボナペ島カトリック教會(一八) 一八、椰子林(一九) 一九、南洋興發株式會社製糖工場、二〇、南洋興發株式會社の甘蔗園(二一) 二二、カナカ族婦人のばた織(サイパン島) 二三、カナカ族婦人の編物(ヤルト島) (二四) 二五、コブラ製造(二六) 二六、アンガウル探検所遠景、二七、燐礦探掘の景況(アンガウル島) 二八、燐礦積込の景況(二九) 二七、産業試験場(三〇) 二八、無線電信所電信塔の遠景(パラオ島) (三一) 二九、ヤツプ島海底電信所(三二)

委任地 南洋群島事情

第一章 地誌

總說

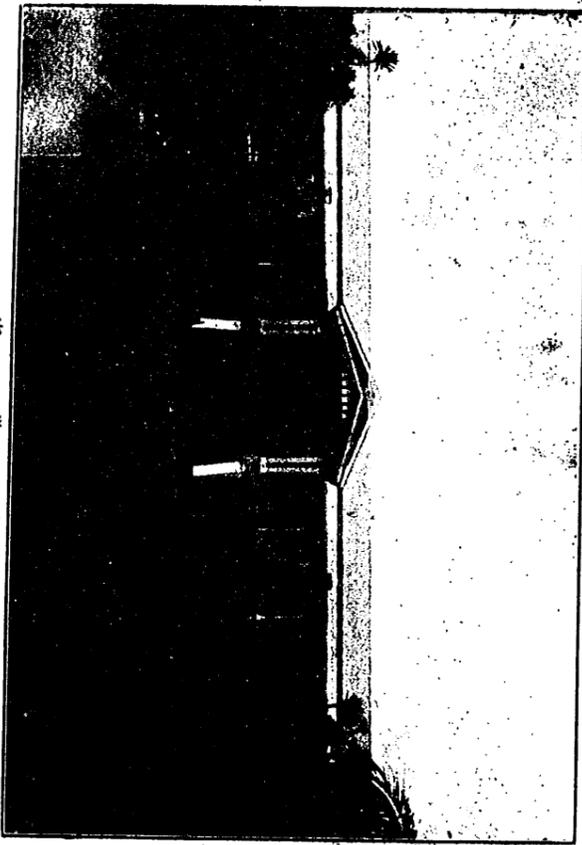
一、位置、小笠原諸島の南、赤道以北の太平洋中に幾多島嶼の星散分布するもの、之れ即ち南洋群島にして、東經百三十度より百七十五度に至り、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は、東西二千五百哩(邦里約千里)、南北一千二百哩(邦里五百餘里)に亘る。之を四圍の狀勢に觀れば、東北遙に米領「ハワイ」を望み、西は米領「フィリッピン」諸島及蘭領「セレベス」に對し、南は「ニューギニア」に面し、北は即ち小笠原諸島及硫黃島に連るを見る。中に「グアム」島あり、面積三十八方里群島中最大の島嶼なりと雖、往年米西戰爭の結果比島と共に米國の有に歸し別箇の領域を爲すを以て之を除外し、全群島島嶼の數、約六百二十三の多きに達するも其の總面積は僅に約百四十方里に過ぎず、畧沖繩縣若は東京府の面積と相伯仲す。

二 布置 南洋群島は、「マリアナ」、「カロリン」及「マーシャル」の三群島を包含す。其の布置の状を観るに、小笠原諸島の直南七百四十哩にして、「マリアナ」群島の主島「サイパン」島あり、更に南下すること六百三十哩にして、「カロリン」群島の主要島「トラック」に達すべし。「カロリン」群島は之を東經百四十八度に於て東西に分ち、其の東に「マーシャル」群島横はる「カロリン」、「マーシャル」の兩群島は、赤道に沿ふて畧一直線を描き、其の東端より西端に至るまで、約二千五百哩、小笠原諸島より南下せる一線に對し、恰も丁字の逆形を爲す。之れ全群島の形勢東西に長く南北に短かき所以にして、本群島交通の不便も、其の地勢に胚胎するもの多しと爲す。

全群島到る處の島嶼多くは狭小にして、大なるもの漸く二十四方里を出でざるを以て、特に各島の地勢として言ふべきものなし。之を總するに大體の地勢一般に急峻なるも、山嶽の高きもの二千五百尺を限りとし、河川も亦所謂溪流にして、舟楫の便あるものなし。唯、所在の島嶼多くは相叢れるを以て、其の間水運の便は極めて自由なるものあり、道路は割合に開發せられざる所多しとす。

三 地質 南洋群島の諸島は、主として珊瑚礁及火山岩より成るものなるが、唯「ヤツプ」島のみは古紀變質岩類なる結晶片岩類より成れり。

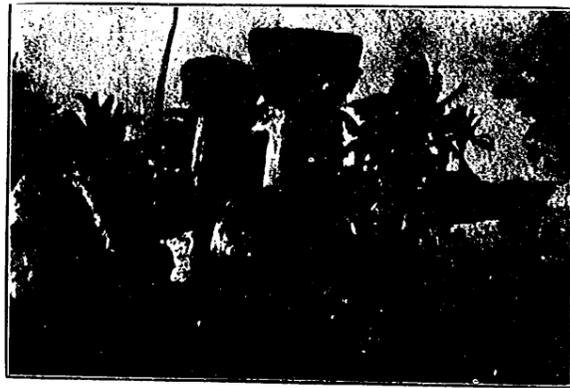
イ 珊瑚礁 珊瑚礁は石灰質を以て成り海中に低平帶狀をなして發達せるものにして部



南洋群島



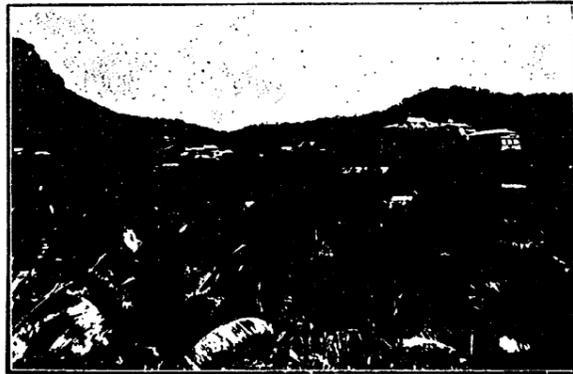
(島マナボ) 跡道のータルマンナ



(島ソアニテ) 墓の族カヌ



街市ンバイサ



景遠の衙官諸夏島クツラト

分的形態は千種萬態なるも其の景觀的形狀に依り普通之を三種に概別し縁礁(又は堡礁)、堡礁及環礁と稱せり、然れども其の間確然たる區別存するに非ずして、悠久たる歲月の流るる間には遷移の狀態にあるものとす。縁礁とは陸地(珊瑚礁よりなる陸地は茲に指さず)の周縁に附着して發達せるも、稱にして、群島中陸地のある處必ず之を見ざるなし。堡礁とは島と礁との間斷離して其の間海水を堪へたるものを稱す、東「カロリン」群島の「トラック」島の如きは其の最も代表的適例にして、玄武岩質の幾多の小島より成る同島は各自壯大なる縁礁を帯して更に其の外廓に周延百二十哩餘に渉る一大堡礁を有し其の縁礁と堡礁の間には廣大なる礁湖を形成せり。環礁とは陸地よりは全く獨立して海中に立ちたる珊瑚島にして、環狀を畫きて發達し其の環の内部は一大礁湖を形成せるもの、稱にして、謂ひ更ふれば中央に陸地を包擁せざる堡礁なり。我が「マーシャル」群島に多く其の例を見る、其の最も世人に知られたるは「ヤルート」島にして其の礁湖の長經三十三哩に及べり。

珊瑚礁は其の字の示すが如く、常に水面下にありて暗礁として、構成せらるゝものにして、之が波浪の破壊作用の爲に碎かれて或は大なる岩塊となり或は砂礫片となり、礁上に堆積せられて次第に水面に露はれ茲に陸地を形成するものあり、之を珊瑚島と稱す。故に珊瑚島は其の海拔は極めて低く扁平なるを常とす、我「ヤルート」島は一環

礁の上に形成せられたる多數の珊瑚島の總稱にして高潮面五呎を越すもの稀なり。

○ 陸起珊瑚礁 以上の珊瑚礁の外に、隆起せる珊瑚礁の存在せるものあり。「パラオ」諸島及「マリアナ」群島の南部に多く、彼の「サイパン」「テニアン」島の如き數段の「テレス」(段丘)を爲せるものは、間歇的隆起作用に因るもの、如し。

ハ 火山岩類 火山岩類は之を玄武岩類及安山岩類の二種に別つべし。

玄武岩類は「カロリン」群島中、「トララック」「ボナベ」及「クサイ」島等に於て目撃す。比較的古い時代の噴出岩にして、現に生存せる珊瑚礁の基底を作れるもの、如し。安山岩類は「パラオ」諸島及「サイパン」島に多く、之等の諸島は大低安山岩を母岩とするものと隆起珊瑚礁との混成せるものにして、稍、複雑なる構成を有するものなり。

二 燐鏽 「パラオ」諸島に屬する「アンガウル」「ベリリユー」の二島及「ヤップ」支廳管内に屬する「フハエヌ」島等は燐鏽地として知らる。

以上述べたる如く、群島の地質は「ヤップ」島のみ其の岩石を異にするも、他は珊瑚礁を母岩とするものは、石灰岩より成れる白砂にして、火山岩を母岩とするものは所謂熱帶赫土となり、赤褐色又は褐色の粘土質土壤を形成す。一般に南洋群島は海鳥の生棲するもの多く諸處に燐鏽を産するを見ても、到る處多少の燐酸分を含有するもの、如く、農作物及

林木の成長良好なり。然れども各島の面積小なるを以て、地勢一般に急峻なれば、河川の見るべきものなく、從て沖積土の肥沃なる土地極めて少し。且つ日光の直射強く、驟雨強烈を極むるを以て、伐跡地其の他山火事等の爲一度裸地となりたる處は、人工的に保護せらるゝに非ざれば地力減退し恢復頗る困難なり。斯る理由に依り各島若干の無立木地ありて僅に羊齒類の繁茂する處も亦少からざるを認む。

尙、地質調査に就きては、大正十一年南洋廳設置と共に産業試驗場に於て、各島の地質調査研究中なるを以て、漸次明確なる報告を爲し得べしと信ず。

## 第二節 各群島

一 「マリアナ」群島 南洋群島中最北部に位し、南北に亘れる列島にして、中に數箇の火山あり、小笠原諸島の延長せるものと謂はる。島嶼の數十四、總面積四十一方里、其の殆んど南端に在るもの即ち「サイパン」島にして、現に「サイパン」支廳あり、群島一帯を管轄す。「サイパン」島は面積約十二方里を有し、近く「テイニアン」島を控へ、西南六十五哩にして「ロタ」島あり、更に四十哩にして米領「グアム」に對す。其の位置最も内地に近く、全群島の關門として交通最も便利なるのみならず、土地比較的平坦にして地味肥沃、糖業

に適するを以て、比年内地人の移住する者多し、全群島中最有望の地として認めらる。現に南洋興發株式會社あり、盛に製糖業に従事しつつあり。

ニ「カロリン」群島 「マリアナ」群島の直南を殆ど中心として東西に横はる群島にして之を東經百四十八度を以て東西の二に分つ。中に就き其の主要島を擧ぐれば、其の最も西に在るを「バラオ」とし、中間に在るを「ヤップ」及「トラック」とし、其の最も東方に在るを「ボナベ」とす。

イ「バラオ」南洋群島の最西部に位し、南洋廳及「バラオ」支廳の所在地なり。支廳管内島嶼の數百九、面積三十一方里。就中所謂本島の面積二十四方里を有す。同島は西南四十哩にして「アンガウル」を控へ、遙に米領「フィリッピン」及蘭領「セレベス」に對す。「アンガウル」は殆ど全島燐鏽を以て覆はれ群島中の寶庫と謂はれ、現に盛に採掘中に屬し、又「セレベス」島「メナド」港には定期船の接續するあるを以て、「バラオ」は管に全群島行政の中樞なるのみならず、四周の形勢上將來極めて有望視せらる。

ロ「ヤップ」 「バラオ」の東北二百六十五哩にして、「ヤップ」島あり。「ヤップ」支廳を置く。管内島數八十五、面積約十五方里。其の離島は北より東に基列して、五百數十哩の遠きに及ぶ。主島「ヤップ」島は四箇の大島より成り、其の面積十四方里。地味礫確なりと雖、米領「グアム」、上海(戦後沖繩縣にて中斷す)及「セレベス」島の「メナ

ド」に通せる三海底線の陸上地として有名なり。

ハ「トラック」 「ヤップ」島の東八百六十哩を隔て、一大叢島の散布するもの、之れ即ち「トラック」諸島にして、所謂丁字逆形の相交はる所、南洋群島の中心點を爲す。

「トラック」支廳管内島數二百四十五を算するも、其の總面積は僅に八方里餘に過ぎず島の比較的大なるものには、四季及七曜の名を取りて或は春島、又は日曜島等の稱あり就中夏島は、獨領中官憲の駐在せし地にして、大正三年我が占領後、同十一年に至る間、南洋群島防備隊司令部を置かれたるを以て、比較的世間に周知せらる。現に「トラック」支廳あり。

ニ「ボナベ」 「トラック」の正東三百九十五哩にして本島に達す。「ボナベ」支廳あり管内島數百三十八、面積三十二方里餘。就中主島「ボナベ」島の面積二十四方里にして全群島中最大の地積を有す。島内山嶽多しと雖、土地比較的膏腴にして、河川の用ゆべきものも亦尠らず、曾て纖維工業及製糖業を試みたる者ありしも不幸にして挫折す。然も殖産上大いに有望視せらる。

三「マーシャル」群島 「ボナベ」の殆ど正東約七百六十哩にして、一大環礁の横はるものあるを見る。之れ即ち「マーシャル」群島にして、「ヤルト」島は殆ど其の南端に位する二小島嶼なり。此處に「ヤルト」支廳を置き、「マーシャル」群島全部を管せしむ。管内島

數三十二(三十二島は更に八百六) 總面積十一方里を有す、全島悉く所謂珊瑚礁にして、土地低平陸地の高さ海面上僅に五呎を出でざるも、其の地味椰子樹の生育に適し、到る處亭々たる樹幹海面を壓して聳え、樹頭果實の榮々たるを見る。現に南洋群島「コブラ」生産額中、其の大半は、本島の産出に係るものなりとす。

第三節 經度及緯度

一 南洋群度經度及緯度

經度 自東經百三十度 至同百七十五度  
緯度 自北緯零度 至同二十二度

二 各群島別經度及緯度

| 群島名   | 經度               | 緯度             |
|-------|------------------|----------------|
| マリアナ  | 自東經百四十四度 至同百四十六度 | 自北緯二十二度 至同二十四度 |
| カロリン  | 自同百三十一度 至同百六十二度  | 自同零度 至同十一度     |
| マーシャル | 自同百六十一度 至同百七十五度  | 自同四、度三〇 至同十五度  |

第四節 面積及島數

一 群島別

| 群島名   | 島數  | 面積     |
|-------|-----|--------|
| マリアナ  | 一四  | 四、四三   |
| カロリン  | 五七七 | 八六、八四  |
| マーシャル | 三二  | 一一、〇五  |
| 計     | 六二三 | 一三九、三二 |

(三十二島は更に八百六) 十餘の總島より成る

二 支廳管區別

| 支廳管區 | 島數  | 面積     |
|------|-----|--------|
| サイパン | 一四  | 四、四三   |
| パラオ  | 一〇九 | 三、一〇〇  |
| ヤップ  | 八五  | 一四、六四  |
| トラツク | 二四五 | 八、五五   |
| ボナペ  | 一三八 | 三、六五   |
| マルト  | 三二  | 一一、〇五  |
| 計    | 六二三 | 一三九、三二 |

三 主要島別面積

| 島名     | 面積    |
|--------|-------|
| マリアナ群島 | 二二〇〇  |
| サイパン   | 六、三五  |
| テイニアン  | 八、一〇  |
| 同      | 二四、〇〇 |
| 同      | 五〇    |
| 同      | 一四、〇〇 |
| 同      | 六、四二  |
| 同      | 二四、三四 |
| 同      | 七、五〇  |
| 同      | 〇、五一  |

第四節 面積及島數

第二章 沿革

第一節 總説

一 南洋群島の發見 西曆第十六世紀の頃、歐洲に在りて航海術の發達するや、西班牙葡萄牙の冒險者は、争ふて東西に航し、前人未踏の陸地の發見に従事したりしが、我が南洋群島も亦是等冒險者の發見に係る。而も、茫洋たる太平洋上に散在する孤島たるを以て、其の發見の時機同じからず、又從て發見者其の人を異にす。また偶々發見せられたりと雖、叢嶺たる孤島にして其の價値少きを以て、多くは等閑に附せられたるもの、如く、其の發見以後の歴史は交渉斷續して、今に於て詳ならざるもの多しとす。三群島中「マリアナ」群島最も早く發見せられ、最も早く文化に觸れたるものにして、其の初めに遡れば略三百五十年前を算するものとす。他の二群島中「カロリン」群島の發見は、「マリアナ」群島と殆ど同時代に屬すと雖、文明人が之に手を着けたるは、其の最も後代に發見せられたる「マーシャル」群島と殆ど同時期にして、今より僅に四十年の前に在り。

二 發見後の推移 「マリアナ」群島は、西曆十六世紀の初頭、葡萄牙人に依りて、發見

せられ、次で西班牙國の手に歸し、比律賓及「グアム」と相併せて、其の殖民的統治の目的物たりしも、政策酷に失せし乎。土人の叛亂に遭ひて一敗起たず。空しく經營の遺跡と土人虐殺の口碑とを貽して、星霜三百數十年、事蹟の觀るべきもの殆ど無し。次で西曆十九世紀の末葉に方り、獨逸國「マシーナル」群島を領有するや、當時「カロリン」の諸島徒らに西班牙領の名を持して、其の實なきの虚に乘じ之が略取を試むに及び、西班牙政府狼狽して起ち其の權原を争ふ。當時紛争決せず兩國國際の危機一髪に逼まる。偶々羅馬法皇の仲裁を得、獨逸國の通商其の他の權を認めて、「カロリン」群島は全部西班牙の領有に決したり。時に西曆千八百八十六年、今を去ること實に四十年なり。爾來同國は、從來領有したる「マリアナ」群島と併せて「カロリン」群島の統治に意を注ぎ、官吏及宣教師を派遣して之が開發に任ずるもの十四年。越えて西曆千八百九十九年に至り西班牙は米國との戦争の結果果財政困難に陥るを見るや、獨逸國之を奇貨とし「マリアナ」、「カロリン」兩群島の讓與を提議し、折衝の末同年六月之を買収す。是に於て獨逸國は南洋群島全部を其の保護領として獲得し、曩來の領土慾を滿たすに至る。獨逸國南洋群島を統治すること十六年。西曆千九百十四年我が大正三年に至り歐洲大亂の結果我が海軍南遣枝隊の占領する所となり、次で對獨平和條約其の他の規定に依り、帝國之が委任統治を爲すに至る。

第二節 各群島

一 「マリアナ」群島 本群島は、南洋群島中最古の歴史を有するものにして、西曆千五百二十一年彼の有名なる葡萄牙の航海者「マゼラン」に依りて發見せられ、千五百六十五年始めて西班牙國の領有に歸せりと謂はる。當時西班牙國皇帝「ヒリッポ」第四世の皇后「マリアナ」土人教化の資として、若干の金圓を下賜せらるゝあり。其の恩徳を頌たんが爲に、新に同皇后の名を以て命名したりと傳へらる。此の時に方り西班牙は比律賓及「グアム」島經營の餘勢を以て本島に遊み、之が教化、開拓に力めたるが如きも、對策宜しきを得ざりしものありし乎。施政十年ならずして、土人の叛逆に遭ひ、大虐殺を敢行したるの結果、土人の人口激減したりと謂はる。又人類棲息の遺跡を摸索し得るは或は西國暴虐の反映ならむ。斯くて西班牙國は本群島に於て、何等顯著なる成績を挙げ得ずして、空しく領有の名を有するに過ぎざりしが、千八百九十九年に至り米西戦争の一敗に依りて、其の殖民地たる、比律賓諸島に併せて本群島中「グアム」島を、米國に割讓するの止むなきに至りたるのみならず、戦後財政の困難甚しく、遂に獨逸國の提議に應じて、本群島及「カロリン」群島を併せ、西貨二千五百萬「ベセタ」(邦貨九百六拾萬圓)を以て、之を獨逸國に賣却す。

二 「カロリン」群島 本群島は、從來東西「カロリン」及「バラオ」諸島と呼ばれたるものにして、之を總じて、「カロリン」群島と稱す。「マリアナ」群島發見後六年、西暦千五百二十七年に於て、葡萄牙人「デイエゴダ、ロシヤ」に依りて發見せられ、次で、西班牙人より成る探検隊來りて、遂次に「ヤップ」以東「トラック」、「ボナベ」及「クサイ」の諸島を發見したりと謂はる。時は西暦千六百八十年代に屬し、當時の西班牙國王「カロー」第二世の名を取つて、「カロリン」群島と名づけたるなりと謂ふ。爾來西班牙政府は、比律賓を根據地と爲し、同國舊教に屬する宣教師を送り來りて、土人の教化に力めしめ、殺戮相次ぎ布教意の如くならず、徒に領有の空名を擁したりしが、西暦千八百八十五年に至り、當時殖民地獲得に腐心したりし獨逸國は、「マーシャル」經營の餘勢を以て其の範圍を擴張せんとし、軍艦を派して、本群島の中心たる「ヤップ」島を占領するに及び、茲に獨西兩國間の葛藤となり、遂に羅馬法皇「レオ」の仲介に依り、獨逸の商權を認むると共に貯炭所設置を認容して、本群島を西班牙の領有と爲し、漸く其の局を收むるを得たり、是に於て、西班牙政府は、若干の官吏及宣教師を派して、その統治を爲すに至りしも、政策當を失し、治績の擧らざるのみならず、「ボナベ」島に於ては、屢々土人の叛亂に遇ひ、之が防禦警備に寧日なきの狀態なりし。其の間偶々米西戦争に逢着し、敗戦後財政の窮乏を救はんが爲に、「マリアナ」群島と本群島とを併せて、之を獨逸國に賣却す。

三 「マーシャル」群島 本群島は、南洋群島中最東端に位し、自ら別箇の地位を占むるを以て、其の歴史も亦他の二群島と異なる。其の發見せられたるは、或は西暦千五百年代なりといはれ、又或は同千七百年代なりとも謂はるゝも詳ならず。其の周く世間に紹介せられたるは、西暦千七百八十一年（一説に千七百八十八年）英人船長「マーシャル」の探検に始まる。「マーシャル」の名稱は其の事實に因るものとす。其の初めは英國之を領したりしも、其の領有の根據薄弱なるに乗じ、當時殖民地熱高かりし獨逸國は、西暦千八百七十七年（一説に千八百七十八年）軍艦を、本群島に派遣し、會長と交歡を結び、更に同千八百八十五年再び軍艦を派遣して、各會長を説き、遂に「ヤルト」島及其の他の諸島を完全に略取するに至れり。次で西暦千八百八十八年英獨協商の結果、「ヤルト」諸島は英國に、「ヤルト」及「ナウル」の二群島は獨領と定めたり。先是、獨逸政府は、本群島の開發に銳意し、西暦千八百八十七年「ヤルト」會社を創設せしめて、之に行政權を附與し、以て全群島の經營に當らしめたりしが、西暦千九百六年に至り、其の行政權を政府の手に收め、或時は「ニューギニア」總督の下に、又或時は「ボナベ」政廳の下に一支廳を設置して、本群島の統治に任せしめ、以て我が占領時代に及べり。

附 記

「ナウル」は世界有数の燐礦産地なるも、赤道以南に位するを以て、我國委任統治區域外となり、英國の經營に移れ

第三節 獨逸國の施設

一 總叙 南洋群島に於て、文明人の手を觸れたる跡を求むるに、「マリアナ」群島に於ける西班牙人の足跡は、約三百五十年の昔に遡り得べしと雖、其の傳ふる所は、土人の暴動と其の虐殺の口碑のみ。事蹟歲月と共に湮滅して、今にして尋ね得ざるもの多しとす。之を以て南洋群島の歴史を叙せんとせば、「マリアナ」、「カロリン」兩群島に在つては、西曆千八百八十六年に於ける、西班牙國主權の確立に、「マーシャル」群島に在つては、同じく其の前年に於ける、獨逸國の完全なる領有に、其の紀元を置かざるべからず。然も之を顧みるに、「マーシャル」群島に於ける、獨逸國の施設は姑く置き、「マリアナ」、「カロリン」二群島に於ける、西班牙の經營は、その對策宜しきを得ざりし乎、或は在任官吏其の人を得ざりし乎、領有十四年間に於て縱横尋ねべきなく、唯、「ヤツプ」島と「ボナペ」島とに防禦的施設を殘して、其の施設の一般を思はするの外、二、三建築物の散在するに過ぎず。住民も亦多く西班牙時代を語らず。今に及んで擧ぐべきもの殆ど無きの狀況に在り。獨逸國の保護領となりしより以來は、其の獲得に熱心なりしだけ、その經營に努力し、領

有十六年間に於ける施設經營の觀るべきもの頗る多し。今少しく其の梗概を叙して、我が占領前に於ける南洋を語るも、必しも無用の事に非ざるべし。

二 「マーシャル」群島に於ける産業的經營 本群島は、最初より獨逸國の領有に屬し、獨逸國の南洋經營の發祥地にして、又最も其の意を注ぎし所なり。即ち領有後二年にして、「ヤルト」會社を創設せしめ、之に群島拓殖の全權を附與し、通信航海の保護を與ふる等、恰も英國の東印度會社に類する組織の下に、本群島の開發を企圖したり。此の間約十年以て本群島に於ける産業的基礎を確定せしむ。西曆千九百六年に至り獨逸政府は、該會社との契約満了を機として、曾て與へたる行政權を政府の手に回收し、會社は専ら營利會社として立つに至るや多年扶植したる餘勢を以て、南洋群島の産業的獨占を企て、西は「ヤツプ」、「バラオ」に至るまで、其の活躍に任せ獨占を全群島に唱ふ。従つて當時全群島に於ける貿易の中心は、全群島の東端なる「ヤルト」島に在り。西は新嘉坡、香港に、南は「ニューギニア」、濠洲に、北は亞米利加に至る間交通絶えず、終に以て本群島の文化を致したり。現に「ヤルト」島は、其の高さ數呎、面積半方に過ぎざる一小島なるに係らず、「マーシャル」群島の主腦地として、其の存在を維持し、附近諸島産出の「コブラ」集散地として南洋群島第一位の地位を獲得したるは、地味其の他の關係に因るとは雖、獨逸經營の力與つて多きに有るなり。

三 「ヤツプ」島に於ける通信施設 南洋群島を中心としたる、獨逸國經營の跡を察するに、其の規模極めて雄大なるを觀る。南「ニューギニア」に總督府を置き、北の方遙に太平洋を隔て、青島と呼應し、其の間太平洋に基布散點する南洋群島を收めて、以て東洋の霸を制せんとし、先づ、之が第一着手として計劃したるものは、即ち太平洋通信權の確立に在りしが如し。即ち西曆千九百六年「ヤツプ」島を中心とせる海底電線を敷設し、北は上海及「グアム」に、南は「セレベス」島「メナド」に連絡せしめたるの外、同千九百十三年に至り、大規模の無線電信を同じく「ヤツプ」島に建設し、以て有線、無線兩方面を通じて、太平洋上の通信權を壟斷せんと企圖し、將來活躍の基礎を置かむとせり。不幸にして突發せる歐洲戰亂は、獨逸國の其の計劃を根本より覆へし、無線電信は英艦の砲撃に遭ひて破壊せられ、海底電信は我が海軍に依りて占領せられ、遂に以て我が用を爲すに至りしと雖、假りに彼の大戦起らず、獨逸國の勢威依然たらば、其の太平洋經營も今日に繼續したりしならむに、一敗太平洋上また獨逸の影を見ざるに至る。感慨なきを得ざるなり。

四 學術的探検 獨逸國が、南洋群島を獲得するや、其の經營に腐心したるは、實に經濟或は通信のみならず、一面其の利源の探検と之が開發に苦心し、各科に亘る専門家を屢々派遣して、群島全部の探検に従事せしめたり。群島各所に散在する燐礦は實に其昔探検者の發見する所なり。其の他獨逸國は繼續して、群島の學術的探検に従事せしむる爲、特

に測量船「ブラネット」號を巡回せしめつゝありたり。大正三年我が海軍「ヤツプ」を占領するや、「ブラネット」號偶々同港に在り。我が軍艦の港外に現はるゝを見て、附近の澳内に遁逃し自沈して終る。

四 「アングウル燐礦」 獨逸學術探検隊の發見せる燐礦中、最も有望なるものにして、其の蓄積量三百萬噸と稱せらる。獨逸國は直ちに之が探掘を企圖し西曆千九百八年に於て、其の本國「ブレーメン」市に獨逸燐礦株式會社を設立せしめ、諸般の設備を整へて、之が探掘に従事せしめ、以て我が占領當時に及ぶ。其の他「バラオ」諸島中「トコペー」島及「ヤツプ」の離島「フハエス」島等にも燐礦を發見したるも、其の量少く且つ含有歩合も亦多からずと謂はる。

六 教化的施設 獨逸國は、又盛に土人の教化に力め、新舊兩派の基督教宣教師を派遣し、其の布教に従事せしむるの外、所謂宗教學校を設置し土人兒童の教育に従はしめ又獨逸語普及の爲宗教學校に補助金を給與せり。現に支廳所在地たる各島に於て、教會若は布教所多きもの十數箇所其の少もの四五箇所を數へ、獨領當時布教従事者として派遣せられたる獨逸人男女併せて殆ど百を算せし事實に觀るも、獨逸國が如何に教化に努めしかを想像するに足る。今日南洋土人中苟も文字を解する者は、皆悉く獨逸文字の羅馬字綴を能くするが如き、其の努力の結果なりとす。其の他獨逸國は「サイバン」に小學校を設置

し、各群島の秀才を選抜して教養し、更に適才を選びて遠く青島に留學せしめたるが如き、土人教養に鋭意したる跡歴然たるものあり。今日群島土人中所謂智識階級に屬する者は、多く之等留學者とす。而して其の耶蘇教普及の成績は、教養の徹底は兎も角、土人の性質を感化して、其の野性を減少せしめたるの效果は顯著なるものと謂はる。

七 行政的施設 獨逸政府は「ニューギニア」の「ラバール」に總督府を置き、南洋群島を其の下に附屬せしめ、「ヤップ」及「ボナペ」に各政廳を設け、附近諸島を管轄せしめたり。其の官吏は多く豫後備軍人を用ゐたるが如く、又亞弗利加「トローゴ」の在外官吏と交互交代せしめたるが如し。其の對策主として母國本位に陥り、時に或は苛酷に失し、時に或は壓制の行はれたる影なきにあらず。醫療の如きも救療の爲よりは寧ろ學術研究の犠牲に供せられたる場合もありしが如き觀あり。我が占領後土人患者の病院に來るを避くるの風ありしは後者の例にして、「ボナペ」島に於ける土人の叛亂は其の壓制の反映として顯著なる事例に屬す。然れども一般行政の跡を觀るに、道路の開鑿、椰子樹の栽培等、今日に至り效果の擧ぐべき事績も亦少からず。後者の鑑むべきもの頗る多しとす。

#### 第四節 占領前に於ける我國との交渉

一 總叙 今や、我が國の委任統治地域となり、我が領土の構成部分として、我が國法の下に施政を行ふに至りたる、南洋群島と我が國とは、たとひ水陸渺茫遙に隔絶すと雖、水路一直、南下すれば即ち至るの地勢に在り。有史前、或は有史後、何等かの交渉ありたるべきを思はしむるも、文献の徵すべきものなく、唯、僅に口碑傳説を持ち、今人之に附會するに過ぎず、確たる根據を缺くものとす。其の我が國と南洋群島との交渉は、明治二十三年東京府士族授産資金を以てせる、南洋通商の事實に其の紀元を置くの可なるを見る。是より先我が官憲と南洋群島との間に二、三の交渉あり。先づ之を叙して前後の關係を序つべし。

#### 二 官憲との交渉

イ、軍艦の寄港 明治十七年軍艦龍驤、海軍兵學校卒業生を乗せて遠洋航海の途次、「カロリン」群島「ボナペ」島管内「クサイ」島に寄港す。會長我が軍艦を見るや、大に悦び來訪して曰く、口碑の傳ふるところに依れば、我等の祖先は日本人なり、我等は實に日本人の子孫なりとて、誠意を披きて歡迎したりと。此の傳説は内外に傳へられ、「クサイ」は九州の訛音なりといふ者あるも、彼等と日本人とは其の容貌の相肖たるの外何等依據するに足る根柢なし。

ロ、邦人虐殺事件調査 同じく明治十七年、横濱、濠洲間を交通する英國帆船「エト

「ダ」號は、「マーシャル」群島「ラエ」島に於て、漂流日本人の虐殺せられたるを報ず。外務省此の報を得て、御用掛後藤猛太郎を派して事件を調査せしむるに決し、一行は同年九月一日横濱港を發し、同月二十三日「マーシャル」群島「ウジヤエ」に到着し、會長と交渉して事件の真相を調査し謝罪の條件を決定して、翌年一月横濱港に歸着したり。本事件を報じたる「エーダ」號には數名の日本人水夫として乗組居たりといへば、是等の日本人は當時屢々南洋群島に往來したるべきを信ず。

### 三 民間との交渉

イ 南島商會 明治二十三年田口卯吉氏東京府士族授産資金四萬四千餘圓を以て、南島商會を組織し、帆船天佑丸(九十一噸)を購入して、田口氏以下一行十七名、同年五月十五日横濱港を出帆し、途中小笠原、「グアム」、「ヤップ」及「バラオ」の諸島を経て、遂に「ボナベ」に至り此處に南島商會なるものを創立したり。此の一行中鈴木經勳なる者は、曩に日本人虐殺事件調査の際、後藤猛太郎氏に隨行したりし一人なりき。南島商會は誠意を以て、島民に接し、大に彼等の信望を博したりしが如し。

當時其の記事に曰く、蠻夷未開の民、性皆純良殆ど小兒に類す、相率ゐて拜舞し我を迎ふ、各地皆然らざるなしと以て田口氏等一行が島民に對せし態度と彼等が一行を受入れたる有様とを推想するに足る。然も事業意の如くならざるものありしか、創業幾

許ならずして業務を他に譲渡し、一屋商會の商號の下に、之を繼續したりしも、收支相償はず、明治二十八年解散の止むなきに至る。

ロ、快通社及恒信社 明治二十四年中、快通社、恒信社等起り。「トラック」島を本據として事業を經營したるも、快通社は使用船の座礁に因り解散し、恒信社は同二十六年「トラック」島より「バラオ」に移轉し大正三年我が占領前まで、其の事業を繼續せり。ハ、南洋貿易日置合資會社 現時の南洋貿易株式會社の前身にして、其の創立は明治二十六年に在り。帆船長明丸(九十六噸)を使用し、「ボナベ」、「トラック」、「サイパン」及「グアム」の各島に支店を設置し、盛に通商貿易に従事したるも、明治三十二年中、獨逸官憲の忌むところとなり、「トラック」、「ボナベ」の支店を閉鎖するの餘儀なきに陥り、同三十九年頃村山商會と合併して、株式組織と爲し、日置の二字を除き改めて南洋貿易株式會社とす。爾來資本を増加し、事業を擴張して、南洋群島以外の各地にまで、支店を設置し、今尙盛に業務を經營しつゝあり。

ニ、其の他の事業家 以上の他、單獨斯の孤島に航し、拓殖に従事する者少からずと雖、地積の狭小に加ふるに内地と隔絶するあり、事業上の不利多きの外、資力の豊富を缺く等の故障あり、經營三十年にして、其業績必しも之に伴はざるが如きも、堅忍其の志を持し漸次基礎を固めつゝあるを見る。因に現に南洋群島に關係を有する民間

邦人の主なる者は、多くは前記諸會社の緣故者にして、或は獨立し、或は關係會社員として各其の業務に従事し居るものなり。

### 第三章 委任統治の由來及其の根據

#### 第一節 委任統治の由來

委任統治なるものは、歐洲戰亂の結果、従前支配したる國の統治を離れたる殖民地及領土にして、近代激甚なる生存競争の下に、未だ自立し得ざる人民の居住するものに對し、該人民の福祉及發達を計るの主義の下に、創設せられたる方式にして、千九百十九年佛國巴里に於て成立したる國際聯盟規約の規定する所に係る。同規約は右の主義を實現せしむる最善の方法として、該人民に對する後見の任務を先進國にして、其の資源、經驗又は地理的位置に依り最も此の責任を引受くるに適し、且つ之を受諾するものに委任し、委任國として右後見の任務を行はしむるの可なるを認め、而して其の委任の性質に就ては、該人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態其の他類似の事情に依り、差異を設くるの必要を認め、茲に所謂A、B、C三式の方法は案出せられたり。A式は主として委任國の助言及援助を受くべきものとし、從來土耳其帝國に屬したる或部族に適用せられ。B式は主として委任國に於て、其の地域の施政の責に任すべき程度に在らしめ、信教の自由、奴隸

の賣買、武器及火酒類の取引を禁止し又軍事的施設の禁遏等を條件とし、中央亞弗利加の人民之に屬す。而してC式統治は西南亞弗利加及南太平洋諸島の如き人口稀薄、面積狭小、文明の中心より遠き地方に適用せらるゝものとし、B式統治に於ける各條件を保障して委任國領土の構成部分として、其の國法の下に施政を行ふを以て、其の本旨と爲す。我が南洋群島は即ち此のC式委任統治に依るものにて、帝國國法の下に統治せらるゝものなり。其の本國統治と異なる所は、土着人民の利益の爲め前途の保障を與ふることを要し、且つ其の委任地域に關する年報を聯盟理事會に提出するの義務を負ふのみ。而して國際聯盟規約に於ては、委任統治の三様式に關する根本義を規定し、箇々の委任國の行ふ權限、監理又は施政の程度に關しては、之を聯盟理事會の規定に譲りたり。

參照

國際聯盟規約(同盟及聯合國ト獨逸國ト不和條約抜抄)

第二十二條

今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包含スルコトノ主義ヲ適用ス

此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ委任國トシテ有後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在

リ委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上委任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモノトス前記委任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スコトヲ要ス

他ノ人民殊ニ中央亞弗利加ノ人民ハ委任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責任ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ委任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限リ良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ

如築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

西南亞弗利加及南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ委任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ委任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フナリ以テ最善トス但シ委任國ハ土著人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

各委任ノ場合ニ於テ委任國ハ其ノ委任地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ

委任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付テ之ヲ明定スヘシ

委任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ



第二節 委任統治條項

獨逸國は西曆千九百十九年六月「ヴェルサイユ」に於て締結したる平和條約に依り、太平洋中赤道以北に位する諸群島を包容する、其の海外屬地に關する一切の權利を主たる同盟及聯合國の爲に拋棄するに至りたるに依り、主たる同盟及聯合國は平和條約第二十二條に準據し、前記諸島の施政を我が國に委任することに一致し。我が國之を受諾するに決したるに依り、國際聯盟理事會は、前記第二十二條第八項の規定に依り、我が國が委任國として、南洋群島に行ふ權限、監理及施政の程度に關し、其の委任統治條項を定めたり、即ち委任地域は、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島とし、其の地域に對しては、帝國の構成部分として施政及立法の全權を有し、且つ必要なる地方的變更を加へて、帝國の法規を本地域に適用することを得るものとし、其の住民の物質的及精神的幸福並社會的進歩を極力増進するの責務を荷ふの外奴隸の賣買、強制労働の禁止、武器及酒類供給の禁止、軍事的施設の禁止及信教の自由、宣教師の旅行居住の許可等の制限を受け、尙、國際聯盟理事會を満足せしむべき年報を同理事會に提出するの義務を負ふものとせらる。

參照

委任統治條項(大正十年四月二十九日外務省告示第十六號)

第一條

日本國皇帝陛下(以下委任國ト稱ス)ニ統治ノ委任ヲ付與シタル諸島ハ太平洋中赤道以北ニ位スル舊獨逸領諸島ノ全部ヲ含ム

第二條

委任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ全權ヲ有スヘク且情況ニ應ジ必要ナル地方的變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用スルコトヲ得委任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住民ノ物質的及精神的幸福並社會的進歩ヲ極力増進スヘシ

第三條

委任國ハ奴隸賣買ヲ禁止スルコト並須要ナル公共的の工事及役務ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外強制労働ヲ許容セザルコトヲ督視スヘシ右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フコトヲ要ス

第四條

委任國ハ又千九百十九年九月十日署名ノ武器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武器彈藥ノ取引ヲ取締ルコトヲ督視スヘシ

第五條

土着民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ

第六條

土着民ノ軍事教育ハ地域内管轄及本地域ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ禁止スヘシ又本地域内ニ陸海軍根據地又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス

第七條

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ關スル地方的法規ニ反セザル限り委任國ハ本地域内ニ於テ良心ノ自由並各種禮拜ノ自由執行ヲ確保シ又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師力其ノ職務ヲ行フ爲本地域内ニ至リ旅行シ又ハ居住スルコトヲ許

第三章 委任統治の由來及其根據

第三節 「ヤップ」島其の他に關する日米條約

三〇

第六條

受任國ハ國際聯盟理事會ヲ満足セシムヘキ年報ヲ同理事會ニ提出スヘシ該年報中ニハ本地域ニ關スル詳細ナル情報ヲ記載シ且第二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ

第七條

本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス  
受任國ハ本委任統治條項ノ規定ヲ解釋又ハ適用ニ關シ受任國ト他ノ聯盟國トノ間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ紛争力交渉ニ依リ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所ニ付託スヘキコトニ同意スヘシ  
本宣言ハ國際聯盟ノ記録ニ之ヲ寄託スヘク國際聯盟事務總長ハ本書ノ認證原本ヲ獨逸國トノ平和條約ノ署名國ニ送付スヘシ  
千九百二十年十二月十七日シエネヅアニ於テ作成ス

第三節

「ヤップ」島其の他に關する日米條約

亞米利加合衆國は前記「ツエルサイユ」條約を批准せず、又委任統治に關する協定に参加せざりしと雖、南洋群島殊に「ヤップ」島に於ける自國の權利に關し、確定的了解を得るの必要を感じたる結果、同國の提案となり、數回の交渉を重ねたる末、遂に「ヤップ」島及他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する日米條約なるもの、締結を見たり。右條約は前

記南洋群島委任統治の各條項に同意すると共に、合衆國は聯盟に加入せざるも、同國及同國民は前記委任統治條項に規定する、一切の利益を享有すべき事を約し、又布教の自由、米國人既得財産權の尊重、日米間現數條約の適用等を規定するの外、殊に「ヤップ」島に於ける海底電信の陸揚、無線電信の建設及之等の運用維持に關し、詳細の規定を設けたるものなり。

參照

「ヤップ」島及他ノ赤道以北ノ太平洋委任統治諸島ニ關スル日米條約(大正十一年七月十三日條約第五號)

(前文略)

第一條

本條約ノ規定ヲ留保シテ合衆國ハ日本國カ前記委任ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル一切ノ舊獨逸領諸島ノ施政ヲ行フコトニ同意ス

第二條

合衆國ハ國際聯盟ノ聯盟國ニ非サルモ同國及其ノ國民ハ前記委任統治條項第三條、第四條及第五條ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ  
締約國ハ尙左ノ如ク約定ス

(一)日本國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心ノ完全ナル自由及各種禮拜ノ自由執行ヲ右諸島ニ於テ確保スヘシ斯ル一切ノ宗教ノ米國人宣教師ハ右諸島ニ入り且右諸島内ニ旅行シ及居住シ並右諸島内ニ於テ財産ヲ取得シ及占有シ、宗教的場所ヲ建設シ及學校ヲ開設スルノ自由ヲ有スヘシ尤モ日本國ハ公ノ秩序及善良ヲ維持スルニ必要

第三章 委任統治の出來及其根據

三一

第三節 「ヤップ」島其他に關する日米條約

- ナルヘキ監理ヲ行ヒ且右監理上必要ナル一切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ有スルモノトス
- (二)委任統治諸島ニ於ケル米國人ノ既得財產權ハ尊重セラルヘク且如何ナル手段ニ依ルモ侵害セラレサルヘシ
- (三)日本國及合衆國間ノ現存諸條約ハ委任統治諸島ニ之ヲ適用スヘシ
- (四)日本國ハ其ノ國際聯盟理事會ニ提出スヘキ委任ノ統治ニ關スル年報ノ複本ヲ合衆國ニ送付スヘシ
- (五)本條約ニ記載シタル事項ハ本條約ニ引用シタル委任統治條項ニ加ヘラルコトアルヘキ變更ニ依リ影響ヲ受ケルコトナカルヘシ但シ右變更ニ對シ合衆國力明ニ同意シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條

合衆國及其ノ國民ハ現在「ヤップ」島ニ「グアム」海底電信線又ハ將來合衆國若ハ其ノ國民ノ敷設シ若ハ運用スルコトアルヘキ「ヤップ」島ニ接続スル海底電信線ノ陸揚及運用ニ關スル一切ノ事項ニ付日本國又ハ他ノ各國及其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地步ニ於テ「ヤップ」島ニ自由ニ出入スルコトヲ得ヘシ

前項ニ定ムル權利及特權ハ又無線電信ニ依ル通信ニ關シ合衆國政府及其ノ國民ニ許與セラレヘシ但シ日本國政府カ「ヤップ」島ニ適當ナル無線電信局ヲ設立維持シ差別的料金ヲ課スルコトナク又順位ヲ附スルコトナク海底電信線及船舶又ハ海岸ニ在ル他ノ無線電信局トノ間ニ有效ニ通信ヲ接続スル限リハ合衆國又ハ其ノ國民カ同島ニ於テ無線電信局ヲ設置スルノ權利ノ行使ハ之ヲ停止スヘシ

第四條

第三條ニ定ムル權利ニ關聯シテ左記諸項ノ特殊權利、特權及免除ハ電氣通信ニ關スル限リ合衆國及其ノ國民ハ「ヤップ」島ニ於テ之ヲ享有スヘシ

- (一)合衆國國民ハ同島ニ於テ無制限ノ居住權ヲ有スヘク且合衆國及其ノ國民ハ日本國若ハ他ノ各國又ハ其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地步ニ於テ一切ノ動産不動産及之ニ關スル利益(土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物ヲ含ム)ヲ取得シ及保持スルノ權利ヲ有スヘシ
- (二)合衆國國民ハ第三條ノ規定ニ從ヒ同島ニ於テ海底電信線ヲ陸揚及運用シ若ハ無線電信局ヲ設置スルカ爲又ハ本條及第三條ニ定ムル權利及特權ヲ享有スルカ爲許可又ハ免許ヲ受ケルノ義務ヲ有セス
- (三)海底電信線又ハ無線電信ニ依ル通信又ハ運用ニ關シ檢閲又ハ監督ヲ行フヘカラス
- (四)合衆國國民ハ其ノ身體及財產ニ付同島出入ノ完全ナル自由ヲ有スヘシ
- (五)海底電信線若ハ無線電信局ノ運用ニ關シ又ハ財產、人若ハ船舶ニ關シ租稅、港灣若ハ陸揚ニ關スル課金又ハ如何ナル性質ノ取立金モ一切之ヲ徵收スヘカラス
- (六)差別的警察規則ハ之ヲ實施スヘカラス
- (七)日本國政府ハ合衆國又ハ其ノ國民カ他ノ方法ヲ以テシテ同島ニ於テ電氣通信ノ目的ノ爲必要ナル財產又ハ便宜ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ之ヲ同國又ハ其ノ國民ニ確保スル爲公用徵收權ヲ行使スヘシ
- 右徵收セラルヘキ土地ノ位置及面積ハ各場合ノ需要ニ從ヒ兩國政府間ニ協定スヘキモノトス同島ニ於テ電氣通信ノ目的ニ供セラル、合衆國又ハ其ノ國民ノ財產及便宜ハ公用徵收ヲ受ケルコトナカルヘシ

第五條

本條約ハ締約國ニ於テ其ノ各自ノ憲法ニ從ヒ批准セララルヘシ本條約ノ批准書ハ出來得ル限リ速ニ華盛頓ニ於テ交換スヘク且本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ヨリ實施セララルヘシ(略)

第三章 「ヤップ」島其他に關する日米條約



## 第四章 氣象

### 第一節 氣候

- 一 概説 南洋群島は、其の位置赤道に接し全管内悉く熱帯圏内に在るを以て、他の温帯地の如く四季の別あるなし。即ち一年を通じて温帯の夏の氣候にして、所謂「常夏の國」なりとす。然れども各島皆これ太平洋中の孤島、面積狭小なるを以て、四面の海風常に吹いて、純然たる海洋性氣候に屬し、其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて尠し。之を以て氣候概して適順、他の熱帯焦熱の氣候を想像して渡來する者、齊しく意外とするところなり。加之、彼の熱帯に特有なる風土病マラリヤなく、又毒蛇猛獸等の棲息するものなし。自然の恩恵大に、外敵の恐るべきなく、生活極めて簡單にして、家居從て安易なり。
- 二 氣象觀測 現に「パラオ」に、南洋廳觀測所あり、其の附近に簡易雨量觀測所四箇所を有するの外、各支廳所在地に於て任意に、簡單なる觀測を爲し居るものあり。將來全群島各地に亘り、完全なる氣象調査を行ふべく、目下計畫中に屬す。
- 三 氣温 全群島一般に殆ど氣温相等しく、又一年を通じて變化極めて少し、一日中の

最高温度は既ね攝氏二十九度乃至三十一度にして三十一度を昇ること稀なり、且つ一日の温度の差は概ね僅かに四乃至六度に過ぎず。

月別氣温各地比較表 (攝氏) (大正九年調査)

| 地名   | 一月   | 二月   | 三月   | 四月   | 五月   | 六月   | 七月   | 八月   | 九月   | 十月   | 十一月  | 十二月  | 平均   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| パラオ  | 29.9 | 30.9 | 30.9 | 30.8 | 30.2 | 30.8 | 30.3 | 30.4 | 30.8 | 30.5 | 30.2 | 30.9 | 30.7 |
| ヤツブ  | 29.7 | 30.6 | 30.6 | 30.9 | 30.3 | 30.9 | 30.7 | 30.4 | 30.3 | 30.4 | 30.0 | 30.7 | 30.7 |
| サイパン | 29.8 | 30.6 | 30.6 | 30.2 | 30.3 | 30.9 | 30.1 | 30.5 | 30.3 | 30.7 | 30.3 | 30.4 | 30.7 |
| トラツク | 29.3 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.3 | 30.9 | 30.8 | 30.6 | 30.6 | 30.7 | 30.3 | 30.4 | 30.7 |
| ボナベ  | 29.3 | 30.3 | 30.3 | 30.3 | 30.2 | 30.9 | 30.8 | 30.6 | 30.6 | 30.9 | 30.3 | 30.4 | 30.7 |
| ヤルット | 29.3 | 30.2 | 30.2 | 30.3 | 30.3 | 30.9 | 30.8 | 30.6 | 30.6 | 30.9 | 30.3 | 30.4 | 30.7 |

四、雨量 全群島を通じて、降雨量極めて多く、各地多少の差ありと雖、之を平均して一年三、〇〇〇耗以上に達するを觀る。之を内地の平均降雨量一、七〇〇耗に比較すれば、殆ど二倍なるに見て如何に雨量の多きかを知るべし。就中「ボナベ」島は、全群島中最も雨量多き地方にして、其の一年間の降雨量四、〇〇〇耗以上に達するを常とす。全島然かく雨量多しと雖、其の降雨の状態内地と異り、殆ど霖雨なるものなく、主として陣風に依る

短時間の豪雨にして、其の来るや一沫の黒雲天の一方に現はるゝに次ぎて、冷風起り雨脚忽ちに襲ひ來りて、沛然雨を降らし須臾にして霽るゝもの多し。其の来るや倏忽去るや又倏忽。恰も内地盛夏の驟雨に似たり、所謂「スコール」なるものにして、熱帯の炎熱は、之れあるが爲に緩和せらるゝもの多しとす。而して群島には、乾濕期の劃然たるものなしと雖、之を概して毎年七月乃至九月の頃を雨季とし、一月乃至三月の頃を乾燥期とせらるゝも、年々の状況必しも同一ならず、強いて之を區別するは困難なるが如し。

月別各地雨量表 (耗) (大正九年調査)

| 地名   | 一月    | 二月    | 三月    | 四月    | 五月    | 六月    | 七月    | 八月    | 九月    | 十月    | 十一月   | 十二月   | 平均    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| パラオ  | 136.3 | 185.0 | 177.7 | 235.6 | 359.9 | 453.3 | 359.0 | 261.9 | 257.0 | 259.0 | 259.0 | 284.4 | 284.4 |
| ヤツブ  | 224.5 | 252.1 | 407.7 | 489.1 | 321.8 | 287.6 | 749.4 | 282.6 | 229.0 | 299.5 | 199.5 | 227.7 | 284.4 |
| サイパン | 280.0 | 408.3 | 339.4 | 488.1 | 481.1 | 550.6 | 466.6 | 100.0 | 229.0 | 229.0 | 133.6 | 189.9 | 284.4 |
| トラツク | 139.0 | 129.6 | 477.5 | 99.1  | 199.9 | 309.9 | 299.8 | 533.7 | 229.0 | 229.0 | 339.6 | 449.4 | 284.4 |
| ボナベ  | 259.4 | 339.3 | 339.8 | 339.1 | 339.3 | 339.3 | 449.4 | 533.7 | 229.0 | 229.0 | 339.6 | 449.4 | 284.4 |
| ヤルット | 189.6 | 189.6 | 339.9 | 189.6 | 189.6 | 339.3 | 339.3 | 229.0 | 229.0 | 189.6 | 189.6 | 189.6 | 284.4 |

五、氣壓 全群島各地共、低緯度に位するが爲、一帯の氣壓總じて内地より低く、其の



變化度合も亦尠し。之を概観するに、全群島の稍々中心部たる、「トラツク」及「ボナベ」に於て、比較的低さを示す。而して之を各群島に就て見れば、其の最西部たる「バラオ」島に於ては八月頃、「ヤツプ」島に於ては三月頃、北部「サイパン」及中部「トラツク」兩島に於ては十二月頃、而して東部「ボナベ」及「ヤルト」兩島に於ては八月頃、孰も示度高し、

累年平均月別各地氣壓表 (時) (自大正七年至同九年三箇年間)

| 地名   | 月      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 平均     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      | 一月     | 二月     | 三月     | 四月     | 五月     | 六月     | 七月     | 八月     | 九月     | 十月     | 十一月    | 十二月    |        |
| バラオ  | 100.01 | 100.00 | 100.00 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 | 100.01 |
| ヤツプ  | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| サイパン | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| トラツク | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| ボナベ  | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| ヤルト  | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

六 風向 全群島廣漠たる海洋に涉り散在するを以て、風向自ら同じからず、一概に言以難しと雖、殆ど全群島を通じて、毎年十一月の交より翌年四月の交に至るまでは、北東の風吹き、風向一定して動かず、所謂貿易風なるもの之れなり。五月乃至十月の間は、風

向必しも一定せず、各島に依りて、其の趣を異にするを觀る。今大正七年乃至九年に至る、各地に於ける月別最多風向を表示すれば左表の如し。

累年月別各地最多風向表 (自大正七年至同九年三箇年間)

| 地名   | 月  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     | 平均 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
|      | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |    |
| バラオ  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北   | 北   | 北  |
| ヤツプ  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北   | 北   | 北  |
| サイパン | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北   | 北   | 北  |
| トラツク | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北   | 北   | 北  |
| ボナベ  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北   | 北   | 北  |
| ヤルト  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北  | 北   | 北   | 北  |

七 概括 南洋群島に於ては、氣象觀測の設備未だ全きに至らず。以上の數字は多く元南洋群島防備隊在時の記録に依りたるものにして、必しも其の精確なるを保せずと雖、大體に於て誤りなきを信ず。將來設備を整へ、之が精確を期せむとす。今、大正七年乃至九年に至る三箇年間全群島に於ける氣象各要素に關する比較表及大正十三年「バラオ」に於ける氣象觀測成績を掲げて参考とす。

第二節 氣候

三箇年間に各地氣象要素比較表 (自大正七年至同九年)

| 地名               | 氣温 (攝氏) 度 |      |      | 雨量    | 氣壓   | 最多風向          |
|------------------|-----------|------|------|-------|------|---------------|
|                  | 平均        | 高極   | 低極   |       |      |               |
| パ<br>ラ<br>オ      | 27.4      | 33.6 | 21.0 | 313.7 | 1004 | 自十一月至四月 概して北東 |
| ヤ<br>ラ<br>ブ      | 27.6      | 33.1 | 21.8 | 365.8 | 1005 | 自十一月至四月 概して北東 |
| サ<br>イ<br>バ<br>ン | 27.7      | 33.9 | 21.1 | 189.0 | 1000 | 自十一月至四月 概して北東 |
| ト<br>ラ<br>ツ<br>ク | 27.4      | 33.7 | 21.1 | 293.5 | 1000 | 自十一月至四月 概して北東 |
| ボ<br>ナ<br>ベ      | 27.1      | 33.2 | 21.1 | 376.6 | 1008 | 自十一月至四月 概して北東 |
| ヤ<br>ル<br>ト      | 27.3      | 33.3 | 21.1 | 387.7 | 1001 | 自十一月至四月 概して北東 |

大正十三年月別観測成績

パラオ観測所

| 氣 候     | 一 月   | 二 月   | 三 月   | 四 月   | 五 月   | 六 月   | 七 月   | 八 月   | 九 月   | 十 月   | 十 一 月 | 十 二 月 | 全 年   |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平 均     | 27.4  | 27.6  | 27.6  | 27.4  | 27.5  | 27.5  | 27.4  | 27.4  | 27.4  | 27.4  | 27.4  | 27.4  | 27.4  |
| 高 極     | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  | 33.6  |
| 低 極     | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  | 21.0  |
| 雨 量     | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 | 313.7 |
| 氣 壓     | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  | 1004  |
| 最 多 風 向 | 北東    |

| 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 日 照 時 數 | 蒸 發 量 (箱外) |       |       |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|-------|-------|
|         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 箱外         | 箱外    |       |
| 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9   | 379.9      | 379.9 | 379.9 |

備考 六回又は二十四回観測に依る、氣壓(溫度更正)降水量、蒸發量(箱外)は、湿度は百分率、氣温は度(攝氏)風速度は一秒間何米突とし、日照時數は日照時數に對する百分率、天氣日數中快晴、曇天の區別は降水の有無に拘らず平均雨量に依り十分の二未満を快晴、八以上を曇天とし、一日中降水量一耗の十分の一以上に及びたるを雨天の日、風速度一秒間十米突以上に達したるを暴風の日にし、地震は有身感覺のものありたる日をす。

第二節 暴 風

南洋群島は、内地若くは臺灣を襲ふ颱風の發生地なれども、管内に於ける氣象變化は僅少

第四章 氣象

にして。偶々颱風を發生すべき變化を起すことありと雖、其の低氣壓幼年期に屬するもの多く、所謂暴風に達すること罕なるが如し。然も廣潤なる區域に亘る群島なるを以て稀に暴風の勢力に襲はれ被害を受けることあり。其の島嶼悉く狭小なるを以て、一旦暴風の襲來を受くるや全島其の被害を蒙り、殆ど生色なきに至ること罕ならず。土人之を口碑に傳へて、平時猶且つ風神を恐るゝこと甚し。「ボナベ」島に在りては、西曆千九百五年大暴風あり。全島の椰子樹殆ど悉く倒潰したりと謂はる。又大正七年「ヤルト」島に、海嘯を伴ふ暴風あり。同九年十二月には「ヤツプ」島に暴風襲來し被害不尠。越えて同十二年六月、同島復た重ねて暴風の被害ありたるも、觀測の設備不完全なりしが爲め詳細なる氣象狀況を記述し得ざるを遺憾とす。

(族カナカ)俗風の民々島クツラト



俗風の族ロモラヤナ

## 第五章 種族及風俗

### 第一節 種族

一 總 說 南洋群島に居住する種族に關しては、諸説區々にして一定せず。或は西方馬來半島より東遷したるものと傳へられ、又或は南方「ポリネシア」族の北進したるものと稱せらる。人種學上總稱して「ミクロネシア」族と呼ぶるもの最も多きを占むるが如きも、固より一定せる型の存するにあらず、數種族の混血せるものなることは推測に難からず。然も各群島、甚しきに至りては同一群島内に在る島嶼にして猶且つ種族の異なる如きものも存するを以て、彼此言語、風俗を異にし、全群島を通じて同一の風俗、言語なしとす。其の全群島に居住する種族は之を大別して「カナカ」族及「チャモロ」族の二種族とす。前者は所謂「ミクロネシア」族の一部にして、後者に關しては、或は「カナカ」族と白人との混血なりと謂はれ、或は全然別人種なりと謂ひ定説なし。以下各種族に就き其の分布の狀を畧説すべし。

二 「チャモロ」族 本群島に於ける「チャモロ」族の本據は、「マリアナ」群島を主とし、

西部「カロリン」群島に屬する「ヤップ」、「バラオ」之に亞ぎ、其の他の群島には居住せず。蓋し該族の祖先是「グアム」島に在りといはるゝを以て、其の四周最近の島嶼に移住したるに因るならむ。其の當初に於ては「グアム」島は「マリアナ」群島の主島たりしを以て、海路直ちに「ロタ」に至り次で「テニアン」、「サイバン」に來りしは地勢上自然の結果にして、往時西班牙領の頃に「サイバン」、「テニアン」に移住し來れる「チャモロ」族極めて多く人口可成周密なりしが如きも、彼等相互間の争鬭及叛逆に依る虐殺等に因り人口激減し、現今に至りては「サイバン」及「ロタ」兩島を合して僅に二千五百人を出でず。「ヤップ」及「バラオ」を併せて尙、其の數三千人に達せざるものとす。然も其の最も多數を占むる「サイバン」在住の「チャモロ」族は、西領以來比律賓の所謂「タガレン」族及西班牙人等との雜婚に依り著しく變異したりと謂はるゝも、同族の特色は皮膚黃褐色、頭髮黒く其の状態支那人に酷似す。

三 「カナカ」族 本種族は布哇及太平洋諸島に住する民族の總稱にして、南洋群島住民の大部分は此の種族に屬す。然も仔細に之を視れば、西部諸島は馬來族に、東部諸島は「ポリネシア」族に、南方に至るに従ひて「メラネシア」族に類する者多きが如し。三者多少の差異を存するも、一般に皮膚暗褐色若くは黃褐色にして、頭髮概して黒く、中に僅に縮卷する者あり。眉は密生して太く、眉目の間稍々狭く眼窩陥落し、鼻翼廣く、口大にして唇厚し。鬚髯多からず容貌概して素朴溫和なり。身長は大低中等大なるも中に長大なる者あり。

(族カナカ)俗風の民々島ベナホ



(島ンバイサ)那の子男族カナカ

り殊に南方諸島に多しとす。

## 第二節 風 俗

**イ 服 装** 全群島悉く熱帯圏内に属するを以て、自然的には殆ど衣服の必要を感ぜざるを以て、其の本来の面目は裸體跣足を風とし、男子は褌様、女子は腰巻様のものを以て、腰部を蔽ふに過ぎざりしが、屢々歐米人に接するより、漸次着衣の習慣を馴致し、現今に至りては男子は多く斬髪し鬚髯を剃り、大抵「シャツ」、「ツボン下」等を着け、中には洋服を着用する者も少からず。女子は西洋婦人の寝衣様のものを着す。然も各島相隔つること遠きを以て、其の風自ら異り必しも一概に言ひ易からず。其の最も早く文化に觸れたる、「サイパン」島及「マーシャル」群島に於ては、其の風俗畧々歐米に模し靴を穿ち帽を冠り蕭洒たる風采を具へ、尠くとも其の外様に於ては、文明人のソレに異らざるもの多し。

而して中部「ボナベ」より「トラック」、「ヤップ」、「バラオ」に至るに従ひ服装順次相劣り殊に「ヤップ」の如きは、今猶、全島裸體の條々たるを見る。殊に該島に於て奇とすべきは、婦人の腰袋にして、草木の纖維を以て製れる袋様のものを腰部に纏束し、行歩簞々

として音を爲すもの、寔に一種の奇觀を呈す。

□ 裝飾 彼等元來着衣の要なく従て其の風なし。然も多少の美的觀念のあるあり、其の發露は文身其の他の風を成し、各島特異の習慣を養成したり。其の最も普通なるを文身とす。其の方法四肢若くは胸部に簡單なる圖樣を施し又は「アルファベット」を以て文字を現はしたるものにして、中には四肢全部に涉りて幾多の線條を描きたるあり、模様複雑にして場所廣きを誇りと爲す。又瘡痕と稱する裝飾法あり、上肢上膊部又は下肢大腿部時に胸部に瘡痕を作り、一種の美容を爲し兼ねて勇氣を示すの手段とす。此の風は特に「ボナベ」に於て盛に行はる。

其の他、「トラック」島に於ては、裂耳の法行はる。耳朶に孔を穿ち、漸次擴大伸張せしめ、之に貝又は木製の輪を懸垂せるものあり。其の他耳環、腕輪の如きものも亦行はる。以上は男女を通じて一般に行はるゝ風なれども、多くは中年以上の者に止まり青少年間には漸次其の跡を絶つゝの傾向あり。主として教育の普及に因る。

二 食物 全群島土人の食物は、主として自然生の果實其の他を主食物と爲し、時に魚肉、鳥獸肉を用ゆるに過ぎず。居常天恵に依頼し、食の爲にする勞作と稱すべきものと無し。稀に種子を栽培する者あるも、耕耘、施肥を爲さず之を放任す。然も季に至りて之を收むれば食糧餘りあるもの、唯、熱帶の恩恵と謂ふの外なし。而して其の食物の種類



芋

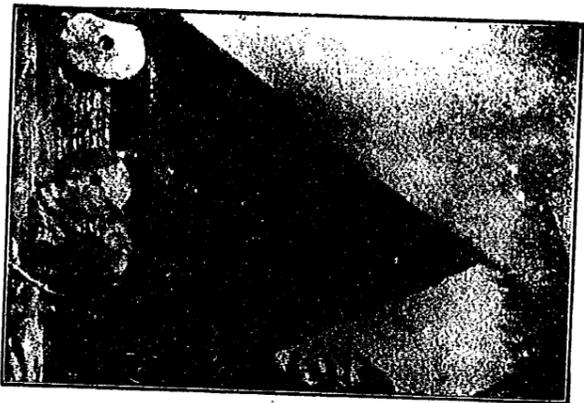
は「パンの實」「タロ芋」「ヤム芋」及椰子果實等を主食物と爲し、「ボーイ」、「タビオカ」等を補食物と爲す。就中「パンの實」及芋類は、其の生産量最も多く、「パンの實」は毎年五月より十一月に至るの交成熟し、果實の大小小兒の頭大にして、焼き又は煮て食せば其の味「パン」に似、顆にして優に二食に充つるに足る。又「ヤム芋」は山地に、「タロ芋」は濕地に生じ、前者は山芋の如く、後者は里芋に類し、形狀孰も巨大なり。殊に「ヤム芋」の大なるものは、太さ徑約一尺、長さ三尺餘に及ぶものあり、其の味も亦山芋に劣らず。椰子果實は、未成熟のものは、内部の液汁を飲用し、成熟すれば内部に脂肪質の果肉を生ず、色純白にして一種の香味を爲し頗る口に適す。其の他「ボーイ」は「ヤツプ」高に於て、「タビオカ」は「バラオ」高に於て用ゐられ、前者は粟の大なるもの、後者は一種の澱粉にして、共に土人に愛用せらる。其の他の果實に至りては、「バナナ」、「バインナツプル」、「マンゴー」、「パパヤ」及「レモン」、「オレンジ」等到處産せざるなく、其の産額亦豊富なるも單に嗜好品として用ゆるに過ぎず。

魚類は其の種類頗る多く、其の量亦豊富なりと雖、漁撈の法幼稚なるが爲、漁獲高少く、獸肉は牛、豚、鶏等到處に飼養せられ、供給比較的潤澤なり。其の他、嗜好品として酒及煙草は、彼等の最も愛着するものなれども、酒類は委任統治條項の制限あり、儀式或は藥用の外其の飲用を許さず、又地方に依りては宗教上の關係より、酒及煙草共之を用ゐざ

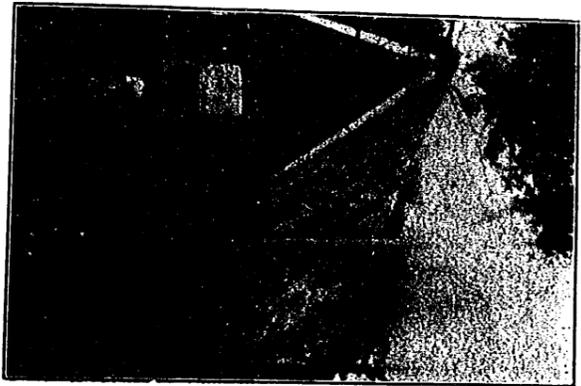
る者あるを見る。檳榔子を嚼むの習慣は、「ヤップ」、「バラオ」の兩島に盛にて、殆ど男女の差別なく之を愛嚼し、少年少女の早く已に其の習風に染む者も亦多し。

三 住 居 住居は其の構造極めて簡單にして、外様貧弱なるもの多し。唯各島の文化、多少の差あるを以て、建築の材料又は様式自ら同じからず。即ち最も早く文明の風を受けたる、「サイパン」島に於ける「チャモロ」族は、比較的建築發達し、其の「ガラバン」街の如きは大抵木造にして罕に、石造の家屋相接し、一見歐洲風に異らざるも、西して「ヤップ」島に至れば、其の家屋概して倭陋陰濕、家居の狀、原始時代を去る遠からざるを思はしむ。然れども中には石を疊みて礎底となし巨材を用ゐたるものあるを見ても、其の構造に至りては掘立小屋式にして、屋根の勾配急下し、窓戸少く且つ狭く、室内陰濕にして白晝猶暗しとす。更に西して「バラオ」島に至れば、各戸大抵床を用ゐ、窓戸略々備はり、建築の様式頗る進歩せるを見る。「ボナベ」島は略「バラオ」島に相匹すも、「トラック」及「ヤルト」の兩島は住居の狀最も低劣にして、大抵床なく純然たる掘立小屋式のもの多しとす。中に偶々歐風を模するものあるは、資産家にあらずば早く歐洲人の影響を受けたる者の所爲に係る。

全群島到る處、共同家屋あり、所謂「オール、メン、ハウス」と稱するもの之れなり。村民の集會所或は他村人の宿泊所に充つ。各村大抵一若くは二を有し、各村を合したる一部落



マリアナ群島民家屋 (オーストラリア)



マリアナ群島民家屋

又別箇のものを有す。孰も共同の力を以て之を建て共同の用と爲すものにして、或は往昔戦闘時代の遺物なりと謂はる。其の「ヤップ」島に在るもの殊に巨大なるを以て名あり。又同島に於ては、「月經ハウス」なるものあり、各村一若くは二を有し、女子月經時之に籠居す。共同家屋は男子の専用にして、「月經ハウス」は女子の所有なりとし、男子の之に近づくを許さず。此の如き風習は同島の特有にして蓋し男尊女卑の思想に原由するものと認めらる。

### 第三節 社會的事情

一 人文的觀察 全群島住民の外的生活叙上の如く極めて簡單にして、中に歐洲風を模する者あるも、總じて原始時代を去る幾許もなき状態に在り。從て彼等の智識程度も亦極めて低級に屬す。彼等の視界は其の住する彈丸黒子の小天地に劃せられ、其の經驗は祖先傳來の範圍に局せられ、所謂傳統は彼等唯一の精神的信條なり。其の偶々艦船の發着するあり、之を通じて近世文明の一端に觸るゝとするも、唯、之れ皮相の接觸のみ。又極めて罕に歐米に航したる者あり、又我が國占領以來觀光の爲來朝したる者可成り多しと雖、眞に之れ瞥見一過、恰も夢中に在るものにして、觀察利用の方途に至りては、多きを現在の

彼等に望む能はざるなり。故に彼等の平常を観るに、極めて少數なる優秀者を除き其の大多數は、僅に千百の數字の計算に惑ひ、計數を案じて商取引を爲す能はず。目前の口慾に迷ひて後日の計を爲すを知らず、物の眞價を認識する能はずして、唯、一時の用を糊塗するに過ぎず。

西班牙領有以來施政約四十年にして猶且つ此の如き、假令其の素質低劣にして、見聞の刺戟を缺くとはいへ、智識的發達極めて遅々たるものあり。然れども願みて我が國統治以來教育の成績を観るに、土人の兒童は記憶力、理解力共に相當の發達を示し、特に技藝的科目に於て其の得意なるを見、唯、數の觀念に於て著しく幼稚の程度にあるを認むるも、尠くとも學校内に於ける土人兒童の精神的發達の進程は、内地兒童に比し、特に顯著なる差別を認むる能はず。其の發達の最高限度は兎も角として、彼等をして始終最適の環境に在らしめば、相當の程度までは開發し得らるゝものなるを想はしむ。

二 社會的組織 彼等の社會的組織を観るに、各島夫々優等民及普通民の二種に別れ、其の間幾段の階級あるを普通とす。別に會長ありて一般村民を率ゆ。其の地域區劃には、内地の大字に當るものあり、之を合して村に該るものあり、即ち會長に大、小の二種あり互に上下の關係を生ず。大村の會長勢望最も大にして、一般の尊重する所となる、然も其の權力多くは個人的にして未だ制度的ならず、勢威の消長一に懸りて其の人に存するもの

の如し。又地方に依りては、別に相談役の在るありて會長を補佐し重要事項に參與するあり。孰も其の在任一代一世を普通とし、其の相續の法は或は世襲なるあり、或は優等種族間相互交代するものもあるも、要するに一種の貴族的寡頭制なるもの多しとす。唯「ボナベ」島に於ては衆議制の如きもの存し、決を多數に採るの習慣あるも、其の會長制に至りては、他島と揆を一にするを見る。從來西班牙領當時までは、會長の權力絶大にして、相互の間相拮抗して覇を争ひ、雄を競ひ、其の部落民に對しては生殺與奪の權を揮ひたりしも、獨逸の領有以來力めて其の權力を殺ぎ、之を官憲に收めたるの結果其の權威昔日の如からず、現今に於ては、總村長、或は村長として村治に當らしめ徵稅及命令の傳達等に任せしむ。素より其の勢力の現はれたるもの尠きも、中に所謂部落の長老にして往時より其の職に在りし者あり、情性の存する所、時に社會的潛勢力の悔るべからざるものあり。

三 經濟的生活一般 全群島土人の物的生活の極めて簡朴なるは言ふまでもなし。彼等の食物は山野に委りて足り、衣はあるも可、無さも亦可、服裝の有無美醜は、唯、體裁の問題のみ、然も服裝に關する社會的禮儀未だ發生せざるのみならず、寧ろ着衣せざるを以て禮と爲す「ヤップ」島の如きあり。住は所謂「竹の柱に茅の屋根」、風雨を凌げば足る。衣食住の三面然く容易なるを以て、其の日用品の如きも極めて簡素にして、家財什具之に伴ひ、殆ど見るべきものなし。唯、「チャモロ」族其の他有産知識階級の者には、多少の器具

を貯へ、樂器等を備へ、文明の生活を模する者ありと雖、之れ例外のみ。一般には手より口への其の日常生活にして、貯蓄心なく、將來の計なく、一家子孫の計なるもの殆ど無し。貨幣は從來獨逸貨幣を用ひ、我が占領以來邦貨の通用を見ると雖、中には貨幣の用を知らず。知ると雖之を迂なりとし却て物々交換を利とするものも不尠、其の偶々貨幣を得るや、求むる物は石鹼、香水にあらざれば煙草、罐詰等の贅澤品なり。之れ日用品は彼等自ら給して餘りあるを以て、新に求むる物は外來の贅澤物に限らるゝ結果なり。此の如く彼等の日常要する所の物は、殆ど貨幣を以て購求するの必要なく、人々相給して餘りあるを以て、物に對する執着心薄く、荷も物ある、有無相通じ隣保相分つの風あり。畢竟社會組織簡單にして、生活餘裕あるに因る。最近に至り彼等の物慾漸く刺戟せられ、殊に椰子樹に對する所有觀念を生じ、從て土地所有に關する思想の發達しつゝあるを看取す。

附 記

「ヤップ」島には同島固有の貨幣として、石貨、貝貨及俵貨あり、今尙同島民間に限り一種の交換價值を有す。

四 人 情 全群島土人の性情は、概して溫和快活なるも、祖先以來天恵に馴れ、生活の爲にする勞働の必要なかりしを以て、習慣性を爲し、極めて懶惰、安逸を好みて勤勞を厭ふの風あるも、適當に獎勵せば、相當の能率を擧ぐるを見る。其の往時に在りては、各島を通じて性慍悍犖にして、互に争鬪を事とし、西班牙、獨逸兩國の領有當時に在り

ては、屢々官憲に抗し、「ボナベ」島に於て、殊に殺伐なる歴史を存す。然も爾來壓制の政策を變ずると共に、酋長の權力を殺ぎ、土人に銃器の所持を禁じ、飲酒を制限し、其の凶猛を制すると同時に、一面に於て耶蘇教の普及を計りて、漸次其の性を軟化せしめたるの結果、彼等の野性を馴致し從順の風を爲すに至れりと謂ふ。

五 言 語 各群島其の言語を異にし、全體を通じたる南洋語なるものなし。然も同一群島内に在りても、其の主要島を異にする毎に其の言語を異にするのみならず、同一主要島に屬するも、其の主島と其の離島とは、言語相通ぜざるもの尠からず。即ち「ヤップ」島に就いて言へば、其の本島と離島とは言語相通ぜず。「ボナベ」島に就いて言へば、「ボナベ」島と「クサイ」島とは其の言語相異なる。之れ群島各島の布置、水運遠く相隔離交通罕なるの結果にして、施政上の不便大なるものあり。我が國占領以來主要地に學校を設け、離島と雖邦人の在住する地に於ては、寺小屋式の學校を設けしめ、邦語の普及に盡力したるの結果、邦語を解する者次第に多きを加へ、全群島の大部分は、邦語を以て少くも日用の些事を便し得るに至りたり。群島は曩に西班牙及獨逸兩國の領有するあり、其の他英米人の來往ありしを以て、是等の外國語を解する者、往々にして存し、時に便宜を感ずる事多し。



に依り道府縣別に區分すれば、沖繩縣最も多く東京府福岡縣之に亞ぎ、全國道府縣の總てを網羅し朝鮮に籍を有する者も亦少なからず。

三 外國人 外國人は古領當時は、獨逸國人最も多く宣教師商人等約百名の在留を見たるも、其の後獨逸國人は或は任意に退島し、若は退島を命ぜられ一時其の跡を絶ちたるを以て、僅に英米國人等十餘名に過ぎざりしことあり。然に大正十年群島々民の從來に於ける宗教の關係を考慮し、西班牙國より舊教宣教師十五名を招聘したる爲其の隨員を合して西班牙國人の數約三十名に上る。其の他各國の在留者を併せて六十名を算す。

四 戸口調査に關する施設 群島に於ては其の地理的事情に因り、戸口調査は最も至難事の一に屬す。從て可及的之が正鵠を保つべく不斷施設計畫に怠るところなし。而して現在採りつゝある方法左の如し。

イ 島民に對しては、内地又は他の殖民地に採用せる戸籍若は民籍等の本籍制度は、未だ其の民智上採用し難きものあるを慮り、目下尙、現在地主義を採用しつゝあり。即ち其の戸口の異動は單に其の事實に従ひ之を整理す。而して之が調査に關しては、大正十年訓令戸口調査規程に依り、警察官吏をして不斷怠る處なく之を實査せしむると共に、出生、死亡、婚姻等身分上の異動は、本人又は世帯主をして之を届出でしめ、遠隔の離島にして本人の届出を困難とする地域に在りては、村吏より之が届出を爲さしめつつあり。

り。然れども甚しき僻遠の地に至りては尙、此の制度すら完全に運用する能はず。

ロ 邦人及外國人に對しては、前述戸口調査規程に依る實査を行ふの外、尙在留者取締規則に依りて、其の異動は細大之を届出でしむるを以て、之が調査殆ど間然する處なし。

現住戸數

(大正十三年末現在)

| 人種別 | 支離別   |       |       |      |     |               | 計  | 大正十二年末現在 |
|-----|-------|-------|-------|------|-----|---------------|----|----------|
|     | 内 地 人 | 朝 鮮 人 | チヤムロ族 | カナカ族 | 支那人 | 英 米 獨 佛 西 其 他 |    |          |
| 人種別 | 二八二   | 二四    | 二八    | 二八   | 二八  | 二八            | 二八 | 二八       |
| 支離別 | 二八二   | 二四    | 二八    | 二八   | 二八  | 二八            | 二八 | 二八       |
| 計   | 二八二   | 二四    | 二八    | 二八   | 二八  | 二八            | 二八 | 二八       |

第六章 戸口

| 種別 | 現住人口 (二) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |        |        |       |       |       |    |
|----|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|-------|-------|-------|----|
|    | 合        | 外人 |    | 島民 |    |    | 邦人 |    |    | 内  |        | 地      |       |       |       |    |
|    | 計        | 深洲 | 和蘭 | 諸成 | 支那 | 西班 | 獨牙 | 佛塊 | 米人 | 英人 | 計      | チヤモロ族  | カナカ族  | 計     | 朝鮮    | 内地 |
| 男  | 42,451   | 9  |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,191 | 10,191 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 女  | 38,712   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9,712  | 9,712  | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 計  | 81,163   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 19,903 | 19,903 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |    |
| 男  | 33,901   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,191 | 10,191 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 女  | 29,232   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9,712  | 9,712  | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 計  | 63,133   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 19,903 | 19,903 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |    |
| 男  | 29,566   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,191 | 10,191 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 女  | 23,567   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9,712  | 9,712  | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 計  | 53,133   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 19,903 | 19,903 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |    |

現住人口 (二)

第一節 戸口の概要

現住人口 (一) (大正十三年末調)

| 種別 | 現住人口 (一) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |        |        |       |       |       |    |
|----|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|-------|-------|-------|----|
|    | 合        | 外人 |    | 島民 |    |    | 邦人 |    |    | 内  |        | 地      |       |       |       |    |
|    | 計        | 深洲 | 和蘭 | 諸成 | 支那 | 西班 | 獨牙 | 佛塊 | 米人 | 英人 | 計      | チヤモロ族  | カナカ族  | 計     | 朝鮮    | 内地 |
| 男  | 42,451   | 9  |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,191 | 10,191 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 女  | 38,712   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9,712  | 9,712  | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 計  | 81,163   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 19,903 | 19,903 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |    |
| 男  | 33,901   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,191 | 10,191 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 女  | 29,232   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9,712  | 9,712  | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 計  | 63,133   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 19,903 | 19,903 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |    |
| 男  | 29,566   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,191 | 10,191 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 女  | 23,567   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9,712  | 9,712  | 1,100 | 1,100 | 1,100 |    |
| 計  | 53,133   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 19,903 | 19,903 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |    |

第一節「戸口」の概要  
現住邦人本籍別調

(大正十三年末)

六〇

| 府県別  | 男          | 女         | 計          |
|------|------------|-----------|------------|
| 東京府  | 3,863,333  | 3,542,222 | 7,405,555  |
| 大阪府  | 2,123,444  | 1,987,666 | 4,111,110  |
| 京都府  | 1,234,555  | 1,123,444 | 2,357,999  |
| 神奈川府 | 1,567,888  | 1,456,777 | 3,024,665  |
| 兵衛府  | 987,654    | 912,345   | 1,899,999  |
| 長崎府  | 654,321    | 612,345   | 1,266,666  |
| 新潟府  | 543,210    | 512,345   | 1,055,555  |
| 埼玉府  | 432,109    | 412,345   | 844,454    |
| 茨城府  | 321,098    | 312,345   | 633,443    |
| 千葉県  | 210,987    | 212,345   | 423,332    |
| 山梨府  | 109,876    | 112,345   | 222,221    |
| 徳島府  | 98,765     | 91,234    | 189,999    |
| 愛媛府  | 87,654     | 81,234    | 168,888    |
| 高松府  | 76,543     | 71,234    | 147,777    |
| 福岡府  | 65,432     | 61,234    | 126,666    |
| 合計   | 10,234,567 | 9,543,210 | 19,777,777 |

第六章 戸口

| 府県別 | 男          | 女         | 計          |
|-----|------------|-----------|------------|
| 大分県 | 123,456    | 112,345   | 235,801    |
| 熊本県 | 234,567    | 212,345   | 446,912    |
| 鹿嶋県 | 345,678    | 312,345   | 658,023    |
| 児島県 | 456,789    | 412,345   | 869,134    |
| 栃木県 | 567,890    | 512,345   | 1,080,245  |
| 愛知縣 | 678,901    | 612,345   | 1,291,356  |
| 福岡縣 | 789,012    | 712,345   | 1,502,467  |
| 滋賀縣 | 890,123    | 812,345   | 1,703,578  |
| 山形縣 | 901,234    | 812,345   | 1,713,689  |
| 福山縣 | 1,012,345  | 912,345   | 1,924,800  |
| 島根縣 | 1,123,456  | 1,012,345 | 2,135,911  |
| 鳥取縣 | 1,234,567  | 1,112,345 | 2,347,022  |
| 島縣  | 1,345,678  | 1,212,345 | 2,559,133  |
| 岡山縣 | 1,456,789  | 1,312,345 | 2,771,244  |
| 廣島縣 | 1,567,890  | 1,412,345 | 2,983,355  |
| 群馬縣 | 1,678,901  | 1,512,345 | 3,195,466  |
| 青森縣 | 1,789,012  | 1,612,345 | 3,407,577  |
| 山梨縣 | 1,890,123  | 1,712,345 | 3,619,688  |
| 合計  | 10,234,567 | 9,543,210 | 19,777,777 |

第一節 戸口の概要

| 支庁 | 管区 | 別項 | 別性    |     | 人口總數  |     | 島民    |     | 島民以外者 |     |
|----|----|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|    |    |    | 計     | 女   | 計     | 男   | 計     | 女   | 計     | 男   |
| 合  | 計  |    | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 岐  | 三  | 岐  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 石  | 川  | 石  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 富  | 山  | 富  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 長  | 野  | 長  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 宮  | 城  | 宮  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 岩  | 手  | 岩  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 香  | 川  | 香  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 京  | 府  | 京  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 秋  | 縣  | 秋  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 沖  | 縣  | 沖  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 北  | 道  | 北  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| 朝  | 海  | 朝  | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |

六二

五 島勢調査 大正九年十月一日の國勢調査に際し群島に於ても島勢調査を施行せり。群島は地理的事情及島民の民度前陳の如きを以て、之が調査亦到底申告制を採用するを得ず。島民の全部に對し、一々其の所在に就き之を實査し、漸く其の完成を見たり。其の間數十日に亘り、數隻の軍艦を特派したる等、其の經費と努力の多大想像に値するものあり。

尙ほ大正十四年十月一日第二回島勢調査を施行せしも、目下集計中に付き、其の概數のみを左に掲ぐることをいす。

島勢調査の結果に依る人口 (大正十四年十月一日現在)

| 支庁 | 管区 | 別項 | 別性 |   | 人口總數  |     | 島民    |     | 島民以外者 |     |
|----|----|----|----|---|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|    |    |    | 計  | 女 | 計     | 男   | 計     | 女   | 計     | 男   |
| サイ | イ  | バン | 支  | 廳 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| パ  | ラ  | オ  | 支  | 廳 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| ヤ  | ツ  | ブ  | 支  | 廳 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |
| ト  | ラ  | ツ  | 支  | 廳 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 | 1,573 | 773 |

第六章 戸口

六三

第一節 戸口の概要

| 計 | ポナペ支廳 |       | ヤルトリ支廳 |       | 計  | トラック島 |    | 計  | トラック島 |   |
|---|-------|-------|--------|-------|----|-------|----|----|-------|---|
|   | 女     | 男     | 女      | 男     |    | 女     | 男  |    | 女     | 男 |
| 計 | 3,675 | 4,195 | 2,111  | 2,111 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 1,000 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 2,675 | 3,195 | 1,111  | 1,111 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 1,000 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 1,675 | 2,195 | 1,111  | 1,111 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 1,000 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 2,675 | 3,195 | 1,111  | 1,111 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 1,000 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |
|   | 1,675 | 2,195 | 1,111  | 1,111 | 10 | 10    | 10 | 10 | 10    |   |

六四

第七章 行政

第一節 沿革

歐洲大戦勃發し、日獨の國交破るゝや、我が海軍の南遣枝隊は直に南洋を衝き、當時獨逸國の保護領たりし太平洋中赤道以北に散在する南洋群島を占領し、同時に軍政を布き、一時の治安に任じたり。時に大正三年十月、之れを南洋群島に於ける帝國施政の肇とす。次で同年十二月臨時南洋群島防備隊條例發布せられ、司令部を「トラック」島に置き、全群島分つて六民政區と爲し、各區に守備隊を配置し、各守備隊長をして軍政廳長として、民政事務を兼掌せしめ、茲に軍政の基礎を確立するに至る。越えて大正七年六月民政職員設置に關する勅令公布せられ、臨時南洋群島防備隊司令官の下に、民政部を設け特に民政部長及事務官共の他の職員を任命し、從來の軍政廳を改めて民政署と爲し、事務官を以て民政署長に充て、各管内の民政事務に當らしめ、茲に群島民政の端緒を開くに至りたり。

大正八年六月交戰國間に平和條約の成立するや、國際聯盟規約第二十二條の規定に基き、主たる同盟及聯合國の委任に依り、南洋群島は帝國の委任統治地域と爲り、帝國は受

任國として南洋群島の統治を爲すに至る。是に於て、帝國政府は南洋群島に於ける施政を根本的に更革するの必要を認め、從來の臨時南洋群島防備隊條例を廢止し、軍隊を撤去すると同時に、新に南洋廳を設置す。時に大正十一年四月なり。

第二節 南洋廳

南洋廳官制は大正十一年三月三十一日勅令第百七號を以て公布せられ、同年四月一日より施行せらる。即ち南洋群島に南洋廳を置き、南洋廳に南洋廳長官を置き長官は内閣總理大臣の指揮監督を承けて部内の政務を管理す。但し郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては農商務大臣の監督を承くるものとし、其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に一年以下の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得、又安寧秩序を保持する爲臨時緊急を要する場合には、其の制限を越ゆる罰則を附したる命令を發することを得しむ、其の他管内の安寧秩序の保持の爲必要あるときは、鎮守府司令長官又は附近の海軍主席指揮官に兵力の使用を請求することを得るものとす。

南洋廳内部の組織は長官官房の外、庶務、財務、警務、拓殖及通信の五課を置き、官房

に主事、各課に課長を置き書記官、事務官、警視、技師又は屬を以て之に充つるの外書記官をして長官の命を承け廳務を掌理せしむ南洋群島内須要の地に支廳を置き、其の名稱、位置及管轄區域は、内閣總理大臣の認可を経て、長官之を定むるものとし、現に六支廳を置き、事務官又は屬、警部を以て其の支廳長に充て、長官の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を掌理せしむるものとす。

第三節 行政區劃

南洋廳の行政區劃を分つて六と爲す。「サイパン」、「バラオ」、「ヤップ」、「トラタック」、「ボナベ」、「ヤルト」之れなり。内「サイパン」は「マリアナ」群島に、「バラオ」、「ヤップ」は西「カロリン」群島に、「トラタック」、「ボナベ」は東「カロリン」群島に、「ヤルト」は「マーシャル」群島に屬す。即ち左の如し。

行政區劃

| 支廳     | 支廳所在地 | 管轄區域                  |
|--------|-------|-----------------------|
| サイパン支廳 | サイパン  | マリアナ群島一團              |
| バラオ支廳  | バラオ   | 東經百三十七度以西の西「カロリン」群島一團 |

第七章 行政

第三節 行政區劃

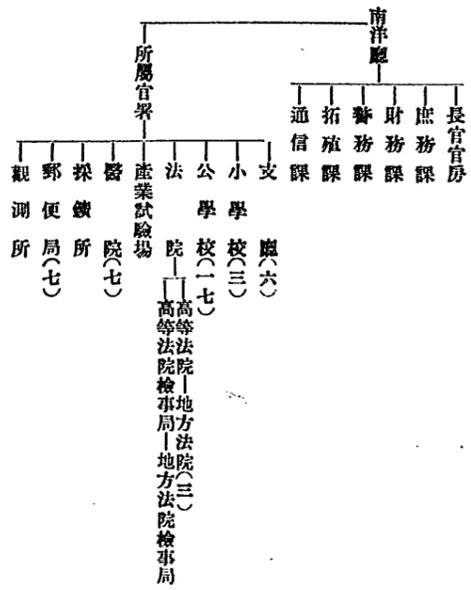
ヤツア支廳 ヤツア 東經百三十七度以東の西「カロリン」群島一團  
 トラツク支廳 トラツク 東經百五十四度以西の東「カロリン」群島一團  
 ボナベ支廳 ボナベ 東經百五十四度以東の東「カロリン」群島一團及東經百六十四度以西の「マーンヤ  
 ル」群島一團  
 ヤルト支廳 ヤルト 東經百六十四度以東の「マーンヤル」群島

第四節 所屬官署

南洋廳に所屬し南洋廳長官の管理する諸官署は、前記支廳の外産業試驗場、法院、醫院、探鑛所、郵便局、小學校、公學校、觀測所等とし、法院は之を高等、地方の二に分ち、高等法院一、地方法院三あり。探鑛所は「アンガウル」に置き専ら燐鑛探掘に當らしめ、觀測所は之を「バラオ」に置き氣象觀測の事を掌らしむ。其の他醫院、郵便局、學校は各支廳所在地及須要の地に設置す。

第五節 行政系統

南洋廳所屬行政系統を示せば左の如し。



## 第八章 警察

### 第一節 南洋廳設置前

大正三年帝國海軍本群島を占領するや、秩序維持の爲直に軍政を布き、兵員を以て警察活動を開始せり。同四年十一月守衛の制を設け、各守備隊に之を配置し、其の所在地又は樞要の離島に派し散在制を採用せり。之等守衛は豫後備憲兵下士卒より之を採り、部内限り判任待遇とせり。一面又既往の制度に鑑み、島民中稍々優秀なる者を巡警(備人)に採用し、島民に對する警察衛生及監獄の事務を補助せしめたり。然るに守衛の名稱は其の執行する警察事務に副以難きものあるを以て、大正七年七月之を警吏と改稱せり。

大正七年七月守備隊所在地に民政署を置き、海軍事務官を以て署長に充て、諸般の行政事務を掌理せしむるに至り、海軍警吏、警吏及巡警を之に屬せしめ、同八年十月更に海軍警吏補の職を設け、共に警察、衛生及監獄の事務に従事せしめたり。

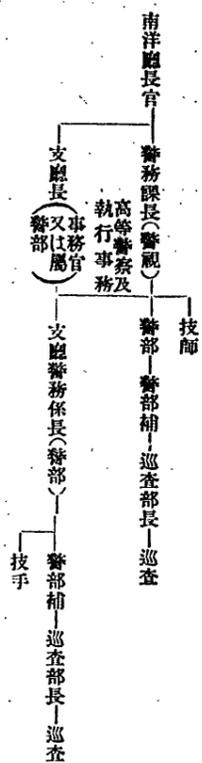
大正十年七月警吏を全部海軍警吏補に採用し、同月更に之等警察官吏を、各廳同様警部、警部補、巡查と改め、從來の海軍警吏を警部又は警部補に、海軍警吏補は全部巡查に採用

し、爰に漸く警察機關の統一を得たり。然れども之等各民政署に配屬せられたる警部以下の警察機關を執行上統卒すべき機關を缺くを以て、同月警察事務執行規程を設け、警務監、警務長の職を定め民政部警務課長(海軍事務官)を以て警務官に、民政署附警部各一名を警務長に當て、各般警察執行の統一を圖りたり。

第二節 南洋廳設置後

大正十一年四月一日南洋廳官制施行と同時に、前叙警察官吏は夫々南洋廳警部、警部補又は巡査に任用し、各支廳に配置し、警部を以て支廳警務課長に充て、更に警視一名を置き内務部警務課長たらしめ、警察衛生及監獄の事務を掌理せしむると共に、警察執行に關し一般警察官吏を指揮監督せしむ。次で巡査の待遇を雇員に改め其の向上を圖り、且つ内務部警務課に兼任技師二名を支廳に各一名の兼任技手を配置し、衛生事務の充實を圖り、同年七月巡査部長の職を設けたり。超えて大正十三年六月各支廳には尙、衛生試験其の他藥學化學上の技術に従事するものなきを以て、更に兼任技手一名を増置し之が缺を補ひ今日に及ぶ。而して諸般の警察權は支廳長之を掌り、警部以下の警察官吏は凡て其の補助機關たり。唯、特に重大なる事項に在りては、南洋廳長官自ら之を管掌し、高等警察及警察

執行に關しては内務部警務課長上司の命を承け、直接各支廳警部以下を指揮監督す。同十三年十二月行政財政の整理に伴ひ部制を廢すると共に各支廳警務課は之を警務係とせり警察制度警察官署及警察官吏の配置を圖示すれば左の如し。



警察官吏現員及定員表

(大正十四年五月末日別)

| 區別    | 警部 |   | 警部補 |   | 巡査 |    | 現員 |    | 定員 |   |
|-------|----|---|-----|---|----|----|----|----|----|---|
|       | 視  | 部 | 補   | 部 | 部長 | 内勤 | 特務 | 刑事 | 外勤 | 計 |
| 警務課   | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 支廳    | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 支廳警務係 | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 警部補   | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 巡査部長  | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 巡査    | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 技師    | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |
| 技手    | 1  | 1 | 1   | 1 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 |



島民の酒類飲用は特に身分ある者又は祝祭日特殊勞働に従事したる場合、若は鑑札を受有する者以外、之を禁止しつゝありたるも、委任統治條項確定後之が改正の必要を認め、大正十一年十二月之を改定し、島民は醫藥用又は宗教上其の他儀式用等已むを得ざる場合の外絶對に百分中三分以上を含む酒精飲料の飲用を禁止、其の取締の勵行を期せり。

四 危險藥品 阿片「モルヒネ」「コカイン」及其の鹽類等危險藥品は、群島に於て特に嚴重取締を爲すの要ありと認め、大正十一年九月之が取締規則を制定發布し、其の製造輸入を絶對に禁止し、唯、醫師藥劑師等之を常用する業務に従事する者のみに移入所持使用を許可すべく規定し、以て之が取締を爲しつゝあり既往に於て未だ一件の違反者を見ず。

五 狩獵 大正四年銃獵取締規則を發布し、銃獵取締に伴ふ危險の防止に努めたるも、仍、遺憾の點あるを認め、同六年五月之を廢すると共に、狩獵取締規則を發布し、危險なる狩獵方法を禁止、未成年者其他無能力者の銃獵を禁止、且の保護鳥獸を各地方の状況に應じ之を指定し、危險防止に努むると共に、濫獲又は有用鳥獸の捕獲を取締ることとせり。

六 出版物 群島に於ては未だ新聞紙雜誌等の發行なく、從て之が取締に關する法規を有せず。移入さるゝ出版物に關しては、内地に於ける當該法令を參酌し、之が取締を爲せり。

七 集會結社 群島に於ては未だ結社を有せず。集會又は多衆運動と認むべきものなきに非ずと雖、之等に對しては内地に於ける當該法令を參酌し、所轄支廳長の裁量を以て之が取締を爲せり。

八 工場其他 之等は群島に於て未だ漸く一二を算するに過ぎざるを以て、取締規則を發布せずと雖、不斷意を致し支廳長の裁量により、取締の周匝を期しつゝあり。

九 劇場演劇 群島は僅に一個の常設の劇場を有するに過ぎず、演劇其他の興行は多く臨時適當の場所に於て之を行ふ從て之が取締規則を有せずと雖、之等臨時の興行に於ては、常に群島の環境を考察し、其の取締の適正を期しつゝあり。

一〇 寄附金募集 大正四年十月、費用徵收及寄附金募集取締規則を發布し、之が許可主義を採り、之に伴ふ弊害の免除防止を圖る。

一一 交通 陸上及水上共未だ之が交通取締に關する法則を有せず。所轄支廳の裁量或は警察犯處罰令の規定に依り不斷取締に努力しつゝあり。

一二 漁業 大正五年漁業規則を發布し、之に因りて生ずべき危險防止及有用動物の採捕期間を制定し、之が保護に意を用ひつゝあり。

一三 藝妓酌婦 群島に於ては其の環境上藝妓酌婦等の營業は、特に其の取締に意を用ゆるの要ありと認め、大正十三年五月之が取締規則を制定發布せり。而して本令は藝妓酌

婦は全部許可主義を探り、有夫の婦及十六歳未満の者は絶対に之を禁じ、傳染性疾患ある者其の他支廳長に於て不適當と認むる者に對しては、之を許可せざることを得しめ雇主抱主との契約に干渉し、又は妊婦産婦の從業を禁じ健康診断を強制する意を致し之が取締を勵行しつゝあり。

一四 刑事要視察人 犯罪常習者、不良少年、其の他刑事要視察人に對しては、未だ當該取締規則を發布せず。戸口調査規程若は内地當該規程を參酌し、所轄支廳に於て指導訓陶し保護を與ふると共に、公害の豫防に努めつゝあり。

一五 其の他 質屋、古物商、其の他保安警察の對象たるべき營業は、群島に於ては殆ど稀有なるを以て、之等取締法規は未だ之を發布せず。各支廳長の裁量（特に重大なる事項に在りては長官の指揮認可を要すべき定なり）に依り之を取締りつゝあり。

## 第九章 衛生

### 第一節 衛生状態

一 一般衛生状態 群島民は一般に衛生思想に乏しく、其の生活亦甚だ非衛生的にして、屢々吾人をして驚愕せしむ。従て一般に死亡率高くヤップ支廳管内の如き逐年人口遞減の現象を呈し、其の他の支廳管内と雖、人口増加率甚だ高からず。而して「カナカ」族は概ね海岸に排便し、又彼等は此の海岸に於て一日數回水浴を行ふを常とす。従て防疫上忽に難きものあるを以て、不斷之が改善に腐心しつゝありと雖、永年の陋習遽に拔き難きものあり、頗る之を遺憾とし、鋭意之が改善中に屬す。

幸に群島は其の風土に比し疫癘多からず。近來之が蔓延猖獗を見たる事なしと雖、一朝之が流行を見むか、島民生活状態及衛生思想前叙の如きを以て、其の慘害測るべからざるものあるべく、爲に防疫に關しては特に考慮を加へつゝあり。

二 地方病及傳染病 群島の地方病として主なるものは「アマーバ」性赤痢、「フランベジイ」、「デング」熱の三種を擧ぐるを得べし。「アマーバ」性赤痢及「フランベジイ」は管内隨

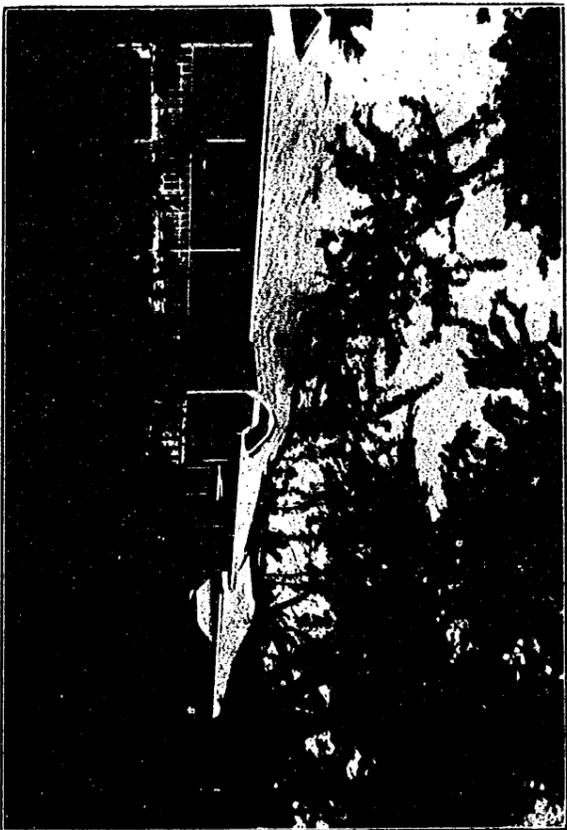
所に發生し、容易に之が撲滅を期するを得ず。「デング」熱は時々大流行を來し、甚だしきに至りては一人の餘すところなく罹病することあり。然れども該病は其の豫後良好にして、不幸の轉歸を見るもの極めて稀なり。次に傳染病は「チフス」、流行性感冒及「トラホーム」等其の主たるものに屬し、「チフス」は毎年邦人の最も多き「サイパン」島に之が發生を見、流行性感冒は大正八年以來各地に蔓延し、「トラホーム」亦群島至る所に之が患者を見、容易に撲滅の效を奏せず。

三 種痘及健康診断 大正三年占領後引續き種痘法に準據し、定期及臨時の種痘を施行し、其の成績甚だ良好にして、未だ一名の痘瘡患者の發生を見ず。

次に藝妓酌婦等接客業婦に對しては、其の取締規則に依り所轄支廳長に於て、各業態に従ひ毎月一回若は數回全身の健康診断を行ひ、傳染性疾患ある者に對しては、其の就業を停止し、以て公衆保健に努めつゝあり。

第二節 衛生施設

大正四年四月傳染病豫防規程を制定し、内發及外來傳染病の豫防に努力しつゝあり。



消毒の作業

### 第三節 醫療機關

醫療救治に依り新附の民衆を撫育するは、統治上齎す所の効果大なるべきを思ひ、大正三年占領後直に醫院を開き、軍醫官をして一般の診療に従事せしめたるに、島民皆其の恩恵に浴し、良好の結果を收めたり。同七年軍醫官に代ふるに文官たる醫官醫員をして之に當らしめたるに、其の成績更に見るべきものあり。同十一年南洋廳設置と共に、醫院を各支廳より獨立せしめ、醫長又は醫官を其の長たらしめ、醫官、藥劑官、醫員、藥劑員、産婆、看護婦等を之に屬せしめ、一層之が機關の完備を圖りたり。然れども僻遠の離島は仍、此の恩恵に浴すること厚からざるを慮り、毎年數回各地に巡回診療を行ひ、其の徹底を期しつゝあり。然るに島民の民度逐年向上するに従ひ、相當の診療料金を徴するを適當なりと認め、大正十一年七月醫院診療並諸料金徴收規程制定發布と共に、島民診療費徴收規程を發布し、邦人の約四分の一に相當する低廉なる料金を徴することとしたるも、之が改正は民度の向上と順應したるを以て、却て受療患者の増加を見たり。同十三年十二月行政財政の整理に伴ひ藥劑官を廢す。而して醫療機關及診療數を表示すれば左の如し。

醫療機關 (大正十四年六月定員)



| 第九章<br>衛生 | 傳染性疾患 | 寄生生物 | 新生物 | 脚氣 | 中風 | 妊娠及分娩 | 畸形死 | 溺死及因死 | 外傷及因死 | 泌尿生殖器疾患 | 皮膚及其附屬器疾患 | 運動器疾患 | 齒牙疾患 | 消化器疾患 | 呼吸器疾患 | 鼻咽喉疾患 | 耳疾 | 眼及其附屬器疾患 | 循環器疾患 |   |
|-----------|-------|------|-----|----|----|-------|-----|-------|-------|---------|-----------|-------|------|-------|-------|-------|----|----------|-------|---|
|           | 四三三   | 一〇   | 三   | 三  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 一〇    | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 三     | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 三     | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 六     | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 七     | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 一三    | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 六     | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 二〇    | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |
|           | 二〇    | 一    | 一   | 一  | 一  | 一     | 一   | 一     | 一     | 一       | 一         | 一     | 一    | 一     | 一     | 一     | 一  | 一        | 一     | 一 |

八五

| 病類       | 邦人 |   | 外人 |   | 島民 |   | 計 |   |
|----------|----|---|----|---|----|---|---|---|
|          | 男  | 女 | 男  | 女 | 男  | 女 | 男 | 女 |
| 新及新陳代謝疾患 | 二  | 一 |    |   |    |   | 二 | 一 |
| 血液及神經疾患  | 一  | 一 |    |   |    |   | 一 | 一 |
| 精神系疾患    | 一  | 一 |    |   |    |   | 一 | 一 |
| 內分泌腺疾患   |    |   |    |   |    |   |   |   |
| 合計       | 三  | 三 |    |   |    |   | 三 | 三 |

患者病類別表 (大正十三年中)

| 計  | 邦人 |    | 外人 |   | 島民 |   | 計  |    |
|----|----|----|----|---|----|---|----|----|
|    | 男  | 女  | 男  | 女 | 男  | 女 | 男  | 女  |
| 邦人 | 一八 | 一〇 |    |   |    |   | 一八 | 一〇 |
| 外人 | 一  | 一  |    |   |    |   | 一  | 一  |
| 島民 | 一  | 一  |    |   |    |   | 一  | 一  |
| 合計 | 二〇 | 一二 |    |   |    |   | 二〇 | 一二 |

第三節 醫療機關

八四

第三節 醫療機關

|    |     |     |     |     |     |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 熱病 | 二六  | 一八五 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇  |
| 帶下 | 六   | 八   | 一八  | 二   | 二   | 一   | 一    |
| 不明 | 六   | 六   | 六   | 六   | 六   | 六   | 六    |
| 疾患 | 六   | 六   | 六   | 六   | 六   | 六   | 六    |
| 計  | 四七六 | 二七四 | 二五  | 五   | 六五三 | 六〇全 | 一三〇全 |

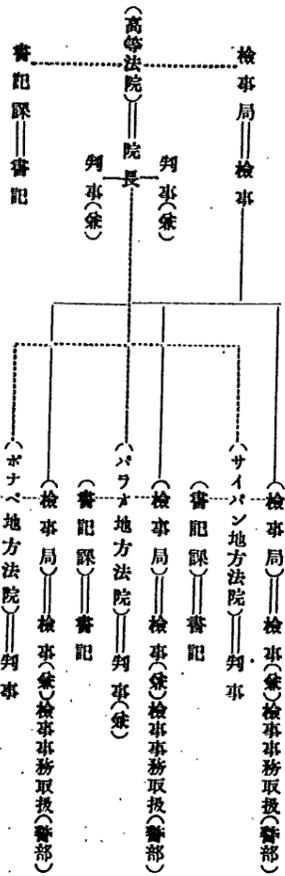
第十章 裁判監獄

第一節 裁判

一 沿革 大正三年占領後直に軍政を布くや。軍政廳長は其の權限に依りて、管内の司法事件を裁判しつゝありたるも、同四年十月南洋群島刑事民事裁判令を發布し、地方の法規慣習又は帝國刑事法規を參酌して、公安風俗を害したる事犯は、軍政廳長之を裁判する旨を定め、又同五年六月南洋群島警察犯處罰令を制定發布し、同様地方の法規慣習又は帝國法規を參酌して、軍政廳長之を處分し若は管内島民村長に委任することを得しめ以て裁判事務の基準を示したり。其の後大正八年六月裁判令中一部改正を行ひ覆審の制を設け司令部に於て之を行はしめたり。

二 法院制度 大正十一年四月南洋廳設置と共に、南洋廳法院を置き、前叙南洋群島刑事民事裁判令を廢止し、勅令を以て南洋群島裁判令及南洋群島裁判事務取扱令を制定し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌理せしむるに至れり。又同十二年一月勅令

を以て犯罪即決例を制定し、輕微の犯罪は支廳長に於て即決し、其の言渡に服せざるときは、地方法院に正式裁判の申立を爲すことを得ることとせり。而して法院は二審制度にして地方法院及高等法院に分つ其の組織左の如し。



検事局受理處理件數 (大正十三年中)

| 件数     | 受理     |        | 起訴     |        | 不起訴    |        | 其ノ他    |        | 計      | 審理日數   |        |        | 未済     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 件      | 人      | 件      | 人      | 件      | 人      | 件      | 人      |        | 内      | 以      | 上      |        |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

刑事第一審事件表 (大正十三年中)

| 件数     | 受理     |        | 起訴     |        | 不起訴    |        | 其ノ他    |        | 計      | 審理日數   |        |        | 未済     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 件      | 人      | 件      | 人      | 件      | 人      | 件      | 人      |        | 内      | 以      | 上      |        |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

| 件数     | 受理     |        | 起訴     |        | 不起訴    |        | 其ノ他    |        | 計      | 審理日數   |        |        | 未済     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 件      | 人      | 件      | 人      | 件      | 人      | 件      | 人      |        | 内      | 以      | 上      |        |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |

高等法院取扱事件なし

民事事件受理處分件數 (大正十三年中)



第一節 裁判

| サイパン地方法院<br>パラオ地方法院<br>ボナベ地方法院<br>計 | 受理               |                       | 既済                    |                       | 未済               |                       |
|-------------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
|                                     | 受<br>新<br>受<br>計 | 對<br>席<br>判<br>決<br>計 | 對<br>席<br>判<br>決<br>計 | 其<br>他<br>判<br>決<br>計 | 所<br>要<br>日<br>數 | 未<br>取<br>調<br>中<br>計 |
| 二二                                  | 二二               | 二二                    | 二二                    | 二二                    | 二二               | 二二                    |
| 二二                                  | 二二               | 二二                    | 二二                    | 二二                    | 二二               | 二二                    |
| 二二                                  | 二二               | 二二                    | 二二                    | 二二                    | 二二               | 二二                    |
| 計                                   | 二二               | 二二                    | 二二                    | 二二                    | 二二               | 二二                    |

九〇

高等法院取裁事件なし

和解事件 (大正十三年中)

| サイパン地方法院<br>パラオ地方法院<br>ボナベ地方法院<br>計 | 受理               |  | 既済   |  | 未済                    |                       |
|-------------------------------------|------------------|--|--|--|-----------------------|-----------------------|
|                                     | 受<br>新<br>受<br>計 | 調<br>不<br>調<br>却<br>下<br>取<br>下<br>其<br>他<br>計 | 調<br>不<br>調<br>却<br>下<br>取<br>下<br>其<br>他<br>計 | 調<br>不<br>調<br>却<br>下<br>取<br>下<br>其<br>他<br>計 | 未<br>取<br>調<br>中<br>計 | 未<br>取<br>調<br>中<br>計 |
| 二二                                  | 二二               | 二二   | 二二   | 二二   | 二二                    | 二二                    |
| 二二                                  | 二二               | 二二   | 二二   | 二二   | 二二                    | 二二                    |
| 二二                                  | 二二               | 二二   | 二二   | 二二   | 二二                    | 二二                    |
| 計                                   | 二二               | 二二   | 二二   | 二二   | 二二                    | 二二                    |

即決處分件數表 (大正十三年中)

| 支<br>別<br>別 | 拘<br>留 |        | 科<br>料 |        | 合<br>計 |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 件<br>數 | 人<br>數 | 件<br>數 | 人<br>數 | 件<br>數 | 人<br>數 |
| サイパン        | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |
| ヤップ         | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |
| モロ          | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |
| ボラ          | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |
| トナ          | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |
| ヤル          | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |
| 計           | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      | 二      |

第二節 監獄

群島に於ては地理的關係上受刑者逃走の虞尠く従て内地に於けるが如き、完全なる獄舎を設くるの要なかりしを以て、占領以來民政署(南洋廳設置後は支廳)附置の留置場を以て代用し、來りたるも近時内地人受刑者漸増するを以て獄舎の改善に關し相當の考慮を須むつゝあり。

各年別在監人延人員調表

| 支 廳 別 | 年 別   |       |       |       |       |       |        |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|       | 大正十三年 | 大正十二年 | 大正十一年 | 大正十一年 | 大正十二年 | 大正十三年 | 計      |
| サイパン  | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 8,768  |
| ヤップ   | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 8,768  |
| パラオ   | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 8,768  |
| トラツク  | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 8,768  |
| ボナベ   | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 8,768  |
| ヤルイト  | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 1,256 | 8,768  |
| 計     | 8,768 | 8,768 | 8,768 | 8,768 | 8,768 | 8,768 | 52,608 |

## 第十一章 教 育

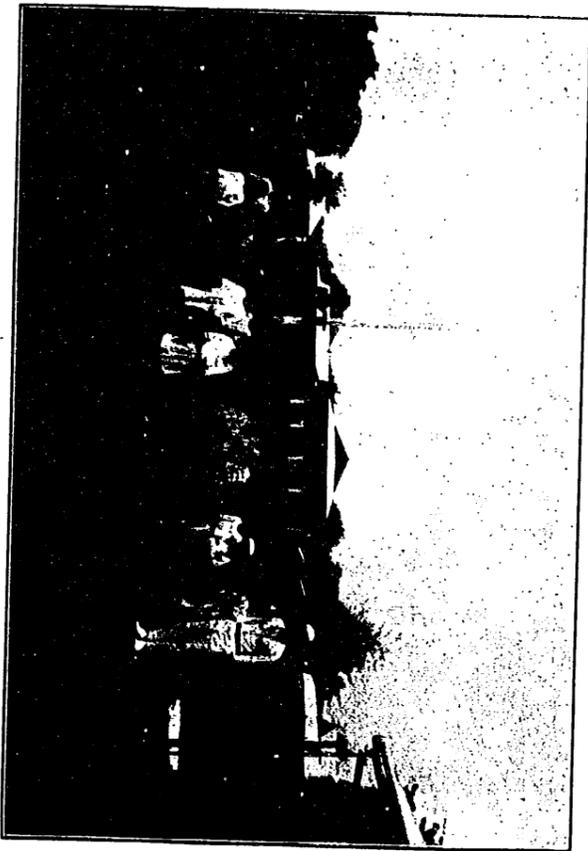
### 第一節 沿 革

西班牙時代に於ける島民の教育は舊教宣教師が、布教の傍兒女を集めて、之に少許の讀方、書方等を授けたるに過ぎず。獨逸時代に至りても、島民の教育は大部分宣教師の手に依りて行ひ、獨逸政府は之が爲に相當補助金を獨逸傳道團に附與し、其の養成したる島民宣教師亦尠しとせず。部落をなす處島民宣教師夫妻の下に數十の兒女集りて學級をなせるもの隨所に之を見たりと云ふ。教科は讀方、書方、算術、唱歌等にして、土語の耶蘇經典を教科書とするもの多く、島民は羅馬字を以て土語を綴り、今日尙自由に之を使用する者多し。「カトリック」傳道團の「ボナベ」に於けるもの、亞米利加傳道團の「マーシャル」及「クサイ」に於けるもの等は寄宿寮を設け就中整ひたるものとす。尙稀に島民の子弟にして青島、布哇、獨逸等に遊學せる者もありたり。如斯獨逸時代に於ては領有當初は政府自ら教育に従事すること少なかりしも、「サイパン」には政府直營の二校あり、稍々完備せるものにして西曆千九百十三年度には生

徒三百八十五名ありたりと云ふ。

大正三年我軍の之等諸島を占領するや、我海軍將卒は餘力を以て島民兒童に國語、算術、唱歌等を授け、同四年十二月に至り「サイバン」「バラオ」「ヤップ」「トラック」「ボナベ」「ヤルート」の六箇所に修業年限四箇年の小學校を設置し、修身、國語、算術、歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、農業、手工等の教科を授けたり。大正七年九月に至り學則を改めて、修業年限を三箇年とし、校名を島民學校と改稱し、尙、土地の状況に依り修業年限二箇年の補習科を併置することとせり。大正十一年四月南洋廳の設置せらるゝや公學校官制を發布せられ、從來設置の十七島民學校及其の分校を公學校と改稱し、國語を常用せざる者を收容する所となせり、從て之に伴ふ學則の大改正を見るに至れり。軍政時代に於ては、内地人兒童の爲「サイバン」「バラオ」「トラック」の三箇所に尋常小學校を設け、大正十一年南洋廳の設置に伴ひ、是等小學校は國語を常用する兒童に普通教育を授くる所とし、其の修業年限教科課程を内地小學校と同様ならしめ、其の兒童及卒業者の他の學校へ入學轉學に關しては、内地小學校兒童と同一の取扱を受くることとせられり。

第二節 教育の狀況



遊遊の徒生按學小常オラス

一 教育制度 在留邦人の児童の教育は忽諾に附すべからざるを以て前述の箇所に教則の内地と同一なる官立尋常小學校を新設し、十三年四月よりは「サイバン」小學校に高等科を併置す。生徒よりは特に學費を徴せず。

島民児童の教育に關しては、全群島に十七の公學校(修業年限三箇年)を設置し、尙、支廳所在地の公學校には補習科(修業年限二箇年)を設置したり。而して児童の入学に付ては島民の自由意志を尊重せる結果、其の児童の公學校入学を強制することなしと雖、島民を向上せしむるは受任國たる日本帝國の責務に屬するが故に一般に學用品を支給するの外、土地の状況に依り食糧及被服を給與し離島遠隔の者は、之を寄宿舎に收容する等銳意就學を獎勵しつつあり。

而して小學校及公學校共、訓導(判任)を以て児童の教育を擔當せしめ、補助として囑託教員及島民助教員を採用せり。

二 小學校 我國の南洋群島占領以來約十年を経るも、大正十一年四月南洋廳の設置に至る迄は、所謂軍時占領時代に屬し、拓殖事業も遅々として進展せざりしが故に、邦人の群島に移住せる者は官廳關係者を除くの外比較的少數にして、児童數も亦從て多からざりしが故に、各支廳全部に涉りて小學校の設置なく、其の設置せられたる小學校としては僅に「サイバン」「パオ」「トラック」の三支廳管内に於ける三校を算するのみ。是等小學校

は孰も單級編制にして教授の効果を擧ぐるに於て不徹底且つ不充分なるを以て、大正十三年四月「トラック」以外のものを學級以上の多級編制に改めたり。而して「サイパン」島居住の子弟の多くは、卒業後其の土地に於て實業に従事する者、又は他の實業學校に入學する者多きを以て、是等兒童の便を慮り、同地尋常小學校に修業年限二箇年の高等小學校を併置したり。是等小學校の修業年限、教科課程教科用圖書は内地小學校と異なることなし。

三 公學校 島民兒童の教育に付ては、深く思を島民生活の向上改善に致し、現に公學校十七校を設置し熱心之が教育をなしつつあり。

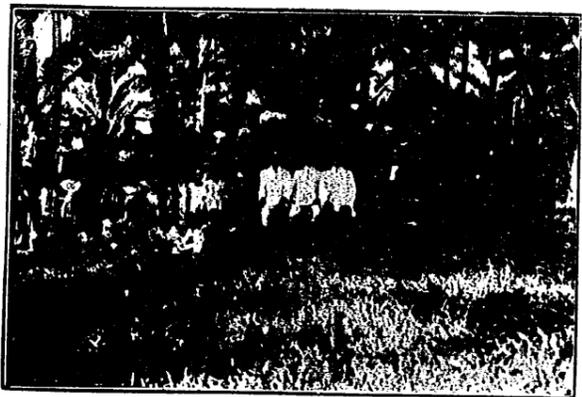
公學校は原則として本科三年の卒業を以て一段落と爲すが故に、已に習得したる知識技能を還元する者尠からざるに依り、各支廳所在地に修業年限二箇年の補習科を設置し、實際生活上一層適切なる知識技能を授けつゝあり。本科及補習科を通じ、其の教科目は修身、國語、算術、圖畫、唱歌、唱歌、體操、手工、農業(男)家事(女)の九科目とするも、修身算術殊に國語の習熟に重きを置けり。

### 第三節 私立學校及教育諸會

一 私立學校 島民兒童教育の爲、官に於て設置したる公學校以外本群島に於ける私立



探體の徒生校學公ベナホ



徒生校學公クヨキルマ

學校として内外宣教師設置に係るもの「ヤルト」支應管内に三、「サイバン」支應管内二、ボナベ支應管内二、(孰もミツション、スクール)ありと雖、設備内容不完全たるを免れず、此の外私立學校にして公學校學則に準ずるもの「ヤツブ」高「トミル」村、「ボナベ」島「ウ」村に各一あり。

二 恩賜財團獎學會 大正十三年一月二十六日、攝政宮殿下御成婚の佳辰に當り、長くも内閣總理大臣に賜りたる、御沙汰の趣旨を奉戴し、同年二月二十九日兒童の教育學藝の奨励を目的とする財團獎學會を設立し、會長には長官を推戴し、恩賜金二千圓を以て基金とし、其の利子及年々南洋廳より交附の補助金を以て、優良兒童の表彰、兒童文庫の設置、公學校卒業生に配付すべき獎學雜誌の刊行、内地留學生派遣等の獎學的事業を行ふこととせり。

三 教育會 南洋群島に於ける教育の改良進歩を圖らむが爲、南洋群島教育會を設け會長には南洋廳長官を推戴し各支應所在地に支會を設置す。事業項目は一、教育に關する意見の發表、二、教育及學藝に關する事項の研究、三、教育に關する雜誌の發行及教育上有益なる圖書の刊行、四、教育學術に關する講演會又は講習會の開設、五、社會教育に關する施設及島民の生活改善に關する研究並其の指導奨励、六、教育事情の紹介、七、教育上成績ある者の表彰、八、教育關係者共済の施設又は其の奨励、九、學事視察又は研究の爲

第二節 教育の状況  
 會員の派遣等とす。

小、公學校及職員數 (大正十四年十月現在)

| 支別 | サ       |        | イ |    | バ |    | ヤ |    | ト     |
|----|---------|--------|---|----|---|----|---|----|-------|
|    | 公       | 尋常     | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 |       |
| 種別 | 尋常高等小學校 | 小學校分教場 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 尋常小學校 |
| 校別 | 校       | 校      | 校 | 校  | 校 | 校  | 校 | 校  | 校     |
| 數  | 一       | 二      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |
| 職別 | 調       | 尋      | 嘱 | 託  | 助 | 教  | 員 | 計  | 數     |
| 員數 | 一       | 一      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |
| 計數 | 一       | 二      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |

| 支別 | サ       |        | イ |    | バ |    | ヤ |    | ト     |
|----|---------|--------|---|----|---|----|---|----|-------|
|    | 公       | 尋常     | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 |       |
| 種別 | 尋常高等小學校 | 小學校分教場 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 尋常小學校 |
| 校別 | 校       | 校      | 校 | 校  | 校 | 校  | 校 | 校  | 校     |
| 數  | 一       | 二      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |
| 職別 | 調       | 尋      | 嘱 | 託  | 助 | 教  | 員 | 計  | 數     |
| 員數 | 一       | 一      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |
| 計數 | 一       | 二      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |

第十一章 教育

| 支別 | サ       |        | イ |    | バ |    | ヤ |    | ト     |
|----|---------|--------|---|----|---|----|---|----|-------|
|    | 公       | 尋常     | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 |       |
| 種別 | 尋常高等小學校 | 小學校分教場 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 公 | 尋常 | 尋常小學校 |
| 校別 | 校       | 校      | 校 | 校  | 校 | 校  | 校 | 校  | 校     |
| 數  | 一       | 二      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |
| 職別 | 調       | 尋      | 嘱 | 託  | 助 | 教  | 員 | 計  | 數     |
| 員數 | 一       | 一      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |
| 計數 | 一       | 二      | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一  | 一     |

備考 尋常高等小學校及小學校分教場はサイパン支廳管内以外になし  
 小、公學校在學生徒及卒業生數 (大正十四年四月末日現在)





會教クリトカ島ペナホ

## 第十二章 宗 教

### 第一節 沿 革

島民には特に宗教と目すべきものあらざるも、古來一種の信仰有り。耶穌教の本群島に始めて渡來せるは西暦千六百六十六年にして西班牙國傳導は頗る古く「ジェスイト」派の「サンツェヒトレス」は「グアム島」に來りて大に布教に従事し、後同派は西暦千七百六十六年時の國王「カロロ」第三世の爲に追放せられしも、此教派が該島に爲せし事業には大なるものあり。學校を建て農園を設け、一時頗る隆盛を極めたり。島民が玉蜀黍、煙草「カ、オ」、甘藷等の栽培を爲すに至りしは實に彼等の教へし處なりと謂ふ。

近年「マーシャル」及東「カロリン」群島に於て、最も有力なりしものは米國「ポストン」市に本部を置く新教傳道團なりとす。其の初めて本群島に來れるは、西暦千八百五十二年にして「スノウ」夫妻「クサイ」島を本據として滞留三十年、熱心に布教に従事したり。其の後「ライフ」等又能く先任者に繼いで、全島に於ける布教事業を監督指導する

こと十有七年にして去れりと云ふ。又彼等は布教と同時に文字を授け手工を教へ衣食住の事より諸般生活の些事に至るまで教化指導し施政の力の及ばざる處を補ひし功績は之を認むるに足るものあり。

近年に至り「ボナベ」及「トラツク」二島の米國新教傳道團は撤退し、獨逸「リイベンチエルラー」派の新教傳道團之を繼承し、布教することとなり「ボナベ」に本據を据えて盡力する處ありたり。

「カトリック」教亦敢て新教に譲らず、新教に比すれば概して資力ありと認めらる「ボナベ」の如きは宏大なる會堂を建設し、學校寄宿舎を設置せり。「ヤルート」島「ジャポール」にも聖心教派の會堂ありて學校を設け、尼僧が女兒群を率ゐて、椰子樹下に散步逍遙したるは最近の事に屬す。

我古領軍に依りて敵國人の退島を實行するや、獨逸宣教師亦退島の已むなきに至り之に代りて西班牙出身の「カトリック」宣教師群島各地に渡來することとなり「ボナベ」「トラツク」に根據を据えたる獨逸新教傳道團の後繼として、日本組合教會に屬する南洋傳道團の活動を見るに至れり。其の他大正八年眞宗大谷派に屬する僧侶「サイバン」に渡來し開教所を設け熱心布教に従事す。

第二節 基督教

一 基督教の狀況 獨逸新教傳道團の撤退に伴ひ、日本組合教會より宣教師四名を「ボナベ」及「トラツク」の二島に配置し、布教の傍ら神學校と稱する一種の私塾を設け、島民の啓蒙傳導士の養成に従事せしめつゝあり。

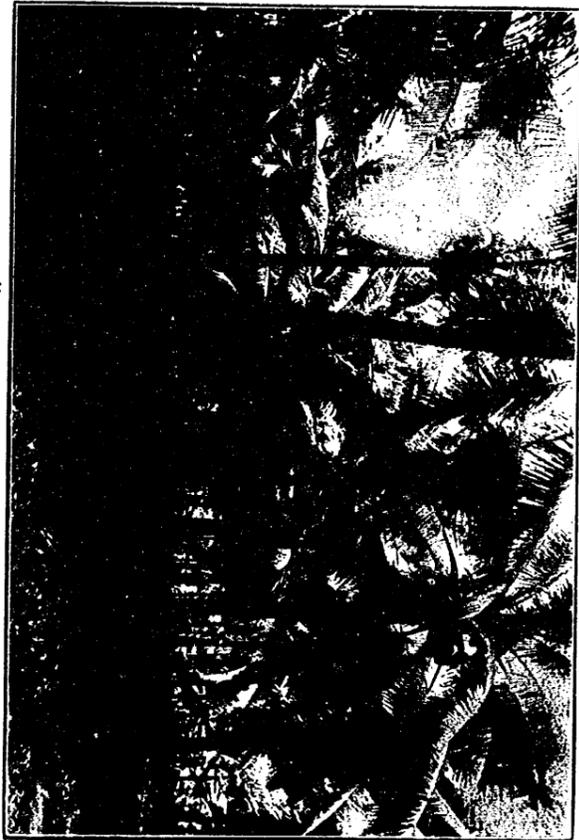
又米國「ポストン」市に本部を置ける、新教傳道團は「クサイ」及「ヤルート」島の二箇所に本據を据え、女宣教師をして布教に従事せしめ、傍ら私塾を設け食糧被服を給して讀書、會話、書方等を教授しつゝあり、此等の二傳道團は其の圈内各地に説教所を設け己の養成したる島民傳導士をして、説教の傍ら分塾の教務に當らしむ。

大正十年早々群島内各地に渡來したる「カトリック」西班牙宣教師も新教宣教師同様相當の活動を試みつゝあり。

二 基督教の效果 元來本群島の島民は、概して其の性温順にして慍悍ならず。其の温順なるは近世布教に従事したる耶蘇教宣教師等の功績なりと宣傳せらる。之を實際に徴するに、耶蘇教普及の程度は、全群島を通じて必しも一ならず、殊に西部「ヤップ」「バラオ」の二島は姿微振はざるの狀況に在り、其の他の各島は全島殆ど新舊何れかの教徒ならざるは無きが如しと雖も彼等の多數は眞に教義を解し、眞に祈禱を爲すもの稀にして、多くは

第二節 基督教

男女の教會に會合するを娯みとするに過ぎざるが如く現在に於ける彼等の基督教は、單に形式、儀容に陥り其の精神的意義に於て極めて缺如たるものあるが如し。



椰子園

## 第十三章 産業

### 第一節 概要

本群島は總面積約百四十平方里なりと雖數百の島嶼の散在するものにして其の内數島を除けば、面積狭小なり。

住民の文化程度極めて低きのみならず、我國領有以前に於ては、適切なる指導獎勵を加へられたることなきを以て、彼等の怠惰なる習慣は依然として改まらず、其生活状態殆ど原始的なるを以て、近代的産業として見るべきもの、存せざるは蓋し當然の事とす。大正三年我國領有以來全群島に亘り企業投資を試る者多かりしも所謂南進熱の高潮と共に充分の調査研究を爲さずして南下せる者及熱帯に於ける經驗に乏しき者多く來りたるを以て、其經營法多くは、宜しきを得ざりしのみならず、不幸にして世界的經濟界の不振に遭遇し其の多くは殆ど失敗に歸し忽ちにして影を潜むるに至りしは遺憾とする所なり。然るに大正十一年四月南洋廳設置以來産業上の施設具體化し、昨今漸く各種産業の興起を見るに至れり。就中其の最も著しきものは「サイパン」島に於ける製糖業にして、従前に比し隔世

の観なしとせず。斯の如く南洋群島の産業に對し投資せんとする者は眞面目に調査研究を進むるに至りたるも、一方群島が熱帯に稀なる健康地なるが爲邦人の移住に適するとに依り水産に於ては鯨、鮪漁業、養殖真珠、農業に於ては甘蔗及蔬菜類栽培、畜産の改良、林業に於ては椰子栽培、其他「アンガウル」の磷鑛等諸般進展の兆を認むるに至りたるは實に喜ぶべき現象なりとす。

## 第二節 農 業

一 農耕地と農民 耕地面積として未だ適確なる數字を擧ぐることは能はずと雖、本群島の總面積約百四十方里即ち約二十二萬町歩にして、内農耕適地又は椰子林適地として、推定約七萬町歩を算せらる。然るに既に開墾せられたる農耕地としては約一萬百町歩、椰子林としては二萬七千二百町歩計二萬七千三百町歩にして、猶三萬二千餘町歩の土地は將來に向て經濟的利用の時機を俟てり。而して現在に於ける農民數は、島民の生活原始的にして未だ農耕の見べきものなきを以て、之に従事する農民として特に計上すること困難なるも、全島民人口の約一割、即ち五千人を以て島民の農民と看做せば大差ならむ。而して目下に於ける邦人農民約千五百人なり。

二 農業の現状 本群島は、熱帯圏内に在り、生活上天恵に浴するを以て、衣食住に對

し大なる努力を要せず、從て現在島民の農業状態は頗る原始的にして、唯、二三の食用作物を栽培し、鶏豚の類を飼養するに過ぎず。近時急激なる邦人の増加と農業上の施設と相俟て近き將來に於て稍々完備せる耕種組織を見るに至るべしと信ず。

今茲に、從來島民に依り頗る粗放的寧ろ放任的に植栽せられたるものを、擧げれば、玉蜀黍、甘蔗、蕃薯、「タロ」芋薯、烟草、甘蔗、木瓜、鳳梨、「バナナ」密柑等其の主たるものとすも其收量少く、品質亦著しく劣れるものにして大いに改良増殖を計るべき餘地を存す。

由來農業は主として自然的要素に依り支配せらるゝものなりと雖、近代的農業は一の企業にして又諸種の經濟的條件の下に支配せらるるを以て從來殆ど原始的なりし群島農業も、今後移住民の増加と、島民の啓發並に生活の向上とに依り著しく農業的開拓を誘發するに至るべきを信ず。

本群島は熱帯圏内に位し、日光の直射強烈、降雨量亦相當大なるを以て、年中好く植物の生育に適せり。從つて之れを合理的に利用せば、一定面積の生産力は内地農耕地に比し遙に優良なりとす。

從來外人及邦人に依り授けられたる農業資本は極めて微々たり。故に將來本業の發展を期し、生産力を増大せんとするには、或る程度の放資を必要とするや論なく、適當なる農

具の使用、地力の維持の爲めにする施肥、飼畜組織の採用、種苗の改良等皆當面の問題たり。

栽培作物に付て見るときは、從來栽培せられたるものは、夫々群島に適應性を有する作物なり。然れども本群島は、廣汎なる地域に亘るを以て、各島其の自然的條件を異にするものなれば、試験成績と諸般の調査と相俟て、有利なる作物を發見し、各地方的に合理的栽培法を講ぜざるべからず。

三 畜産 本群島に於ける畜産は頗る幼稚の域を脱せず。従つて其の飼養管理の方法も見るべきものなし。今左に飼育せられつゝある主なるものを概説すれば。

(イ) 牛 大正十三年末現在の頭数は三千七十頭にして十二年末に比し千八十九頭を増加す主として「サイバン」管内に多くして役牛たり。

(ロ) 豚 大正十三年末現在一萬七百八十八頭にして十二年末に比し四千六百四十二頭を増加す。島民好で之が飼養を爲し、管内畜産の最たるものとす。

(ハ) 山羊 大正十三年末現在千六百五十頭にして、十二年末に比し七百七十一頭の減少を示す。

(ニ) 雞 大正十三年末現在五萬五千五百九十四羽にして十二年末に比し一萬八千九百九十九羽の増加を示す。

(ホ) 鶯 鶯は僅に千六百九十七羽にして「ヤルト」支廳管内の三百八十羽を最とす。

上述の如く畜産の發達せざりし理由は、島民の生活が畜産の増殖を必要とせざりしと、從來之が改良奨励を爲したることなきに起因す。然るに將來農耕面積並に人口の増加に伴ひ、畜産業も亦相當發達すべき運命を有し、殊に「ボナベ」「サイバン」等に於ては大に役畜の必要を感ずるに至るべし。然れども群島の畜産は役畜よりも肉用畜にあるべく、邦人の増加と島民生活程度の上と共に、益々需要を加ふべし。

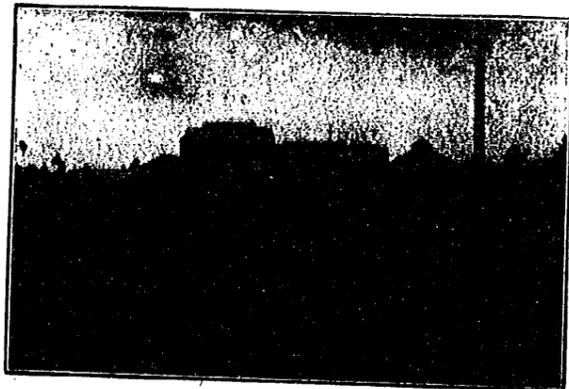
就中豚は最も重視すべきものにて現に「バラオ」管内の如き之れが缺乏を感じ居れり。鶏は肉用、卵用として豚に次ぐ重要なものなるが、從來放飼の状態にありて産卵率も著しく少なきを以て之が繁殖を圖ると同時に種類を改良する必要あり。鶯、山羊等は一般的に繁殖すべき可能性を有せざるものなり。而して細羊の飼育に關しては今日は試験時代なれども、蓋し、飼料の豊富及飼養管理の簡單なる點及肉用に適することより考へ、將來相當に發達すべきものならんか。以上の現況より察するに、將來人口の増加は必然的に役畜及肉用畜の急激なる需要を來すは明白なる事實なると共に、現今に於ても既に肉類の不足を告げつゝある狀況なれば豚、細羊、雞等に主力を注ぎ其の品種の改良と相俟ちて増殖を圖らざるべからず。尙將來牛乳の需要も相當増加すべき見込なれば、乳牛の飼養の奨励亦

必要なり。

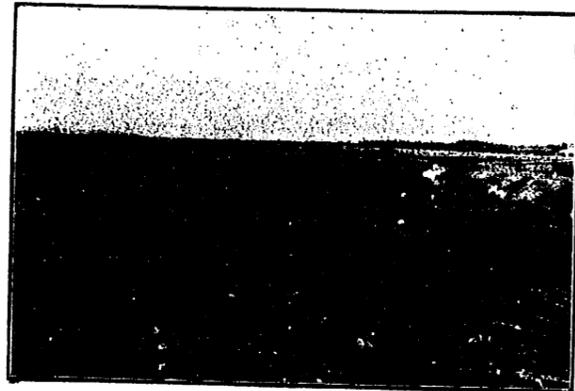
四 病害蟲 本群島は風土の關係上、各種病害蟲の發生蔓延に好適し、其の被害少からず。就中椰子、甘蔗のオサゾウ蟲、各種の甲蟲類、園藝作物の炭疽病、甘蔗赤腐病等の如き目下被害の大なるものとす。而して將來開拓進歩し、農業の發達するに伴ひ野生植物に よりて生存せる病害蟲は、農作物に其の食を求むるに至るべきは自然の順序なるを以て之が驅除豫防には一層の注意を要す。

第三節 糖 業

一 概説 熱帯圏内に位置し海洋的氣候を有する本群島は、能く甘蔗の生育に適し、栽培の紀元亦古きもの如く、十六世紀の初葉「マゼラン」が「マリアナ」群島發見當時、甘蔗は既に土民食品の一とせられたりと言ふ。然れども我國領有前に於ける之が栽培は殆んど生食用に止まり、糖業と認むべきもの無かりし状態なりき。然るに帝國が本群島を占領するや「サイパン」支廳管内は、殊に氣候土壤等の自然的要素が甘蔗栽培に好適し製糖上の要素を具備せるを認めしと、從來主産物たりし椰子類が蟲害の爲め殆ど全滅の悲境に陥り、之に代るべき適作物の發見に努めし際なりしとに依り又一面帝國に於ける砂糖の需供の狀況に顧み糖業の開發に依り植民地産業の發展を期し銳意斯業の奨勵に努めし結果、



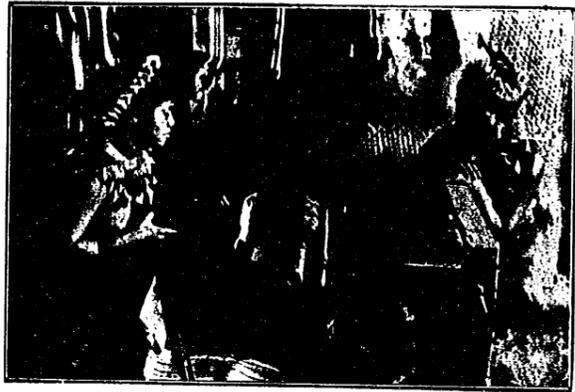
南洋興發株式會社製糖工場



南洋興發株式會社甘蔗園

蔗作面積の擴張、新式製糖工場の設立となり、今や幾許も無くして所期の目的を達するに至らんとし、本群島財政經濟の發達、文化の進展上大なる望を囑し得るに至れり。

二 甘蔗栽培並製糖の狀況 既述の如く本群島に於ては、古來より甘蔗栽培を爲せしもの、如きも、帝國占領當時に於ける之が栽培法たるや、極めて幼稚なるのみならず、栽培面積僅少にして品種亦優良ならず、偶々蔗莖を壓搾するも單に搾出したる糖汁を煮詰め、少量の砂糖蜜を製するに過ぎず。未だ以て製糖法と稱する能はざるものなりき。然れども天恵の風土は幼稚なる栽培法、優良ならざる品種を以てして尙、蔗莖收量多く、且つ糖業成立の條件を具有せるものありしを以て、耕作法の改良、作付面積の擴張、優良品種の移入栽培、製糖工場の設立を奨励せしと、時恰も歐洲戰亂の齎らせる糖界の好況は、斯業に對する投資を容易に、且つ迅速ならしめし結果、大正五年頃には於ける、栽培面積約二十町に過ぎざりしもの、同八年には四百五十九町、同十二年には二千七百七十二町、十三年には二千五百七十七町に増加し、從來の製糖場無かりしものも、大正八年には製糖會社二製糖工場八を算するに至れり。然るに戦後財界の變動並に最近の企業組織は小規模の分蜜製糖工場にては、到底圓滿なる糖業の發達を望み得ざる状態なりしを以て、大正十一年に至り現南洋興發株式會社（資本金三百萬圓拂込済）は従前の糖業者たる、西村拓殖株式會社の事業を繼承し、南洋殖産株式會社の事業を買収合同し、茲に大企業組織の分蜜製糖工場を



(高ンバイサ)織たばの人婦族カナカ



(高トールヤ)物編の人婦族カナカ

| 年別    | 工場別   |       | 備考 |
|-------|-------|-------|----|
|       | 新式製糖場 | 改良製糖場 |    |
| 大正八年  | 数<br> | 数<br> | 同  |
| 大正七年  | 能<br> | 能<br> | 同  |
| 大正八年  | 力<br> | 力<br> | 同  |
| 大正九年  | 数<br> | 数<br> | 同  |
| 大正十年  | 能<br> | 能<br> | 同  |
| 大正十一年 | 力<br> | 力<br> | 同  |
| 大正十二年 | 数<br> | 数<br> | 同  |
| 大正十三年 | 能<br> | 能<br> | 同  |
| 大正十四年 | 力<br> | 力<br> | 同  |

| 年次    | 作付面積   | 産糖高    | 備考      |
|-------|--------|--------|---------|
| 大正八年  | 7,500  | 7,500  | 白下糖及赤糖  |
| 大正九年  | 8,000  | 8,000  | 同       |
| 大正十年  | 8,500  | 8,500  | 同       |
| 大正十一年 | 9,000  | 9,000  | 同       |
| 大正十二年 | 9,500  | 9,500  | 同       |
| 大正十三年 | 10,000 | 10,000 | 分蜜糖(黄双) |
| 大正十四年 | 10,500 | 10,500 | 同       |

製糖工場の變遷

次に甘蔗作付面積産糖高並に製糖工場變遷の狀況を示せば左の如し。  
見るに至れり。  
第三節 糖 業  
甘蔗作付面積及産糖高



社のみ相當に活躍しつゝあり。其の他のものは殆ど言ふに足るべきものあるを見ず、唯到處に小數の雜貨商あるのみ。群島に於ける交通上の不便と工業上の要素たるべき石炭、水、鐵等の缺乏は、先天的に工業發達の可能性を有せず、現在に於て工業として擧ぐべきものは唯一「サイパン」島に於ける製糖工業あるのみ。其の外熱帯の特産物たる、各種植物の葉及纖維を材料としたる帽子、其の他各種組編業に屬する手工業ありと雖、現在の島民の文化程度にては、殆ど彼等使用日常の用具を製作するに止まる。

二 開港地及貿易 群島に於ける現在の開港地は「サイパン」「バラオ」「アンガウル」「トラック」「ヤルト」の諸港にして、輸移出は群島の主産物たる「コブラ」「燐礦石」「砂糖」を優なるものと爲し海參、高潮貝等之に亞ぐ。輸移入貨物は主として食料品及雜貨なり。將來在住邦人の増加並に島民文化の向上とは、相倚りて其購買力を増大し、貿易額も漸次大なるに至るべしと雖、其群島將來の通商的價值に就ては、甚大の希望を囑すること困難ならん。今左に最近に於ける群島全部の貨物輸移出入額を示せば次の如し。

輸移出貨物累年比較表 (大正十三年末調)

| 種別 | 年次 | 大正十年   | 大正十一年  | 大正十二年  | 大正十三年    |
|----|----|--------|--------|--------|----------|
| コ  | 出  | 五五九、六八 | 五三三、九四 | 七六七、三三 | 一、〇七五、三六 |
| 出  | 入  | 五五九、六八 | 五三三、九四 | 七六七、三三 | 一、〇七五、三六 |

| 種別 | 年次 | 輸移入貨物累年比較表 (大正十三年末調) |          |          |          |  |
|----|----|----------------------|----------|----------|----------|--|
|    |    | 大正十年                 | 大正十一年    | 大正十二年    | 大正十三年    |  |
| 海  | 鐵  | 一、〇七五、三六             | 一、〇七五、三六 | 一、〇七五、三六 | 一、〇七五、三六 |  |
|    | 燐  | 二、二四七、七三             | 七、四四七、〇〇 | 一、一〇三、一七 | 一、〇七五、三六 |  |
|    | 糖  | 一、八二九、七〇             | 七、二〇〇、〇〇 | 五、六三三、三三 | 一、〇七五、三六 |  |
|    | 貝  | 三、四三六、六六             | 四、四三六、六六 | 七、五九六、六六 | 一、〇七五、三六 |  |
|    | 他  | 八、一七三、一三             | 一、〇七五、三六 | 四、七三三、三三 | 一、〇七五、三六 |  |
| 合  | 計  | 一、一〇三、一七             | 一、〇七五、三六 | 二、三三三、三三 | 一、〇七五、三六 |  |

輸移入貨物累年比較表 (大正十三年末調)

| 種別        | 年次 | 各種食料品雜貨其他 |          |          |          |  |
|-----------|----|-----------|----------|----------|----------|--|
|           |    | 大正十年      | 大正十一年    | 大正十二年    | 大正十三年    |  |
| 各種食料品雜貨其他 | 次  | 六、〇七五、三六  | 一、〇七五、三六 | 二、三三三、三三 | 一、〇七五、三六 |  |

三 物價 物價は交通不便、金融機關の缺如並に運賃各種失費等の爲め、一般に不廉にして群島各地に依りて異なる。今試に大正十三年末に於ける主要品物價を示せば左の如し。

主要品物價表 (大正十三年末調)

| 種別    | 支離別 | サイパン  | バラオ   | ヤツプ   | トラツク  | ゴナベ   | ヤルト   |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精米(石) | 支   | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 石     | 離   | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 |



第五節 林業

一、概況 南洋群島は、到る處鬱蒼たる森林を以て覆はれ、一見千古の美林を有する觀なしとせず。然れども其の内容を實地踏査するときは、雑木の混淆林にして有用樹種の比較的少なきに驚くべし。惟ふに其の主なる原因は各島は孰も面積小なる海洋島にて大森林を構成する要素を缺き居るのみならず從來彼等住民が生活上必要なる建築用材、器具用材及獨木舟用材等を、隨時隨所より伐採し敢て補植造林を爲さず、唯、海岸附近に椰子を植栽し之れを彼等唯一の財産として保護することあるも、一般林木は敢て顧みられず、而も久しく其の習慣を踏襲し來たれることに基因するものならん。

然らば將來群島内に於ては椰子の外、用材を目的とする一般林業は絶望視すべきものなりやと言ふに、然らず、現在蓄積少なしと雖、在來有用樹種の殘存數多く、又外國樹種の造林に適するもの多き見込なるを以て、造林主木の選擇容易なるのみならず、天恵厚き雨量と溫度とを有し、造林用地と見るべき面積亦多き見込なるを以て、此等の諸要素を背景とし、造林の方法と樹種に依る適地選定を誤らざれば、現在の雜木林を一變することを得べく、椰子林經營と共に大いに有望視すべきものとす。

二 椰子 古々椰子は一般に古くより植栽せられたるもの、如く、其の發育も亦良好にし



途は建築、補助材料及薪炭用材とす。其の他有用樹種として數ふべきものは、鐵木、紫檀、「タマナ」「モモタマナ」「ウカール」(バラオ土語)「ブラキヨース」(バラオ土語)「アンモイ」(バラオ土語)「シヤターク」(ボナベ土語)及俗稱黒柿と稱するもの等ありて、其の材質、光澤共に優良なるものあれども、古くより濫伐せられたる爲め、其の蓄積極めて少し。之れ前述べし如く従來補植造林等の行はれたることなきに依るものにて、現在産業試験場にて行へる外國樹種の移植適否試験の如きを見るも、相當有望なるものあるを以て、在來有用樹種と共に造林に力を注ぐ時は將來椰子林と相俟ちて大なる資源たるべきを疑はず。即ち在來有用樹種は勿論、外國より移植せし樹種中、今日良好の試験成績を現はしつゝある、鐵刀木「チーク」、「マホガニー」等は相當の注意を拂ひなば、造林比較的容易なるべき見込みなり。

第六節 水産業

一 現状 本群島に於ける水産に關しては西班牙及獨逸領時代の狀況は文献其の他に據る所なきを以て探知すること能はず。唯「バラオ」「ヤップ」「トラック」「ボナベ」各島に於ける海鼠漁業「バラオ」「ヤップ」各島に於ける高瀬貝漁業等は相當の成績を挙げたるもの如し。又往時小笠原近海及「マリアナ」群島には英米の捕鯨船來り、盛に捕鯨したるこ

とありと謂ふ。大正三年以來各種漁業者の渡航企業せし者ありたるも、多くは群島の事情に通ぜず、地理的位置及風土の關係等に依り失敗に歸したるもの大部分にして昨今に至り漸く其の基礎確立し堅實なる發展に向ひつゝあり。然れ共海洋並に水族の棲息状態全然内地と趣を異にし且つ各島遠隔なる洋中に孤立し交通不便、島面積狭少、人口僅少なるのみならず年中高温にして一般魚類の處理困難にて加ふるに島内の販路大ならざるを以て是に適する漁業經營をなす必要あるべし。一般に鮮魚としては唯在島邦人に供給するに止まり冷蔵庫、冷蔵船等の設備を爲すにあらざれば移輸出すること能はざるも乾製品又は節製造或は罐詰業を伴ふ事業の經營は之を將來に期待し得べきものとす。最近に至り「マリアナ」群島近海に於ける鯉及鮪漁業は、本廳及農商務省水産局調査の結果、將來有望視せらるゝに至りしも、目下試験調査期に屬す、尙「バラオ」「ボナベ」等に此の種の漁業を計畫なす者あるも現今に於ては未だ大規模の漁業少く、各島小規模の個人經營者あるのみなり。

今大正十一年以降の水産漁獲物及同製造物の總計を示せば左の如し。

| 支 離 別   | 年 次       |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
|         | 大 正 十 一 年 | 大 正 十 二 年 | 大 正 十 三 年 |
| サ イ バ ン | 11,624    | 11,733    | 11,624    |



南洋貿易株式會社及南洋産業株式會社より買収せられ、内地に移出す。漁期は蕃殖保護上毎年五六の兩月に制限す。大正十三年度産額百五噸一萬四千四十二圓なり。

(四) 廣瀬貝漁業 本漁業は現今獨立したるものなく、唯、高瀬貝漁業の附帶漁業たるに過ぎず。高瀬貝と共に貝卸原料として良好なり。

(ハ) 雜貝採取漁業 雜貝としては子安貝、寶貝兜貝其他色彩美麗なる雜貝にして種々の貝細工品となすものあれども小規模のものなり。

(三) 鯉鮪漁業 鯉鮪は群島到る處に魚群の洄游を見るも現今漁業の行はれつゝあるは「サイパン」島近海及「バラオ」支廳並に「ボナベ」支廳管内等にして、今日未だ試験時代なれども、將來最も有望視せらるゝ漁業なり。

(ホ) 鮫漁業 本漁業は獨立したるものなし。鮫は各島夥しく棲息す。將來漁具、漁法、漁船の改良に従ひ、有利なる漁業の一たる見込あり。

(ヘ) 雜漁業 雜漁業としては建干網、地曳網、魷、沈籠各種釣漁業等にして、漁獲物は鱈、平鱈、鯖、鮓、鰯、其他南洋特産の色彩鮮麗なる磯魚なり。本漁業は在島邦人に鮮魚供給を爲すを以て目的とす。右の外島民漁業あり、彼等は主として投釣、魷沈籠等を以て漁し、大部分は自家用に供す。

(ト) 玳瑁漁業 玳瑁は「バラオ」「ヤツブ」「トラック」「ボナベ」並に各離島に産する

も、其の産額多からず、皆島民の採取する所なり。

四 製造業 現今本群島に於ける水産製造業としては、海參製造及鯉節製造なるも、本群島は一般に濕氣多く、氣溫高く、原料の貯藏甚だ困難なることは製造上最も苦痛とする所なり。

(イ) 海參製造業 海鼠は群島到る處夥く棲息し、昨今製法の改良に伴ひ、最も確實なる製造業とせらるゝに至れり。獨領時代は良種の海鼠を極めて豊富に産したりと謂ふも現在は良種甚しく減少し十三年度産額三萬二千圓なり。

(ロ) 鯉節製造業 鯉節製造は現今鯉漁業に伴ひて之を爲すも未だ完全なる製品を見ず。未だ微々たるものなれども、鯉漁業の進展と相俟ち相當の成績を擧げ得る見込あり。

五 養殖業 本群島に於ける養殖業としては、現今眞珠養殖業あるのみなり。曾て玳瑁養殖を企てたるものありしも、種々の事情に依り中止せり。

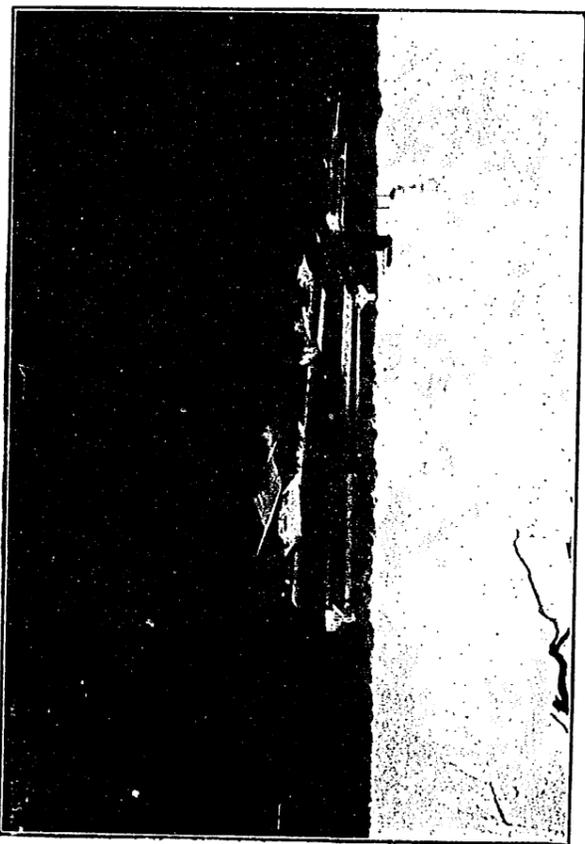
眞珠養殖業は、現在「バラオ」「ボナベ」の二ヶ所に行はれ母介として黒蝶貝、及烏帽子貝を用ひ漸く多少の眞珠を産出するに至りしを以て、將來有利なる事業の一たるべし。尙海綿養殖業も亦將來有望なる事業たるべし。

第七節 鑛業

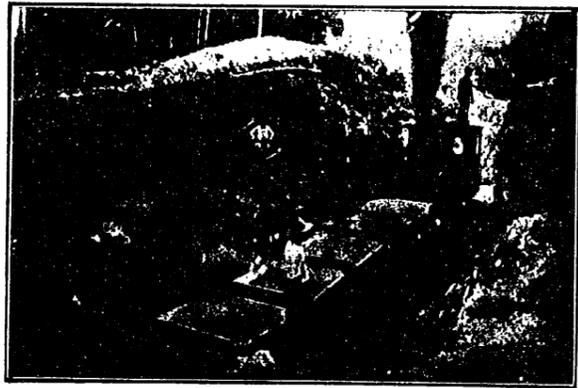
一 現状 本群島に於ける鑛業として見るべきものは、唯「アンガウル」島に於ける鑛あるのみ。「アンガウル」島は北緯六度五十三分東經百三十四度十分に位し、東西約一里南北約一里の小島なり。鑛層厚さ三米突乃至六米突に及ぶと言ふ。西曆千九百三年獨領時代炭鑛を探究せんとして、偶然發見せしものなり。其蓄積量約三百萬噸と稱せらし、千九百八年獨逸「ブレイメン」市に設立したる獨逸南洋燐鑛株式會社に依りて採掘に着手せられたり。帝國の領有に歸してより海軍に於て採掘せしが目下は南洋廳の經營に屬し年産額約六萬噸あり。

最近五ヶ年間に於ける燐鑛(精鑛)移出量を示せば左の如し。

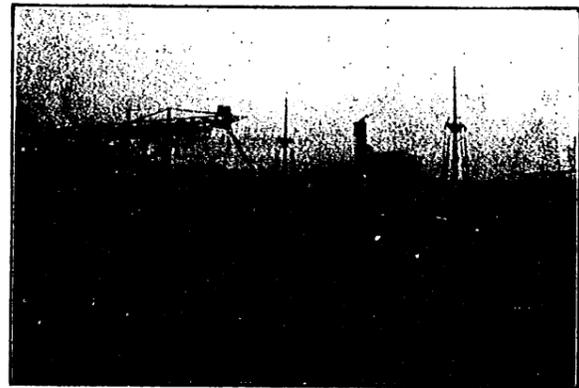
| 年     | 燐鑛移出量  | 金額        |
|-------|--------|-----------|
| 大正八年  | 五、六八〇噸 | 一、四九七、八〇〇 |
| 大正九年  | 五、三三三噸 | 一、四〇九、九〇〇 |
| 大正十年  | 五、八六八噸 | 一、七二七、二〇〇 |
| 大正十一年 | 六、三〇〇噸 | 一、〇一七、六〇〇 |
| 大正十二年 | 六、六八八噸 | 一、〇九七、七〇〇 |



宗達所鑛採ルウカソフ



(島ルウガンア) 況景の掘探鏡燐



況景の込積鏡燐

二 其の他の鑛物 其の他「フハエス」「ベリリウ」「トロベ」等二、三の島嶼に燐鑛を藏するも蓄積量多からず。又西「カロリン」群島「バベルダオブ」島中に褐炭の埋藏あるも特筆すべき程度のものに非ず。

第八節 産業施設

一 農業 畜産業の普及増殖を圖る爲、大正十一年畜産獎勵規則を公布し蕃殖用牛豚及仔豚犢牛を飼養する者に、夫々獎勵金を下附しつゝあり。其の成績頗る良好なり之が補助豫定額を示せば左の如し。

| 年 度    | 豫 定 額  | 年 度    | 豫 定 額  |
|--------|--------|--------|--------|
| 大正十一年度 | 五、六〇〇圓 | 大正十三年度 | 四、六〇〇圓 |
| 大正十二年度 | 五、六〇〇圓 | 大正十四年度 | 三、三〇〇圓 |

尙、大正十三年五月病害蟲驅除豫防規則を制定し、之れが驅除豫防に努めつゝあり。其の結果一時被害甚大なりしオサゾウ蟲も漸く其の跡を絶たんとするに至れり。加之「サイ



パン」島南洋興發株式會社に於ては過般布哇より該島の敵蟲輸入を試み、初回に於て失敗したるも、引續き輸入の筈にて近く其の成績を擧ぐるに至るべし。

二 糖業 概説に於て述べたるが如く、帝國が本群島を占領し「サイパン」島の風土糖業に適應するを認むるや、糖業の開発を計畫し、甘蔗栽培並に製糖工場の建設を奨励し、甘蔗栽培の爲には、官有地を貸與し、以て斯業の發展を圖れり。大正十一年四月南洋廳を設置するや、積極的に糖業改良奨励方針の下に糖業規則、糖業奨励規則を制定せり。

イ、糖業規則 本令の要旨は、製糖業を營まむとする者には、總て本令の定むる處に準據せしめ、更に製糖原料採取區域並原料引取に付き、製糖業者蔗作者相互の關係を密接ならしめ、以て圓滿に糖業の發達を圖らむとするにあり。

ロ、糖業奨励規則 本令は糖業奨励の基本にして、是が要旨は甘蔗を栽培し、又は砂糖製造に従事する者にして、適當と認めたる場合は甘蔗植付費、開墾費、甘蔗苗移輸入費及群島外に移出する砂糖に對する製糖費等に奨励金を下付し、砂糖農工業の改良發達を奨励するものにして、本令に定むる所なきも糖業の改良發達上必要と認めたる場合は、當業者に對し、奨励金を下付し以て斯業の完全なる發達を圖りつゝあり。之が經費豫定額を示せば左の如し。

| 年 度    | 豫 定 額   | 年 度    | 豫 定 額     |
|--------|---------|--------|-----------|
| 大正十一年度 | 二七五,000 | 大正十三年度 | 一,五七五,000 |
| 大正十二年度 | 二七五,000 | 大正十四年度 | 一,三八〇,000 |

三 商工業 一般商工業の發達頗る幼稚なることは、既に述べたる如しと雖、住民の日常生活と密接の關係ある洗濯、理髮、製靴、仕立、旅館業、其の他必要と認むる營業に對しては、補助金を下付して其の收支を緩和し、以て營業の繼續を助けつゝあり。蓋し發達の過渡期に於ては、亦已むを得ざることに屬す。之が補助豫定額を示せば左の如し。

| 年 度    | 豫 定 額     | 年 度    | 豫 定 額     |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 大正十一年度 | 一,〇〇〇,000 | 大正十三年度 | 一,〇〇〇,000 |
| 大正十二年度 | 一,〇〇〇,000 | 大正十四年度 | 一,〇〇〇,000 |

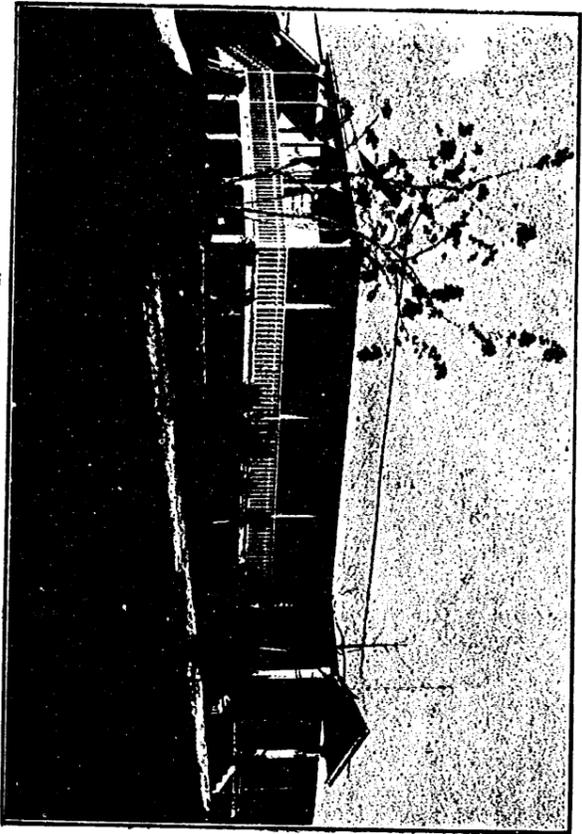
四 林業 前述せし椰子植栽適地にして、未だ開墾植付を爲さざる所は、至急新植せしむる必要あるのみならず一方手入不充なるもの及不秩序に密植せられたる既成椰子林は其の増收を計る爲め、徹底的整理を行ふの必要あるを以て、大正十一年南洋廳設置と共に



官の指導奨励に依り椰子の栽培を爲す者に對し、新植一町歩に付二十圓以内、整理一町歩に付十圓以内の奨励金を下附し、豫定の進捗を計りつゝあり。之が經費豫定額を示せば左の如し。

| 年 度         | 豫 定 額                   | 年 度         | 豫 定 額                   |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| 大 正 十 一 年 度 | 一三、五〇〇 <small>圓</small> | 大 正 十 三 年 度 | 一三、五〇〇 <small>圓</small> |
| 大 正 十 二 年 度 | 一三、五〇〇 <small>圓</small> | 大 正 十 四 年 度 | 一三、五〇〇 <small>圓</small> |

五 水産 本群島に於ける水産業は、上述の如く甚だ微々たるものなれども、大正五年初めて漁業規則公布以來、漸次進展し來り、斯業の基礎漸く確立するに至り、大正十一年水産奨励規則公布と共に漁業に對し、補助奨励金を下附し、斯業の發展を期しつゝあり。而して本群島には從來適當なる漁業者なく、從て漁獲少く一方渡航者は逐年激増し、日常生活上不便を感ずること多きに鑑み、第一に漁獲を奨励し、消費者の便利を計り、尙進んでは一般水産業の進歩發達を期する目的を以て漁具漁船の設備に對し、補助をなし、大正十二年度に於ては漁獲奨励金をも下付し、在留邦人に魚類の供給を努めつゝあり。尙、眞珠養殖業も本群島に於ける將來有望なる一の事業なりと認め、該養殖業技術員費に對し、



塔 燈 式 築 産

補助金を下付すること、せり。以上の如く大正十一年以來漁具漁船の改良を計り、漁獲を奨励したる結果、漁獲數量も漸次増加し、魚介類の供給を潤澤ならしむるに至るべく、又、眞珠養殖業にありても、有利なる進捗を遂げつゝあり、水産調査に關しては從來何等の施設なかりしも、大正十三年に於て水産調査費、二萬四千六百八十七圓を計上し、調査船を建造し、先づ第一次計畫として「バラオ」及「ヤツブ」島近海に於ける各種漁業調査、海洋調査を行ひ漸次玳瑁、海綿其の他の移殖試驗並に製造試驗をも行ふ計畫なり。又「サイバン」近海に於ける、鯉及鮪漁業は將來有望なりと認めらるゝを以て、農商務省水産局と協同して之が試験調査を爲し鯉に付ては特に巾着網漁業試験を行ふこととし着々歩を進めつゝあり。

要之本群島の水産業は風土、販路並に地理的關係等に因り、著しき進歩を見ざりしも、將來奨励、補助、漁業調査の進捗設備の改良等と相俟ちて相當の成績を擧げ得る見込みあり。之が經費の豫定額を示せば左の如し。

| 年 度    | 豫 定 額 | 年 度    | 豫 定 額 |
|--------|-------|--------|-------|
| 大正十一年度 | 4,000 | 大正十三年度 | 4,000 |
| 大正十二年度 | 4,000 | 大正十四年度 | 4,000 |

六 産業試験場 農林業及畜産に関する各種の調査、試験、並に分析鑑定及講習講話等を行ひ、一般産業の開発改良を圖るの目的を以て、産業試験場を設置せり。現在用地面積十三町歩餘未だ草創に屬し、諸般の設備完了せず、其成績未だ見るに至らず。而して地方産業の開発に資する爲、各支廳に産業試験費の一部を配付し附屬農場を設置し各種の試験を施行すると同時に指導獎勵の任に當らしめ更に島民農事講習生を置き、農業教育農事思想の普及を圖り地方産業の開発を促しつゝあり。

## 第十四章 土木港灣

### 第一節 道路

道路は各島とも完全なる道路と認むるもの無く、僅に島民の通行を目的とする通路あり、必要に應じ其の都度幾分施設改修を爲したるに過ぎず、從て施工上極めて不完全なりしも、漸次島内の開發發展に伴ひ、舊態の儘を保持すること能はず、殊に群島の施政及産業發達は交通運輸機關の完備に俟つ事大なるを以て、南洋廳開設後は銳意是が施設改善を計り、其の成績見るべきもの少からざるも財政の都合上其の完全の域に達するは前途尙遠なりとす。本廳に於ては逐次完全なる計畫を樹立し遺憾無き施設を遂行し、以て交通の完全を期せんとす。當群島内の道路工事施行に關しては材料、勞力の大部分は辛ふじて自給し得るも、機械、器具等は島内にて整備するを得ず、内地より供給を仰ぐ有様にして、工事進捗上に影響を蒙る事尠からざるは已むを得ざる次第なり。各島を通じ殊に「バラオ」諸島は島民勞力の供給不足する傾向あり、需給の關係上、勞働賃金も年々増加し、從て工事費も漸次膨脹を來しつゝあり。

第二節 港 灣

南洋群島内に於ける港灣は、主に商港の目的にして一般の運輸交通上最も緊要なるものなり。然るに本群島は天然の餘恵を受け、大部分環礁を以て防波堤の效用をなし、比較的良好の素質を有するも、商港たる必須要件は微弱にして、相當の人工施設を加ふるに非ざれば完全なる良港を得る事不可能なり。各港とも三千噸級船舶の出入には左程困難を感ぜざるも各島共完全なる港灣を得んとせば莫大の經費竝に長年月の期間を要する次第なるも、各島夫れ／＼經濟的地位を異にするを以て、最も緊急なる箇所より逐次調査計畫を立てんとす。故に大正十三年度に於ては先づ第一着手として、本群島中殖産工業上重要地たる「サイパン」島の港灣調査を了し目下修築の計畫中なり。

第三節 鐵 道

南洋群島内に於ける鐵道は、未だ微々たるものにして、僅に官有としては「アンガウル」島に於ける燐鑛採掘機關としての鐵道又私設としては「サイパン」島に於ける甘蔗運搬の爲の

南洋興發株式會社の經營に係る輕便鐵道あるに過ぎず。孰も特殊の輸送上建設せられしものにして、一般的交通機關に非らざるも「サイパン」島の如きは其の餘恵を蒙り居れり。將來「サイパン」島の鐵道は、同島發展に連れ唯一の陸上交通機關たるものに付、銳意是が、施設を爲し完成を期せんとす。

## 第十五章 交通、通信

### 第一節 海 事

#### 一、命令航路

イ、内地群島間 内地群島間航路は、元海軍御用船(日本郵船株式会社船)の運行に依り連絡を取りたるに始まり、南洋廳の設置と共に大正十一年度より、日本郵船株式会社に命令して、補助航路とし、爾來引續き毎年同會社に下命せり。

航路及回数

西廻線

1. 横濱「メナド」線 年五回

横濱、大阪又は神戸、門司、(二見)、「サイバン」、「ヤツブ」、「バラオ」、「メナド」間往復(日數約四十日)

2. 横濱「アンガウル」線 年六回

横濱、大阪又は神戸、門司、二見、「サイバン」、「ヤツブ」、「バラオ」、「アン

第十五章 交通通信

ガウル「間往復(日數約三十六日)」  
東廻線 年五回

横濱、大阪又は神戸、門司、(二見)、「サイバン」、「トラック」、「ボナベ」、「クサイ」、「ヤルト」間往復(日數約四十五日)  
(備考)メナド線及東廻線は二見に寄港せざることな

十三年度に至り、更に東西連絡航路を増設す、即ち左の如し。  
東西連絡線

横濱、大阪又は神戸、門司、「バラオ」、「トラック」、「ボナベ」、「クサイ」、「ヤルト」間往復(日數約五十八日)

使用船舶

|       |        |    |     |
|-------|--------|----|-----|
| 西廻線   | 二千四百噸級 | 二隻 | 筑前丸 |
| 東廻線   | 三千五百噸級 | 一隻 | 筑後丸 |
| 東西連絡線 | 三千百噸級  | 一隻 | 八幡丸 |
|       |        |    | 泰安丸 |

□、離島間 離島航路は、群島内を運行し、内地連絡線の支線を爲すものにして、南洋貿易株式會社に命令し補助を與ふ。  
航路及回數

「マリアナ」群島線 年十回 北方離島は年四回

「サイバン」、「チニアン」、「ロタ」、「アナタハン」、「サリガン」、「アラマガン」、「バガン」、「アグリガン」

「ヤップ」離島線 年四回 「ヌグール」は年二回

「ヤップ」、「ウルシイ」、「フアイス」、「オレアイ」、「サタワル」、「ラモトレック」、「エラト」、「フラウラップ」、「イフアリック」、「イウリビック」、「ソロール」、「ヌグール」

「バラオ」離島線 年二回

「バラオ」、「ソソソル」、「ブル」、「メリー」、「トコベ」

「トラック」離島線 年四回 北東離島は年三回

「トラック」、「ホール」、「オロール」、「エンダービー」、「ロソップ」、「ナモリック」、「モートロック」、「ヌグール」、「グリニッチ」、「濠洲委任統治地域」

「ラバウル」、「ケビアン」、「ババテライ」

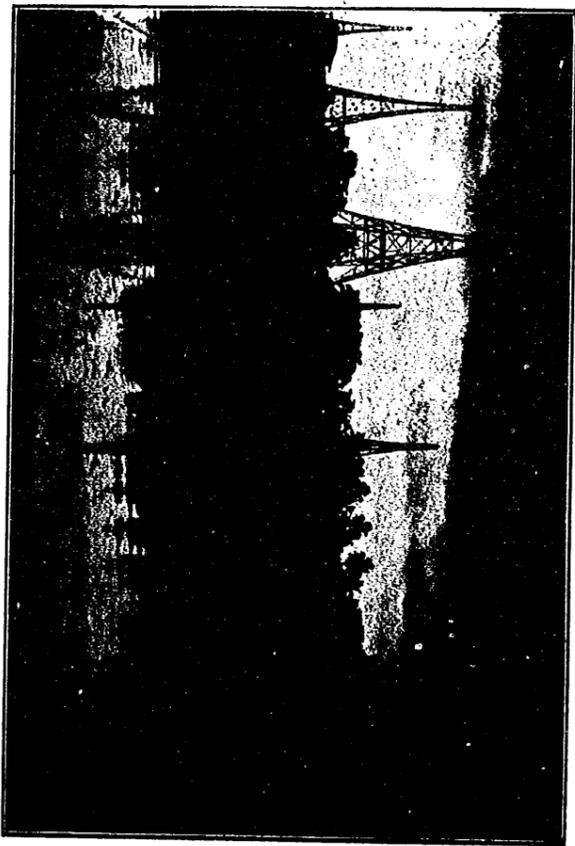
「ボナベ」離島線 年三回

「ボナベ」、「モキール」、「ビングラップ」、「ウゼラン」、「エニウエトック」、「エンジュビ」、「バキン」、「ナツチック」

「マーシャル」群島線 年八回 「ロンゲラップ」及「ロンゲリック」は年三回  
「ヤルート」、「エボン」、「ナモリック」、「アイリングラブラブ」、「ナモ」、「ク  
ワジャリン」、「ロンゲラップ」、「ロンゲリック」、「リキエブ」、「ミレ」、「ア  
ルノ」、「メデロ」、「アウル」、「マロエラップ」、「メヂット」、「アイルック」、  
「ツオツゼ」(英領「ギルバート」)

使用船舶

- |            |        |         |     |       |
|------------|--------|---------|-----|-------|
| 一、マリアナ群島線  | 補助機附帆船 | 百       | 噸以上 | サイバン丸 |
| 二、バヤップ群島線  | 同      | 百       | 噸以上 | 長明丸   |
| 三、ボトラツク群島線 | 汽船(鐵船) | 三百七十噸以上 |     | 第六平榮丸 |
| 四、ボトラツク群島線 | 補助機附帆船 | 三百七十噸以上 |     | 大雪山丸  |
| 五、ボトラツク群島線 | 補助機附帆船 | 百九十噸以上  |     | カロリン丸 |
| 六、マーシャル群島線 | 汽船(鐵船) | 三百七十噸以上 |     | 大雪山丸  |
- 離島の航路及回数は毎年の情況に依り、多少の變更あるも今之を記註せず。又離島と外國屬地との間に交通の必要を認め實施し居るもの左の如し、
1. 濠洲委任統治地域 「ラバウル」、「ケビアン」、「ババテライ」  
 十三年度に於て始めて開始したる航路なり。
  2. 英領「ギルバート」島
- 是等の地方は、往航は日本雜貨を、復航は「コブラ」又は高瀬貝を主たる貨物とす。



(島オラバ)景観の塔信電所留電線架

第二節 通信

一、通信機關 本群島に於ける通信事業は、海軍占領當時軍用郵便所及軍用無線電信所を設置したるに端を發し、大正十一年四月一日南洋廳設置と共に全部移管せらる。爾來諸制度漸く完備し、一般公衆をして内地に劣らざる便益を享受せしめつゝあり。

イ、通信監督機關 南洋群島に於ては、遞信大臣及遞信局長の職務は、南洋廳長官之を行ふ。之が爲南洋廳に通信課を置き、左の事務を分掌せしむ。

一、郵便、電信、電話、爲替、貯金に關する事項

二、簡易保險に關する事項

三、命令航路に關する事項

ロ、郵便局 郵便局は南洋廳長官の管理に屬し、郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話に關する業務を掌る。

現在郵便局數は七局にして其名稱及位置左の如し。

| 局名   | 位     | 置 | 設置年月日     | 備      | 考 | 軍用無線電信所開設年月日 |
|------|-------|---|-----------|--------|---|--------------|
| サイパン | サイパン島 |   | 大正十一年四月一日 | 無線電信装置 |   | 四、一、八        |

|                       |                 |        |
|-----------------------|-----------------|--------|
| バ<br>ラ<br>オ<br>       | バラオ諸島<br>コロル島   | 四、一、二  |
| ヤ<br>ツ<br>ブ           | ヤツブ島            | 五、二、一  |
| ト<br>ラ<br>ツ<br>ク      | トラツク諸島<br>夏島    | 四、四、二  |
| ボ<br>ナ<br>ベ           | ボナベ島            | 五、二、〇  |
| ヤ<br>ル<br>ト           | ヤルト島            | 四、一、八  |
| ア<br>ン<br>ガ<br>ウ<br>ル | バラオ諸島<br>アンガウル島 | 三、二、二〇 |

各郵便局には郵便係及電信係を置き、各事務を分掌せしむ。

八、郵便局取扱事務の範囲 現在の取扱事務の範囲は左の如し。

- 一、通常郵便物(外国郵便を含む)の引受  
但し書留価格表記留置、約束郵便以外の特殊取扱を爲さず。
- 二、書留小包郵便物及價格表記小包郵便物の引受  
但し、代金引換及留置以外の特殊取扱を爲さず。
- 三、外国小包郵便物の引受  
但し米國及比律賓宛書留小包、留置、到達踪跡取調、不能配達小包の處分方請求、取戻、名宛變更及名宛國內に於ける轉送以外の特殊取扱を爲さず。
- 四、前各號の郵便物の窓口交付

五、爲替(外國通常爲替を含む)の振出、拂渡及拂戻

六、貯金の預入及拂戻

七、振替貯金の拂込及拂戻

八、恩給

九、内國竝に日支和文電報及外國電報(新聞電報を除く)但し解船配達及「サイパン」島

の外、別使配達を爲さず

十、郵便切手類及收入印紙の賣捌

本群島は諸般の事情内地と異なる爲、取扱範圍の如き前記の如く制限せらるゝも、漸次擴張する見込なり。

二、郵便局事務取扱時間

郵便局事務取扱時間は左の如し

一、郵便、電報受付 午前七時より午後八時迄

二、爲替、貯金及其他の各種現金受拂事務

三月一日より十月三十一日迄 午前八時より正午十二時迄

十一月一日より翌年二月末日迄 午前八時より午後三時迄

但休日、日曜日(十二月二十九日より同三十一日迄)、一月一日、同二日、及始政記念日には其の取扱を爲さず

三、郵便物搭載の艦船等發着の際及其の他必要と認むるときは、前各號の規定に拘らず、臨時之が取扱を爲す。其の取扱目時は其の都度當該郵便局に於て之を揭示す。前記の外、無線電信の船舶との通信は無休とす。

ホ、收支關係 収入は事業の發展と共に漸次増加の趨勢を示し居れり、即ち左の如し。

| 郵便切手類及収入印紙代 | 大正十一年度 | 大正十二年度 | 大正十三年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 郵便切手類       | 四三、五七〇 | 五三、四六四 | 五三、三三〇 |
| 収入印紙代       | 一〇、一三三 | 一七、三三三 | 一七、三三〇 |
| 雑収入         | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  |
| 計           | 四四、七〇三 | 六一、八〇〇 | 六一、六六〇 |

通信事業費の豫算は左の如し。

| 通信事業費 | 大正十一年度  | 大正十二年度  | 大正十三年度  |
|-------|---------|---------|---------|
| 郵便費   | 二、五、〇〇〇 | 三、一、七六〇 | 三、一、七六〇 |
| 無線電信費 | 八、五八〇   | 七、七〇〇   | 七、七〇〇   |
| 海底電信費 | 二、〇〇〇   | 二、〇〇〇   | 二、〇〇〇   |
| 計     | 一、〇、〇〇〇 | 一、二、九六〇 | 一、一、四六〇 |

二、郵便業務 郵便業務は大抵内地と同一なるも、其の取扱範圍は制限せらるゝこと既に述べたるが如し。殊に現今に於ては郵便物の配達を爲さず、總て窓口交付のみなるも、「サイパン」島の如きは數千の邦人各部落に散在するを以て不便尠からず、早晚配達を開始せんとす。

通常郵便物は、十二年度に於て減少を示したるは、主として年賀郵便取扱廢止に因るものと認む。

小包郵便物は、交付に於て稍減退したるも、引受に於て増加したるは、各種事業の發展と移住民の増加に依るものと認む、其の取扱數左の如し。

| 種別    | 大正十一年度 | 大正十二年度 | 大正十三年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 通常郵便物 | 三〇、一三三 | 二四、一三三 | 二〇、一三三 |
| 小包郵便物 | 一、七〇〇  | 二、〇〇〇  | 二、〇〇〇  |
| 計     | 三一、八三三 | 二六、一三三 | 二二、一三三 |

三、爲替貯金業務 爲替貯金業務も亦内地と大差なし、唯、出納官吏相互間の歳入、歳出金の受授は無料とし、證書一枚の金額に制限を付せず。但し電信爲替に依る場合は一枚五千圓迄とするを其の異なる點とす。

簡易保険は、保険局兼務官に於て、同局の直接取扱事務として取扱ひ居れり。十二年度中に於ける爲替、貯金、振替貯金に就き其の受拂状況を前年度に對比するに、口數にありて漸次増嵩の傾向あるも、金額は著しく減少せり。斯くの如く金額の減少せるは、十一年度は南洋廳創始當時なりし爲金銭の出入頻繁を極めたるに基因するものと見るべく、十二年度に於ける計數は之を以て常態と見るを妥當とすべし。口數に於て爲替、貯金等何れも増加せるは、事業漸く普及せるものと謂ふべく、郵便貯金に於て一口當り金額の低下せるは十二年度に於て管内各官署に規約貯金組合を設け、口數額に増加したるに依るもの尠からざるべし。貯金の現在高は、貯金局の原簿焼失の爲、調査の途なきも前年度に比し増加したるは疑はず。

| 種別 | 十一年度      | 十二年度      | 十三年度      | 歩合 |
|----|-----------|-----------|-----------|----|
| 振出 | 二六六、三三三   | 三〇〇、〇〇〇   | 三三三、三三三   | △  |
| 口數 | 二、〇〇〇     | 二、〇〇〇     | 二、〇〇〇     | △  |
| 金額 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | △  |

| 種別 | 貯金        |           | 新規        |           | 振替貯金      |           | 計         |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|    | 預入        | 拂戻        | 預入        | 拂込        | 拂出        | 拂込        |           |
| 口數 | 一、〇〇〇     |
| 金額 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 口數 | 一、〇〇〇     |
| 金額 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |

備考 十二年度計數は概數とす、單位未滿切捨。△印は減を示す。

四、電信業務 電信業務は、無線電信装置(ヤツア局と海底線併置)に依り、内地又は群島相互間を連絡す。之は元海軍の手に依り設備せしを引繼がれたるものにして、應急設備の儘機器の不完全及漏舎の腐朽したるもの二三あり。是等は漸次改良を圖りつゝあり。

大正十二年四月「パオ」局大無線装置の完成に依り、通信連絡の方法を改善し、電報亦速

達するに至れり。内地群島間の連絡は「バラオ」局を主たる連絡局「サイパン」局及「トラツク」局を補助連絡局とし、地方に依り中継順路を異にせり、即ち左の如し。

| 南洋群島         | 電報發着地          | 電報受順路      |
|--------------|----------------|------------|
| 「サイパン」「トラツク」 | (一)九州を除く沖繩縣及臺灣 | 「ヤップ」(海底線) |
| 「ボナベ」「ヤルト」   | (二)小笠原島        | 父島(サイパン)中継 |
| 「ヤップ」        | (三)右以外各地       | 父島同        |
| 「バラ」         | (四)右以外各地       | 父島(サイパン)中継 |
| 「アンガツル」      | (五)右以外各地       | 父島(海底線)    |
|              |                | 鳳山         |
|              |                | 「ヤップ」(海底線) |
|              |                | 佐世保        |
|              |                | 船橋無線       |

障碍又は電報輻輳の場合は中継順路を臨時變更して、疏通を計るものとす。又當地方は空電多量にして、殊に夜間に於て甚しく通信困難を感じ、連二又は連三を以て反復する爲、能率は二分の一又は三分の一に低下し、又二重通信の装置なき爲通信時間に



所収電底海島「ヤップ」

制限を受くるを免かれず。  
 空電状態は晝間は少なく夜間多く、内地は之に反するに依り晝間は主として内地より受信し、夜間は當地より送信する如く相互に協定し居れり。  
 海底線は「ヤップ」那覇線及「ヤップ」「グワム」線の二線あり。一は内地へ、一は米國及「フィリピン」方面への實用に供し居れり。尙、「ヤップ」「メナド」線あるも現今實用し居らず。

電報通数は十二年度に於て、發着信とも増加を示し、總數に於て前年度に比し五萬一千三百三十通、即ち五割二分一厘の増加を見たり。又外國電報は中繼信を除き稍減少せり、即ち左の如し。

| 種別     | 十一年度   |        |        | 十二年度   |        |        | 十三年度   |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 發信     | 中繼信    | 總計     | 發信     | 中繼信    | 總計     | 發信     | 中繼信    | 總計     |
| 發信     | 28,000 | 10,000 | 38,000 | 35,000 | 12,000 | 47,000 | 38,000 | 13,000 | 51,000 |
| 中繼信    | 10,000 | 3,000  | 13,000 | 12,000 | 4,000  | 16,000 | 13,000 | 5,000  | 18,000 |
| 總計     | 38,000 | 13,000 | 51,000 | 47,000 | 16,000 | 63,000 | 51,000 | 18,000 | 69,000 |
| 外國電報   | 1,000  | 500    | 1,500  | 1,500  | 800    | 2,300  | 1,200  | 600    | 1,800  |
| 電報通數總計 | 37,000 | 12,500 | 49,500 | 45,500 | 15,200 | 60,700 | 50,000 | 17,600 | 67,600 |

第十五章 交通通信

|          |        |            |            |            |
|----------|--------|------------|------------|------------|
| 第三節 航路標識 | 電報料金總計 | 10,000,000 | 15,000,000 | 18,000,000 |
|----------|--------|------------|------------|------------|

第三節 航路標識

本群島は海面廣大にして、各島の附近航路も難礁多く、加ふるに潮流激しき爲め、航行船舶の出入危險なるものあるを以て、航路標識の完備は實に必要缺くべからざるものとす。故に占領當時より之が注意を怠らざりしが、殊に大正十一年南洋廳開設後鋭意此の點に意を注ぎ、從來區々に渉れる標識の形式を改め之が統一を圖ると共に、新に浮標並立標等の新設を爲し、以て海難事故發生の豫防に努めつゝあり。今各島標識數を摘録すれば左の如し。

大正十三年度末航路標識等現在數

| 支廳      | 燈臺 | 船立標 | 見透標 | 港口標 | 其他標 | 船立標 | 航路標 | 浮標 | 並立標 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| パラオ支廳   |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| マラカル水道  |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| オージェル水道 |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| 西水道     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |

| 支廳      | 燈臺 | 船立標 | 見透標 | 港口標 | 其他標 | 船立標 | 航路標 | 浮標 | 並立標 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| パラオ支廳   |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| アンガウル港  |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| ヤップ支廳   |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| サイパン支廳  |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| トラタック支廳 |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| 北東水道    |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| ルクノール島  |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| ボナーベ支廳  |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| クサイ島    |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| クサイ島    |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| ヤル      |    |     |     |     |     |     |     |    |     |
| 支廳      |    |     |     |     |     |     |     |    |     |

第十五章 交通通信

第三節 航路標識

|    |      |      |    |
|----|------|------|----|
| 總計 | 南東水道 | 南西水道 | 計  |
| 一  | 二    | 二    | 二  |
| 一  | 三    | 三    | 三  |
| 一  | 九    | 七    | 一六 |
| 一  | 七    | 三    | 一〇 |
| 一  | 一〇   | 一〇   | 二〇 |

備考

- 一、パラオ支那パラオ港繋船浮標二個の内一個引揚保管す(六月一日)
- 二、アンガウル港繋船浮標五個は探検所用内一個十三年新設

第十六章 財政

第一節 歳計

一 特別會計 南洋群島に於ける財政の制度は、大正四年九月南洋群島民政會計規程を發布し、民政に要する費用は租税手数料、其他の收納金を以て之に充つることとし、特別會計に準じ之を實施せしと雖、其の額僅少にして行政費の一部に過ぎず、島治の經費は重に臨時軍事費特別會計より支辨せられたるが、同十一年三月軍政を撤廢し南洋廳特別會計を設け、租税其他の收入及一般會計の補充金を以て諸般の歳出に充當することゝ爲りたり其の歳入歳出を表示すれば左の如し。

南洋廳特別會計歳入及歳出 (單位圓)

| 年 度     | 歳 入       |           |           | 歳 出       |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | 經 常       | 臨 時       | 合 計       | 經 常       | 臨 時       | 合 計       |
| 大正十二年 度 | 1,200,000 | 2,100,000 | 3,300,000 | 2,300,000 | 1,200,000 | 3,500,000 |

第十六章 財政

|        |           |           |           |           |           |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第二節 歳入 | 一、六四四、四九六 | 四、八五五、五八八 | 六、三九七、〇七五 | 二、三九七、〇七五 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 三、九〇〇、〇〇〇 |
| 大正十三年度 | 一、五三三、五三〇 | 三、二四〇、〇〇〇 | 五、八四四、四九六 | 二、三九七、〇七五 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 三、九〇〇、〇〇〇 |
| 大正十四年度 | 一、五三三、五三〇 | 三、二四〇、〇〇〇 | 五、八四四、四九六 | 二、三九七、〇七五 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 三、九〇〇、〇〇〇 |

第二節 歳入

一 租税 租税の重なるは人頭税、關稅及出港税にして、人頭税は大正四年十月南洋群島島民人頭税規則を制定し、同十一年四月之を改正し、島民にして南洋群島内に居住する十六歳以上の男子に之を賦課し、其の税率は年額十圓以内とし、支廳長は土地の状況及舊慣に依り、南洋廳長官の認可を得て其の税額を定め、毎年四月一日現在に依り之を賦課し、年二期に分割徴收す。ヤルト支廳管内に於ける島民の人頭税に付ては「コブラ」を以て代納せしむ、又資産を有する島民に對しては南洋廳長官の認可を得て二十圓迄賦課することを得、乍併十六歳未満の兒童五人以上を扶養する者又は老衰、不具廢疾に依り勞働に堪えざる者には其の納税の義務を免除す、尙ほ人頭税の賦課等級を定めむとするときは支廳長は管内村長に諮問することとせり。

島民以外の人頭税も、大正四年十月より十六歳以上の男子に之を賦課し、其の税額は年額二十圓とし、四月一日の現在に依り毎年之を徴收し、現職に在る帝國軍人、軍屬、官公吏及官廳雇員及布教に従事する宣教師は、納税義務を免ぜらるるの規程なりしが、同十一

年七月南洋群島人頭税規則を改正し、税率を一等五拾圓より八等五圓を賦課し、納期を二期に分ち、免稅の範圍を(一)貧困にして納税の資力なき者(二)一時の目的にて南洋群島に滞在する者(三)布教に従事する者とせり。

關稅は大正五年七月、南洋群島關稅規則を定め群島に輸入し、又は群島より輸出する貨物に課したるが、同十一年五月南洋群島に於ける關稅に關し、關稅法、關稅定率法及關稅定率法に基く勅令に依る規定を適用することとなり、外國より輸入する貨物に付ては、各所定の税率に依り關稅を課することとなり、開港を「サイパン」「バラオ」「アングウル」「トラック」及「ヤルト」の五港とせり。

出港税は大正十一年五月、南洋群島出港税令を公布し、南洋群島より内地、朝鮮、臺灣又は樺太に移出する物品にして、移出先に於て内國税を課する物品(骨牌、賣藥、賣藥類似品及内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て内國税又は關稅を課したる物品並内地朝鮮臺灣又は樺太に輸入する場合に内國税を課せざる物品にして南洋群島に輸入したるものを除く)には、内國税の税率と同一の税率を課することとなり、出港税額に相當する擔保(金錢國債及工場財團)を提供するときは、六ヶ月以内徴收を猶豫することを得ることとせり。

租税收入比較表

| 税目  | 大正十四年度<br>(豫算) |   | 大正十三年度<br>(決算) |   |
|-----|----------------|---|----------------|---|
|     | 額              | 比 | 額              | 比 |
| 入頭税 | 20,000         |   | 20,000         |   |
| 出頭税 | 20,000         |   | 20,000         |   |
| 關稅  | 17,000         |   | 17,000         |   |
| 合計  | 57,000         |   | 57,000         |   |

二 租税外收入 南洋廳特別會計歳入申租税を除き、其の全般を網羅せるものにして、今其の概況を述べれば次の如し。

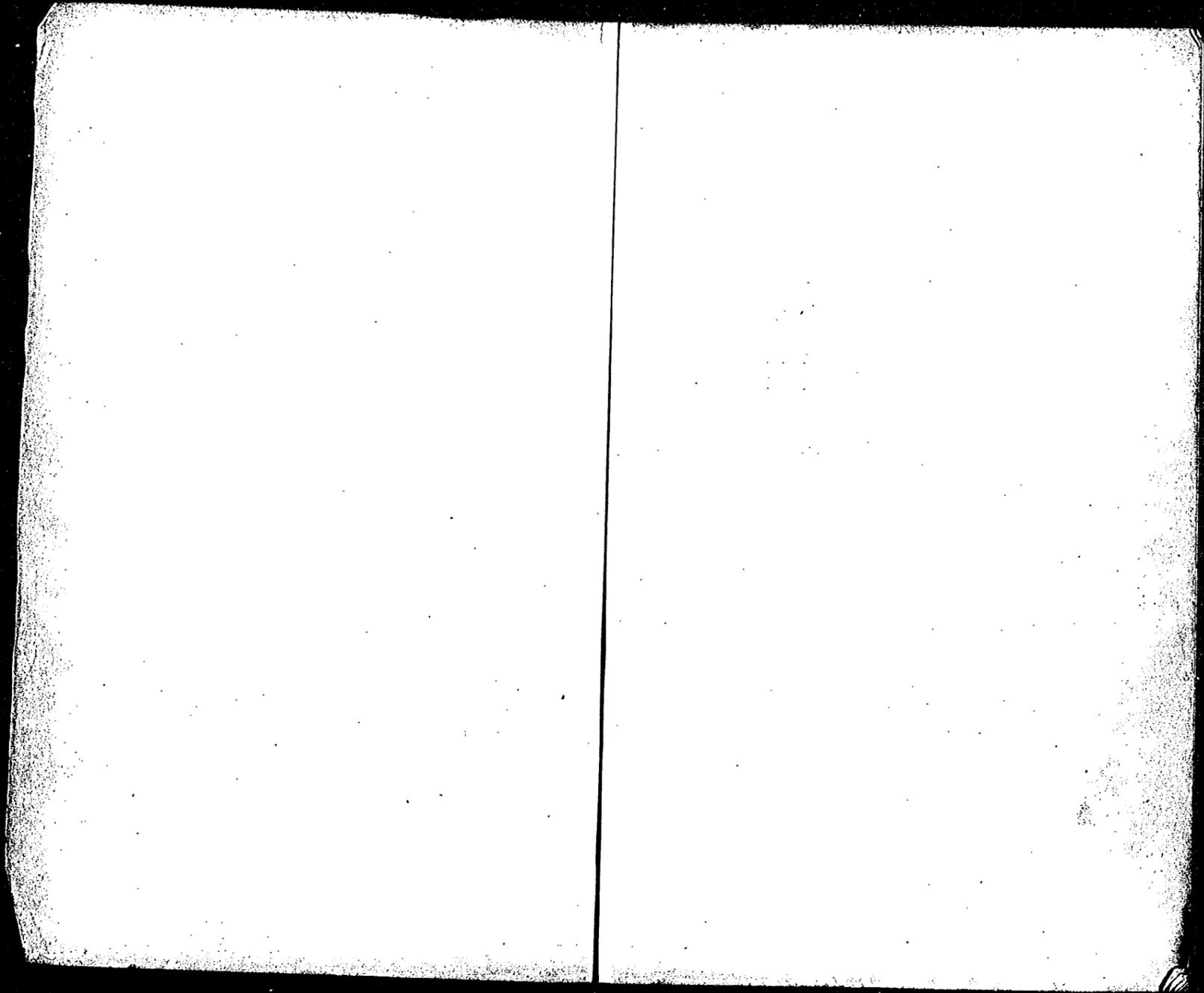
イ、官業及官有財産收入 官業收入には通信事業に属する郵便電信收入、醫院にて收入する薬價、入院料、燐礦の採掘に依り生ずる燐礦拂下代を含み、官有財産收入には官有林「コブラ」竝生立木の拂下代土地貸下料等を包含せり。

ロ、雑收入 免許及手数料、徴罰及沒收金及雑入の四種にして、免許料は狩獵免許料其の重なるものにして、手数料は外國旅券下附手数料、南洋群島裁判手数料規則に依り徴收する手数料等なり。徴罰及沒收金は犯罪即決例等に依り收入するものなり。

租税外收入比較表

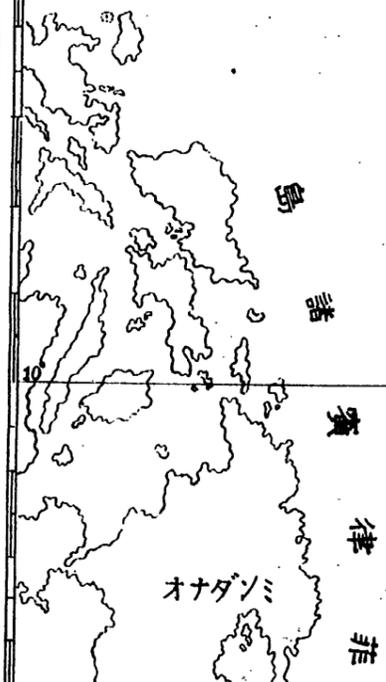
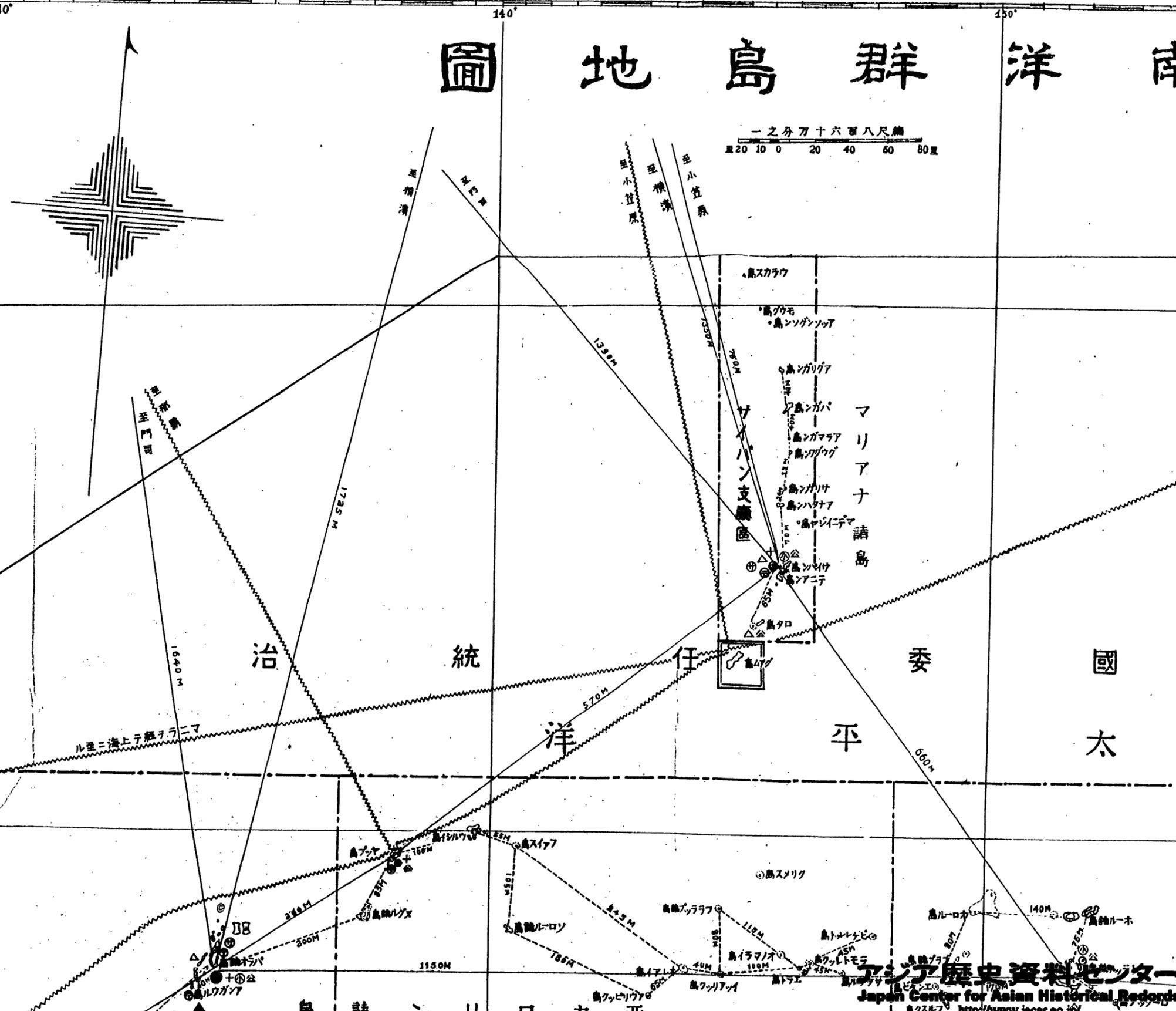
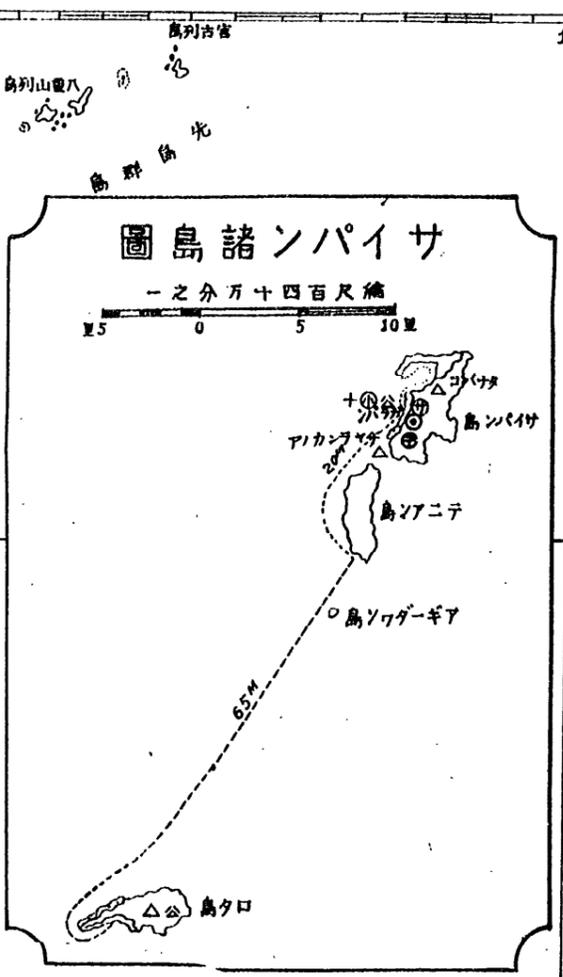
| 科目         | 大正十四年度<br>(豫算) |   | 大正十三年度<br>(決算) |   |
|------------|----------------|---|----------------|---|
|            | 額              | 比 | 額              | 比 |
| 官業及官有財産收入  | 1,017,000      |   | 1,017,000      |   |
| 郵便電信收入     | 30,000         |   | 30,000         |   |
| 醫院收入       | 3,000          |   | 3,000          |   |
| 燐礦收入       | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 官有林收入      | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 燐礦拂下代      | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 官有物貸下料     | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 電燈收入       | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 印紙收入       | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 雑收入        | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 免許及手数料     | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 徴罰及沒收金     | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 小切手支拂未済金收入 | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 雑          | 1,000          |   | 1,000          |   |
| 合計         | 1,110,000      |   | 1,110,000      |   |







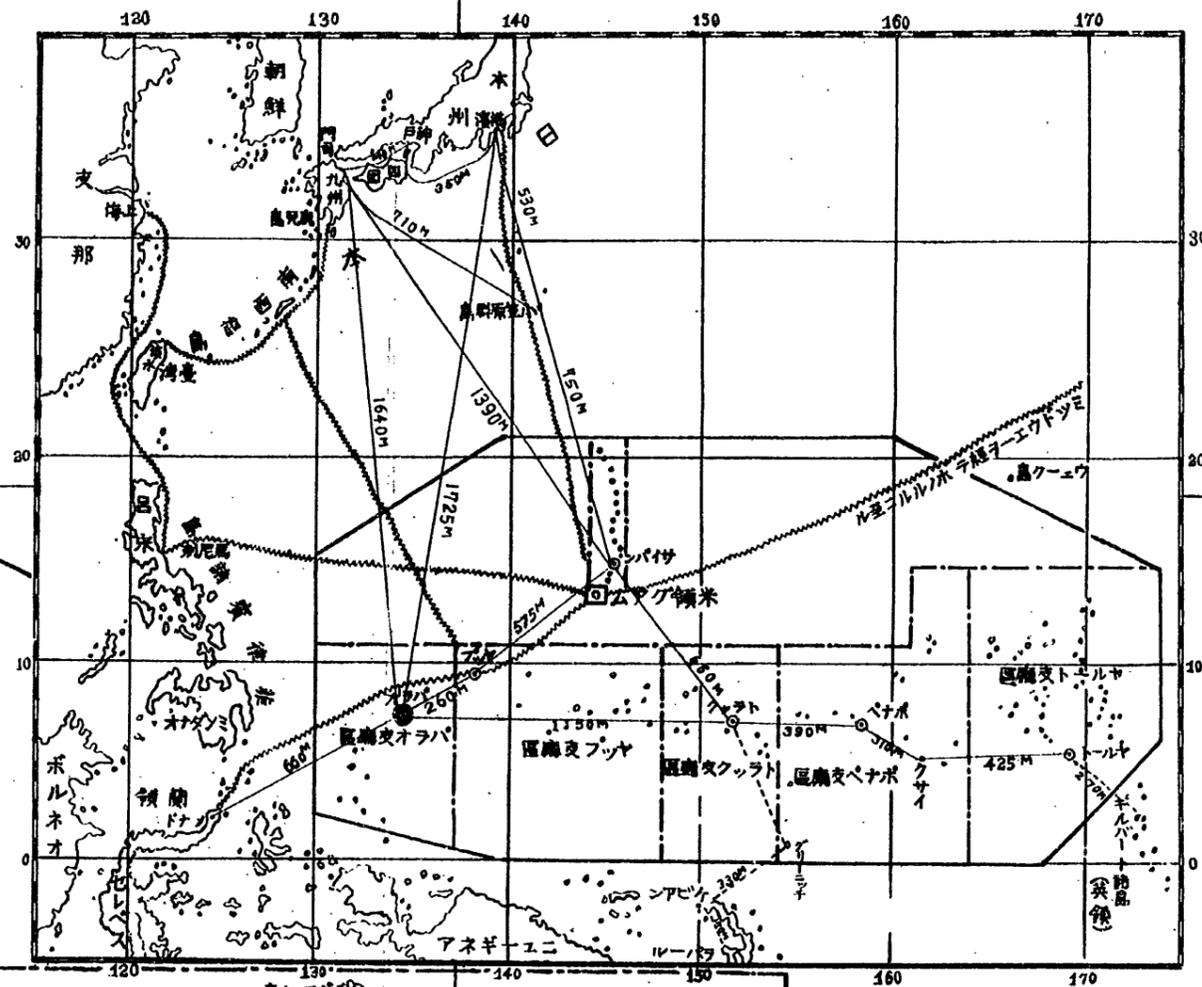
# 南洋群島地圖



封筒在中物

# 南洋

- 九例
- 南洋廳
  - 支便局
  - 郵務所
  - 醫學院
  - 小學校
  - 公學校
  - 法務院
  - 巡査駐在所
  - 警部補出所
  - 検査所
  - 観測所
  - 産業試験場
  - 支廳區域
  - 委任統治區域
  - 米領區域
  - 内地群島區域
  - 離島交通線
  - 海底電信線



# 日本帝國北太平洋

